

台湾における日本産果実の流通・消費の状況 及び輸入促進に向けた諸課題に係る調査

2018年3月

公益財団法人 中央果実協会
[JAPAN FRUIT ASSOCIATION]

無断転載を禁じます

本書の内容について、ご質問やお気づきの点がありましたら、
下記あてにご連絡下さるようお願いいたします。

公益財団法人 中央果実協会 情報部

〒107-0052 東京都港区赤坂 1-9-13 三会堂ビル

【電 話】 03-3586-1381 (代)

【F A X】 03-5570-1852

は し が き

台湾は日本産生鮮果実が輸出可能な貴重な輸出市場であり、現在も台湾内の市場には多くの日本産果実が流通している状況にあります。従来より、日本産果実については、形状及び品質が優れているとの評価の下、高級果実として贈答用を中心に輸入が行われてきましたが、一方で、台湾産のぶどう・柿、韓国産のなしを代表として台湾及び他国の果実の品質向上も著しく、日本産果実の優位性は以前ほどではないとされています。

また、東日本大震災に伴う原子力災害の発生を受け、台湾は福島県等5県の全ての食品を輸入停止とするとともに、平成27年5月15日より新たに日本産食品に対する産地証明書類及び放射性物質検査証明書類の添付義務を課していますが、これらの影響を把握し、適切な対応を取ることが必要となっています。

この他、農薬のポジティブリスト制が世界的に広がる中、農産品の輸出入に当たっては輸出入国双方の農薬の残留基準が問題となりますが、昨年度においても日本産果実が台湾の輸入時に農薬残留基準違反として輸入できないとされた事例が多く見られるなど、日本よりも厳格な基準等を採用している台湾の農薬制度に引き続きどのように対応していくかが重要となっています。

このため、今後の日本産果実の台湾における輸入の促進ないし維持に向けて、改めて現状の課題を整理し、今後の方策検討に資する知見の蓄積を行うこととしました。

以上のことから、台北、台中、高雄圏を中心とする小売店、輸入業者へ、現時点と将来的な主要需要期と産地の出荷時期に合わせてヒアリング等を行い、日本産果実及びその他国産の取扱状況（輸入量、品目、価格等）を調査するとともに、残留農薬や植物検疫などの輸入規制の運用をめぐる台湾当局の動き等について調査し、規制に係る違反事例を多く収集し、その要因分析を行い、これに係る台湾当局の動きを整理調査しました。

この調査は、公益財団法人 日本台湾交流協会に委託して行ったものであり、本調査に御尽力いただきました方々に、深く感謝申し上げます。

本調査結果が、様々な場面で活用され、今後我が国果樹産業の国際化対策の推進等において少しでもお役に立てれば幸いです。

2018年3月

公益財団法人 中央果実協会
理事長 弦間 洋

目 次

I. 目的	1
II. 台湾の農林水産業の概況	2
1. 台湾の地勢・人口・都市	
2. 台湾の経済概況	
3. 台湾経済に占める農業の地位	
4. 農林水産業就業人口	
5. 総輸出入額に占める農林水産物の割合	
6. 農林水産業に占める果樹農業の地位	
7. 食料自給率	
8. 果実の生産量及び収穫面積	
9. 台湾で生産される主要な果実	
III. 果実の流通・消費状況	11
1. 果実貿易の現状	
2. 輸入果実の流通状況	
3. 市場取引量	
IV. 日本産果実等の輸入をめぐる状況等(規制措置関係)	18
1. 日本産果実等に対する原発事故関連の規制	
2. 残留農薬をめぐる状況	
3. 有機農産物をめぐる状況	
V. 2017年の台湾における日本産果実等の流通状況及び課題について	28
1. 日本産果実の流通状況及び課題(全体)	
2. 日本産果実の流通状況及び課題(各主要品目)	
(参考 1) 台湾の果実の流通状況(台北市果菜市场)	48
(参考 2) 残留農薬違反事例(日本台湾交流協会まとめ)	59
(参考 3) 輸入農産物の管理強化計画(衛生福利部)	60
(参考 4) 主要都市における販売価格(日本台湾交流協会調査)	62
(参考 5) 台湾バナナに関する行政院農業委員会公表記事	68
(参考 6) 有機農産品関係法令(仮訳)	76

I. 目的

台湾は日本産生鮮果実が輸出可能な貴重な輸出市場であり、現在も台湾内の市場には多くの日本産果実が流通している状況にある。日本産果実については、形状及び品質が優れているとの評価の下、高級果実として贈答用を中心に輸入が行われてきた。一方で、台湾産のブドウ、ナシ、柿、韓国産のブドウ、ナシを代表として台湾及び他国の果実の品質向上も著しく、日本産果実の優位性は以前ほどではないとされている。

また、2011年3月11日の東日本大震災に伴う原子力発電所事故の発生を受け、台湾は福島県等5県の全ての農林水産物・食品を輸入停止とするとともに、2015年5月15日より新たに日本産食品に対する産地証明及び放射性物質検査証明(一部の地域・品目)の添付義務を課したことから、これらの影響を把握し、適切な対応を取ることが必要である。

この他、農薬のポジティブリスト制が世界的に広がる中、農産品の輸出入に当たっては輸出入国双方の農薬の残留基準が問題となるが、日本産果実が台湾での輸入時に農薬残留基準違反として輸入できないとされた事例が多く見られるなど、日本よりも厳格な基準等を採用している台湾の農薬制度に引き続きどのように対応していくかが重要となっている。

このため、今後の日本産果実の台湾向け輸出促進ないし維持に向けて、改めて現状の課題を整理し、今後の方策検討に資する知見の蓄積を行うものとする。

II. 台湾の農林水産業の概況

1. 台湾の地勢・人口・都市

(1) 地勢

台湾は台湾本島(付属島嶼 21)と澎湖列島(付属島嶼 63)の大小 86 の島嶼、金門島、馬祖島から構成され、総面積 36,197 平方キロメートル(九州よりやや小さく、日本の国土面積の約 1/10)、南北の長さが 386 キロ、東西の最も広いところが 144 キロである。

台湾本島は南北に長く、中央山脈が縦に貫き東西を二分している。東部海岸線は断崖絶壁の奇勝に富み、西部は豊かな平野が続き、都市部は主に西部に集中している。山地は全島面積の 3 分の 2 を占め、3,000m 以上の山を 133 有する(最高峰は玉山 3,952m)。

(2) 人口

総人口は約 2,356 万人、最も人口の多い都市は台北市を取り巻く新北市約 399 万人、次いで台中市 279 万人、高雄市約 278 万人、台北市約 270 万人である。今後は 2024 年をピークに人口減少が進んでいくと予測されている。人口密度は 650 人/平方キロメートルと日本の約 2 倍、最も人口密度の高い都市は台北市の 9,918 人/平方キロメートルで東京 23 区の 3 分の 2 程度となっている(内政部統計、2016 年末現在)。人口構成は漢族(98%)、マレーポリネシア系先住民(2%)及び中国大陸の少数民族、中国大陸籍を含む台湾の外国籍配偶者(1%)といわれている(行政院統計、2017 年末時点)。なお、長期滞在査証を有する日本国籍者は約 1 万 8 千人(移民署統計、2017 年末時点)。

(3) 都市

中央直轄市として、台北市、高雄市、新北市、桃園市、台中市、台南市があり、人口の約 6 割強が集中している。主要都市として、基隆市、新竹市、嘉義市、花蓮市、台東市等がある。



2. 台湾の経済概況

近年、台湾は工業・貿易の推進により、飛躍的な経済発展を遂げ、東アジアの中にあつて経済振興地域としての重要な位置を占めている。他方、世界経済の減速の影響を受け、経済の失速が懸念されている。

また、台湾経済は輸出に牽引されており、特に中国大陸との貿易の重要性が高まっていることから、引き続き、兩岸関係の発展のあり方も含め、2016年5月20日発足の民主進歩党政権における経済政策が注目される。

表 1 経済成長及び国民所得

	経済成長 (%)	人口 (人)	GDP (百万US\$)	GNP (百万US\$)	国民所得 (百万US\$)	平均個人所得 (US\$)
1960	7.20	10,667,705	1,743	1,742	1,663	156
1970	11.51	14,582,944	5,786	5,775	5,405	371
1980	8.04	17,704,538	42,295	42,237	37,870	2,139
1990	5.65	20,278,946	166,615	170,978	155,575	7,672
2000	6.42	22,184,530	331,452	335,921	296,816	13,379
2005	5.42	22,729,753	375,769	384,808	333,521	14,673
2010	10.63	23,140,948	446,105	459,679	385,290	16,650
2011	3.80	23,193,518	485,653	498,832	417,057	17,982
2012	2.06	23,270,367	495,845	511,179	421,779	18,125
2013	2.20	23,344,670	511,614	525,851	440,559	18,872
2014	4.02	23,403,635	530,519	546,013	461,605	19,724
2015	0.81	23,462,914	525,562	542,194	459,189	19,571
2016	1.41	23,515,945	530,532	546,936	463,726	19,720
2017	2.58	23,555,490	571,682	585,508	496,954	21,097
2018 (予測)	2.29	23,603,513	605,773	605,773	512,559	21,715

出所：行政院主計処（2017/11/24時点）

3. 台湾経済に占める農業の地位

台湾の総生産額(GDP)は、1975年600億NT\$であったが2016年には17,000億NT\$と大きく成長している(2017年の換算レート:1NT\$(元)=3.82円、詳細はP47参照)。

GDPへの貢献度では、第三次産業が63.1%、次いで第二次産業が35.1%であり、第一次産業は1.8%にとどまっている(表2)。また、台湾の総面積約3万6,000平方キロメートルのうち、平地は27%、山地は73%であり、全土の半分以上が第一次産業の農林水産業に使用されている。耕地面積は約80万ヘクタールで、全土の約4分の1を占めており、40万ヘクタールが水田、40万ヘクタールが畑地である。台湾農業は豊富な雨量、温暖な気候等の恵まれた自然条件下で、水利施設や土地基盤の整備等が進展しており、多毛栽培

が行われ、土地が高度に利用されているが、近年は米の生産が過剰となっており、米にか
 わる作物の検討及びその定着が重要な課題となっている。

表 2 産業別生産額 単位:10 億 NT\$,括弧内は割合

	1975	1985	1995	2005	2010	2015	2016
総生産額(GDP)	602	2,536	7,397	12,092	14,119	16,759	17,119
第一次産業	75 (12.5)	145 (5.7)	243 (3.3)	196 (1.6)	225 (1.6)	283 (1.7)	309 (1.8)
第二次産業	231 (38.7)	1,134 (44.8)	2,495 (33.7)	3,920 (32.3)	4,754 (33.8)	5,853 (35.1)	5,961 (35.1)
第三次産業	292 (48.9)	1,255 (49.6)	4,668 (63.0)	8,028 (66.1)	9,096 (64.6)	10,525 (63.2)	10,735 (63.1)

出所:行政院農業委員会「農業統計年報」

4. 農林水産業就業人口

工商業の発展により、農村の労働力が工商業に移行している。農林水産業就業者は近
 年は 550 万人程度と大きな変化は見られないが、総就業者人口に対する農林水産業従事
 者の割合は減少傾向となっている(表 3)。世帯当たりの農家総所得における農業所得の
 割合は近年大きな変化はなく、20%程度で推移している(表 4)。

表 3 農林水産業就業人口と総就業人口 単位:千人

	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
総就業人口(A)	10,403	10,279	10,493	10,709	10,860	10,967	11,079	11,198	11,267
うち農林水産業(B)	535	543	550	542	544	544	548	555	557
B/A	5.1%	5.3%	5.2%	5.1%	5.0%	5.0%	5.0%	5.0%	4.9%

出所:行政院主計処、行政院農業委員会「農業統計年報」

表 4 農家総所得と農業所得(世帯当たり) 単位:千 NT\$

	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
世帯当たり農家総所得(A)	918	873	885	934	996	985	1,023	1,026	1,073
世帯当たり農業所得(B)	197	182	182	184	216	214	225	230	234
B/A	21%	21%	21%	20%	22%	22%	22%	22%	22%
1人当たり農家所得	247	240	248	260	280	284	295	300	315

出所:行政院農業委員会「農業統計年報」

5. 総輸出入額に占める農林水産物の割合

台湾は、過去、米、砂糖を多く輸出しており、農産物の輸出が輸入を上回っていた。しかし、1974年に農産物の輸入は輸出を上回るようになった。総輸出額に占める農林水産物の割合は、1965年以前は50%以上、その後減少し、2005年以降は2.0%を切っている状況にある。2016年の農林水産物の輸出額は、約47億ドルであり、総輸出額の約1.8%が農林水産物である(表5)。農林水産物の輸出額に占める割合は、中国大陸が2割程度を占め、日本、米国、ベトナム、香港が続いている。

また、2016年の農林水産物の輸入額は、約142億ドルであり、総輸入額の約6%が農林水産物である(表5)。農林水産物の輸入額に占める割合は、米国が2割程度を占め、日本、中国大陸、ブラジル、豪州が続いている。

表5 総輸出入額に占める農林水産物の割合

単位:百万US\$

	1990	1995	2000	2005	2010	2015	2016
総輸出額(A)	67,214	111,659	148,321	189,400	261,554	264,327	256,877
うち農林水産物(B)	3,676	5,645	3,279	3,582	4,027	4,878	4,673
B/A	5.5%	5.1%	2.2%	1.9%	1.5%	1.9%	1.8%
総輸入額(C)	54,716	103,550	140,011	181,604	250,544	227,818	229,829
うち農林水産物(D)	6,133	9,774	7,602	9,355	12,798	14,519	14,219
D/C	11.2%	9.4%	5.4%	5.2%	5.1%	6.4%	6.2%

出所:行政院農業委員会「農産貿易統計要覧」

6. 農林水産業に占める果樹農業の地位

台湾の気候は、亜熱帯から熱帯に属し、高山は比較的冷涼な気候であるため、熱帯果実から温帯果実まで様々な果実が生産されている。また、農林水産業の総生産額に占める農業生産額の割合は51.3%(農業生産額に占める果実の割合は35.7%)であり、果実は農林水産業において重要な産業に位置づけられる(表6)。

台湾は現在、果実の輸出に意欲的に取り組んでおり、バナナのほか、マンゴー、ライチ、ブドウ等を多く輸出している。近年は新南向政策の下で東南アジアや豪州、ニュージーランド等への輸出強化に目を向けている。

また、台湾行政院農業委員会(日本の農林水産省に相当、以下「農業委員会」という)は、2016年12月5日、農産物の輸出入、海外投資、農業技術及び農業資材の輸出といった主要業務を担う「台農発股フェン有限公司(2017年夏に台湾国際農業開発株式会社(TAD)から改称)」を設立した。社長にはニュージーランドのゼスプリ社出身者を登用し、諸外国への農産物の輸出拡大を見据えている。なお、今後は、新規就農者の増加や農村における労働力を確保するための専門会社の設立等も検討中とのことである。

表 6 2016 年農業生産額に占める果実の割合

単位：百万 NT\$

農林水産総額	農業						畜産	林業	漁業
	稲	特用作物	野菜	果実	その他				
517,573	265,539	37,977	12,792	77,303	94,873	42,596	165,384	207	86,453
100.0%	51.3%	7.3%	2.5%	14.9%	18.3%	8.2%	32.0%	0.04%	16.7%

出所：行政院農業委員会「農業統計年報」

7. 食料自給率

2016 年のカロリーベースの総合食料自給率は 31.0%であり、最近 10 年間は 30%台前半で横ばい傾向にある(表 7 及び 8)。食料安全保障の強化の観点から、2011 年 5 月に農業委員会主催の下、「全国食料安全保障会合」が開催され、政策目標として食料自給率を設定し、国内生産構造の調整及び農地・水資源を有効活用することで 2020 年のカロリーベースの食料自給率を 40%とする目標が設定されているが、食の欧米化や米離れを代表とする食生活の変化により、自給率は伸び悩んでいる。

表 7 食料自給率(2016 年)

単位：%

品目別	カロリーベース	価格ベース
総合自給率	31.0	65.3
穀類	26.6	45.1
コメ	99.8	99.8
いも類	27.2	24.6
野菜類	84.5	81.3
果実類	82.7	80.0
肉類	78.1	61.8
魚介類	184.2	123.3
乳製品類	30.3	30.3

表 8 食料自給率の推移

単位：%

		民国 85 年 (1996 年)	民国 95 年 (2006 年)	民国 100 年 (2011 年)	民国 105 年 (2016 年)
カロリーベース 自給率	総合	37.2	32.1	33.9	31.0
	果実	88.6	86.7	88.7	82.7
価格ベース 自給率	総合	83.0	74.5	69.1	65.3
	果実	87.4	85.9	87.0	80.0

出所：行政院農業委員会「糧食供需年報」

8. 果実の生産量及び収穫面積

台湾は豊富な雨量、温暖な気候等の恵まれた自然条件下で農業が盛んに行われているが、毎年台風等による影響で収量が安定しないことが台湾農業の懸念の一つとなっている。2016年は度重なる台風の襲来により、マンゴー等の作物が大きな被害を受けたことによる収量の減少に伴い市場価格も高騰した。

なお、台湾における主要な果実の生産量及び収穫面積は以下のとおり(表9及び10)。

表9 台湾における主な果実の生産量

単位:t

	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
パイナップル	434,769	420,172	401,367	392,211	413,465	456,243	493,998	527,161
バナナ	172,550	287,895	305,740	295,265	291,292	299,900	274,066	257,545
リュウデイン	231,549	185,289	178,829	162,345	160,496	162,533	139,494	131,329
マンゴー	140,290	135,293	169,380	167,247	215,168	152,932	166,260	106,766
グァバ	135,303	167,009	168,848	181,178	182,479	168,392	150,687	133,061
パパイヤ	82,878	129,322	151,183	132,763	118,822	115,780	115,115	105,916
梨	153,450	174,858	150,013	137,911	109,105	134,549	127,016	111,424
ポンカン	98,179	102,341	142,369	135,796	133,253	137,136	108,058	107,086
ブドウ	98,091	102,831	107,280	99,967	97,256	82,199	85,435	79,680
ライチ	95,440	89,440	90,471	81,143	93,221	93,078	87,515	46,575
柿	37,032	58,401	90,100	81,894	63,694	72,764	60,929	60,266
レンブ	43,693	59,675	78,109	81,677	99,526	82,390	65,775	50,675
シャカトウ	70,370	64,243	59,739	49,864	52,612	55,938	55,426	25,320
ブンタン	70,150	88,100	69,668	70,465	62,187	65,974	60,895	61,810
梅	46,890	49,695	42,010	31,880	30,706	34,709	32,473	16,613
桃	28,838	28,348	29,719	29,130	27,156	28,677	27,026	22,430
ナツメ	36,991	34,187	31,050	37,912	38,205	35,304	34,191	29,101
スターフルーツ	16,941	15,727	15,975	13,937	12,976	12,030	10,759	9,206
リンゴ	3,645	2,186	1,667	1,519	1,292	1,507	1,319	1,483

(参考)

スイカ	217,619	225,872	246,584	242,998	212,614	211,280	217,405	201,117
カンタル°メロン	40,421	27,726	44,459	37,136	42,763	42,498	41,889	36,234
マスクメロン	26,147	41,156	33,389	29,142	27,191	27,050	29,875	29,684
イチゴ	5,290	5,473	7,348	7,951	8,732	9,036	8,251	7,487

出所: 行政院農業委員会「農業統計年報」

表 10 台湾における果実の収穫面積

単位: ha

	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
果実計	199,789	195,055	190,155	185,907	184,351	181,005	180,331	183,623
パイナップル	10,051	9,027	8,264	8,192	8,658	8,950	9,472	10,379
バナナ	11,424	13,453	13,257	12,947	13,042	13,291	14,093	15,697
リュウデイン	7,068	6,289	5,904	5,597	5,619	5,378	5,277	5,240
マンゴー	16,637	16,437	16,487	16,087	16,352	14,833	15,205	15,616
グアバ	6,970	7,056	6,727	6,882	7,082	7,045	7,091	7,113
パパイヤ	2,910	3,149	3,121	2,844	2,469	2,295	2,500	2,584
梨	8,039	7,024	6,555	5,854	5,770	5,562	5,454	5,395
ポンカン	6,562	6,273	6,096	6,045	6,034	5,836	5,729	5,572
ブドウ	3,196	3,137	3,054	3,041	2,912	2,901	2,944	2,868
ライチ	11,618	11,599	11,623	11,562	11,333	11,079	10,312	10,212
柿	3,930	4,963	5,052	5,137	5,086	5,263	5,208	5,251
レンブ	5,880	5,446	5,259	5,139	4,978	4,602	3,776	3,574
シャカトウ	5,840	5,836	5,712	5,579	5,158	5,180	5,168	5,277
ブンタン	5,346	5,234	4,280	4,275	4,171	4,159	4,207	4,221
梅	7,349	6,425	5,689	4,483	4,064	4,256	4,229	4,204
桃	2,483	2,359	2,345	2,319	2,300	2,286	2,254	2,165
ナツメ	2,537	2,129	2,080	2,100	2,046	1,941	1,925	1,946
スターフルーツ	1,281	1,209	1,167	1,120	1,050	980	934	904
リンゴ	436	231	175	169	175	174	171	204

(参考)

スイカ	11,799	11,604	11,693	11,871	10,748	10,545	10,888	10,717
カンタループメロン	3,067	3,097	3,184	2,767	3,067	2,999	2,948	2,797
マスクメロン	2,073	2,120	2,433	2,080	2,078	1,927	2,202	2,347
イチゴ	550	550	504	575	535	497	459	550

出所: 行政院農業委員会「農業統計年報」

9. 台湾で生産される主要な果実

(1) バナナ

台湾においてバナナは他の果実と比べ、収穫面積は1番多く、生産量はパイナップルに次いで2番目に多い。主な産地は、南投県(中部)、屏東県及び台南市(いずれも南部)であり、3県市で全体の約半分を生産している。

ここ数年、市場における価格が高止まりしていたが、2017年は価格を下げるために栽培量

を増やしていたところ、2017 年は平年よりも夏場の気温が 1～2℃ほど高かったことによる成長速度の増加、高温により水分量の少ない果実の消費が減少したこと等から、一転して価格が大幅に下落することとなった。そのため、行政院農業委員会等は台湾のスーパーでの販売促進活動や日本向け輸出に係る取組を行う等、台湾産バナナの消費プロモーションを行った（参考資料「バナナと友だち！農委会が全聯、大潤発会社と提携し、台湾バナナのマーケティングを展開」）。

なお、日本における台湾バナナの地位については、1960 年代には日本のバナナ市場の 8 割を占めていたが、現在では 1%にも満たない状況となっている。

（参考）台北市第一果菜市场及び第二果菜市场におけるバナナの月別単価（NT\$/kg）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2015年	35.1	34.4	34.0	26.8	27.2	21.2	22.2	30.1	49.0	55.5	58.4	55.4
2016年	53.5	53.9	65.2	55.3	41.3	29.4	24.2	41.1	35.7	37.0	52.9	74.0
2017年	85.7	88.1	77.5	71.4	54.9	33.0	18.4	17.1	1.8	16.0	22.7	25.9

出所：台北農産運銷株式会社統計資料

（2）マンゴー

台湾におけるマンゴーの主要産地は台南市、屏東県であり、2 県市で全体の約 9 割を占めている。近年、マンゴーの流通価格は上昇しており、2016 年の台風襲来等に伴う収量減少により、2016 年の流通価格が高騰したが、2017 年は収量が比較的安定したため、価格は例年並みに落ち着いた。

当地台南市の玉井地区はマンゴーの故郷とも言われており、毎年 6 月から 7 月にかけて、マンゴーの生産祭が行われる。現地の農會（日本の農協に相当）は、マンゴージュース、マンゴーかき氷をはじめとしたマンゴースイーツを提供する飲食店を経営しており、比較的安い価格で訪問客を楽しませてくれる。

（参考）台北市第一果菜市场及び第二果菜市场における流通状況（NT\$/kg）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2015年	93.5	89.8	53.2	51.6	55.9	35.5	30.2	39.4	48.4	70.8	102.9	113.6
2016年	67.2	37.7	57.0	75.3	91.8	81.9	84.0	91.4	91.9	91.3	102.9	128.3
2017年	138.4	119.7	84.9	87.2	83.3	50.7	39.2	41.2	45.8	101.3	46.7	56.5

出所：台北農産運銷株式会社統計資料



(3) 柿

台湾における柿の生産量は年間約 6 万トンであり、そのうちの 7 割(約 4 万トン)は台中市産である。台湾産柿は日本産と比べても見た目がよく、味もよい。台湾では柿は縁起のよい果実と言われており、贈答用としても台湾市民の方々から受け入れられている。

また、台湾においては台北市近郊の新竹市は干柿の産地として有名であり、干柿の生産農家は観光農園として観光客の訪問も受け入れている。収穫期は主に 9 月から 11 月頃であり、併設農場で生産された柿を加工し、販売され、主に中国大陸などに輸出されている。

市場においては近年、日本産干柿も扱われるようになってきたが、干柿は台湾でも生産されており、品質もよいため、日本産にとって台湾産干柿は競合品と言える。小売店によれば、日本産干柿は日本産青果物が品薄な時期に出回るため、日本産の品目をカバーする意味合いもあって販売しているとのことであった。しかしながら、日本産干柿の品質保持期間は短く、台湾人にとって甘みが強い、台湾での販売促進においては輸送時間の短縮、競合品である台湾産とどのように差別化を図っていくかが今後の課題であると思われる。

○干柿生産の様子



○高雄市高級デパートでの日本産干柿の販売の様子



Ⅲ. 果実の流通・消費状況

1. 果実貿易の現状

(1) 輸出

台湾産果実は、パイナップル、バナナ、マンゴー、ライチといった熱帯果実の輸出が多い(表 1)。輸出先は、従来多かった日本が減少傾向にあり、日本に代わって中国大陸への輸出が急増し、2012 年からは輸出先第 1 位となっている。輸出量では中国大陸向けについては、2016 年は 2010 年の約 5 倍、日本・香港は約 4 分の 1、輸出額は中国大陸向けが約 8 倍、日本・香港が半減しており、輸出相手先としての中国大陸の存在感が一層高まっている状況にある。

なお、台湾政府はこのような中国大陸への一極化を避け、新たに新南向政策を打ち上げ、東南アジア諸国への輸出促進を進めている(表 2 及び 3)。

表 1 品目別果実輸出量

単位:t

	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
バナナ	11,302	10,284	9,161	7,129	4,167	3,281	1,585
マンゴー	4,699	4,382	2,357	6,266	6,438	10,812	1,519
ライチ	1,106	1,078	615	897	1,178	536	184
オレンジ類	2,006	1,865	1,192	1,181	979	2,008	507
パイナップル	2,118	2,955	4,276	4,890	9,022	22,773	29,075

出所: 行政院農業委員会「農産貿易統計要覧」

表 2 国別果実輸出量

単位:t

	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
総計	37,074	39,020	36,641	46,274	49,374	72,777	60,594
中国大陸	9,287	10,629	13,154	24,060	31,052	54,304	50,955
日本	11,993	10,950	10,499	8,898	5,968	5,549	3,340
香港	8,793	10,141	7,650	4,947	4,861	5,912	2,722
シンガポール	2,044	2,174	1,527	2,919	2,520	2,300	1,171
カナダ	2,339	2,343	2,365	3,165	2,375	1,610	1,179
米国	1,337	1,255	842	1,003	1,158	518	283
大韓民国	612	526	417	761	927	1,800	474
マレーシア	275	367	159	336	176	385	199
フィリピン	376	283	123	14	36	4	5

出所: 行政院農業委員会「農産貿易統計要覧」

表 3 国別果実輸出額

単位:千 US\$

	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
総計	53,945	62,912	62,136	81,330	87,399	126,740	109,615
中国大陸	10,944	11,373	16,612	36,833	46,250	84,243	84,305
日本	21,567	23,557	21,528	19,177	14,912	13,532	10,062
香港	8,730	12,023	12,016	6,784	7,569	8,207	4,916
シンガポール	3,165	4,678	3,337	5,167	4,907	4,331	2,637
カナダ	3,449	3,807	4,185	5,303	4,308	2,824	2,136
米国	4,025	3,757	3,987	2,241	2,432	1,381	849
大韓民国	2,630	3,087	2,597	4,250	5,640	10,128	3,447
マレーシア	645	1,104	702	931	562	1,003	591
フィリピン	343	315	227	52	73	15	22

出所: 行政院農業委員会「農産貿易統計要覧」

(2) 輸入

台湾においては、熱帯・亜熱帯果実の栽培に適した各種条件を背景に、果実の自給率は 8 割強(Ⅱ7)と高い水準を維持しているが、栽培が困難な温帯果実を中心に一部輸入が行われている。輸入については、リンゴが最も多く、米国が量、額ともに最も大きい。近年はチリやニュージーランドからの輸入も増加している(表 4)。次いで輸入が多い品目はキウイ、ふどう、モモ等となっている。特に近年はぶどう、キウイ等の輸入が急増している。2016 年の輸入量で見た日本の順位は、リンゴ 4 位、ブドウ 7 位、モモ 3 位、ナシ 4 位等である。

国別輸入量は、米国、ニュージーランド、チリ、日本の順であり、上位 4 か国で全体の 8 割強を占める(表 5)。また、国別輸入額では、全体の 6 割強を米国、チリ、ニュージーランドが占め、日本は約 1 割と国別で 4 番目に位置している(表 6)。

表 4 品目別果実輸入量

① リンゴ

年	輸入量 (t)	輸入額 (千 US\$)	主な相手国 (t)
2010	135,640	151,356	チリ(51,037)、米国(40,439)、日本(18,514)
2011	136,698	144,710	米国(50,425)、チリ(46,432)、NZ(17,656)
2012	134,403	163,870	米国(63,451)、チリ(44,793)、NZ(12,048)
2013	144,127	203,930	米国(58,961)、チリ(52,307)、日本(16,324)
2014	157,878	245,154	米国(58,892)、チリ(52,494)、NZ(20,146)
2015	157,097	238,957	米国(60,473)、チリ(39,206)、日本(26,617)
2016	171,157	274,934	米国(49,806)、チリ(49,753)、NZ(32,070)

出所：行政院農業委員会「農産貿易統計要覧」(以下同じ)

② キウイ

年	輸入量 (t)	輸入額 (千 US\$)	主な相手国 (t)
2009	24,548	30,586	NZ(19,387)、イタリア(2,060)、フランス(1,951)
2010	26,550	36,122	NZ(19,555)、イタリア(3,496)、フランス(2,934)
2011	29,639	49,051	NZ(23,575)、イタリア(2,684)、フランス(2,451)
2012	35,763	71,274	NZ(30,010)、イタリア(2,107)、チリ(1,692)
2013	30,250	61,670	NZ(21,330)、フランス(3,617)、イタリア(3,339)
2014	31,697	86,843	NZ(22,945)、イタリア(4,655)、フランス(2,308)
2015	42,861	120,346	NZ(32,500)、イタリア(5,467)、フランス(2,692)
2016	47,652	133,662	NZ(36,232)、イタリア(6,164)、フランス(2,462)

③ ブドウ

年	輸入量 (t)	輸入額 (千 US\$)	主な相手国 (t)
2009	20,311	33,550	米国(10,422)、チリ(6,141)、南ア(1,789)
2010	14,938	28,835	米国(7,911)、チリ(4,034)、南ア(1,758)
2011	14,391	23,911	米国(6,709)、チリ(4,872)、南ア(1,197)
2012	17,195	37,824	米国(9,686)、チリ(3,872)、南ア(1,648)
2013	20,999	49,495	米国(13,430)、チリ(3,778)、ペルー(1,507)
2014	24,082	58,055	米国(11,373)、チリ(6,291)、ペルー(3,738)
2015	22,045	54,994	米国(13,565)、チリ(3,599)、ペルー(2,522)
2016	29,376	71,173	米国(15,902)、チリ(6,405)、ペルー(2,828)

④ モモ

年	輸入量 (t)	輸入額 (千 US\$)	主な相手国 (t)
2009	24,312	42,626	米国(19,571)、チリ(4,380)、日本(304)
2010	26,628	44,797	米国(21,952)、チリ(4,395)、日本(251)
2011	21,664	37,949	米国(17,258)、チリ(4,002)、豪州(284)
2012	18,629	40,718	米国(14,101)、チリ(4,177)、日本(186)
2013	21,553	48,271	米国(16,421)、チリ(4,634)、豪州(259)
2014	12,982	36,989	米国(11,270)、チリ(1,362)、日本(330)
2015	16,108	42,889	米国(12,411)、チリ(3,295)、日本(266)
2016	19,761	49,203	米国(15,376)、チリ(4,051)、日本(272)

⑤ ナシ

年	輸入量 (t)	輸入額 (千 US\$)	主な相手国 (t)
2009	12,256	15,090	韓国(9,650)、米国(1,716)、日本(604)
2010	11,516	15,879	韓国(9,269)、米国(1,615)、NZ(396)
2011	11,798	14,982	韓国(8,857)、米国(2,274)、NZ(399)
2012	10,222	15,608	韓国(7,316)、米国(1,611)、日本(664)
2013	10,953	20,246	韓国(8,314)、米国(1,410)、NZ(594)
2014	12,825	22,776	韓国(9,609)、米国(2,061)、NZ(726)
2015	12,656	22,793	韓国(9,373)、米国(1,946)、NZ(818)
2016	13,213	22,436	韓国(9,322)、米国(1,725)、NZ(1,651)

⑥ オレンジ類

年	輸入量 (t)	輸入額 (千 US\$)	主な相手国 (t)
2009	10,383	5,500	米国(7,512)、南ア(1,667)、豪州(1,074)
2010	9,097	5,105	米国(7,330)、南ア(1,656)、豪州(42)
2011	9,673	5,154	米国(8,635)、南ア(572)、豪州(452)
2012	14,081	10,123	米国(8,575)、南ア(4,433)、豪州(1,070)
2013	13,049	9,394	米国(11,193)、南ア(1,382)、豪州(471)
2014	10,307	9,801	米国(8,836)、南ア(862)、豪州(603)
2015	12,161	9,614	米国(8,200)、南ア(3,477)、豪州(481)
2016	24,808	18,918	米国(19,697)、南ア(3,765)、豪州(1,340)

表 5 国別果実輸入量

単位:t

	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
総計	272,291	275,188	284,085	286,285	294,437	304,039	347,006
米国	109,911	106,057	116,099	114,821	107,752	109,494	116,650
チリ	64,717	60,640	59,468	65,951	65,376	51,396	66,698
NZ	36,161	42,427	43,348	31,288	44,533	56,718	71,252
タイ	18,267	20,521	21,070	16,044	15,421	13,273	9,847
中国大陸	22,261	22,261	9,204	8,709	1,044	424	242
日本	19,568	16,128	10,399	17,710	21,051	28,286	25,054
大韓民国	16,207	11,412	8,503	9,705	10,645	11,161	11,526
南アフリカ	7,971	6,187	13,830	13,876	9,883	12,538	18,887
豪州	3,298	2,687	3,832	2,818	3,695	3,783	6,164
イタリア	3,907	2,684	2,107	3,339	4,655	5,467	6,164
フランス	3,254	2,832	2,072	3,795	2,715	3,570	3,543
フィリピン	1,366	1,583	1,789	2,978	2,662	3,541	4,106

出所: 行政院農業委員会「農産貿易統計要覧」

表 6 国別果実輸入額

単位:千 US\$

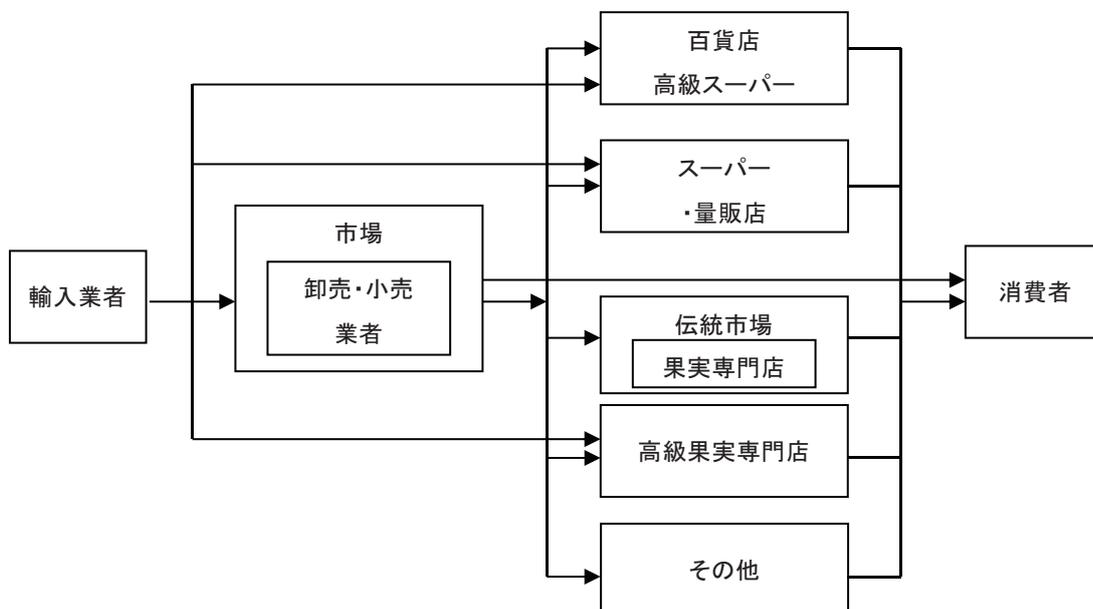
	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
総計	377,517	394,246	475,457	510,386	608,064	617,989	716,858
米国	201,933	166,715	210,435	211,508	218,580	200,347	227,799
チリ	73,359	75,575	82,320	95,691	111,867	86,262	107,841
NZ	48,769	68,332	85,998	67,175	120,107	157,726	190,748
タイ	11,033	11,452	17,817	13,894	17,170	14,115	13,687
中国大陸	30,447	15,321	17,458	909	2,214	413	257
日本	38,984	30,499	31,951	55,543	67,385	85,606	85,013
大韓民国	24,191	16,004	13,541	18,533	20,280	20,616	21,018
南アフリカ	7,746	6,370	14,517	13,032	10,193	11,410	17,793
豪州	9,979	9,080	11,583	10,957	15,497	9,337	16,057
イタリア	5,04	3,253	2,705	4,164	7,139	9,981	10,077
フランス	4,306	3,567	2,698	5,465	4,544	6,214	5,918
フィリピン	341	395	1,161	1,797	1,755	2,293	2,990

出所: 行政院農業委員会「農産貿易統計要覧」

2. 輸入果実の流通状況

台湾における日本産のリンゴ、ナシ、モモ、ブドウ等の輸入果実の一般的な流通経路の概念図は以下のとおりである(図1)。日本産のリンゴ、ナシなどは、専門の輸入業者から市場を通じて各小売業者に流通するケースが多く、販売品目は専門の輸入業者の意向を反映したものとなりやすい。モモ、ブドウ等の数量が比較的小さい果実は、百貨店や高級果実店と提携している仲卸業者が自ら直接輸入業を兼ねているケースが多い。後者の場合には、比較的日本産果実の取扱い品目が多い傾向があり、産地(農協、生産者)と自ら取引を相談して購入する品目を決定している業者も見られる。

図1 果実輸入流通のイメージ



(出所)関係者ヒアリングを通じて日本台湾交流協会作成

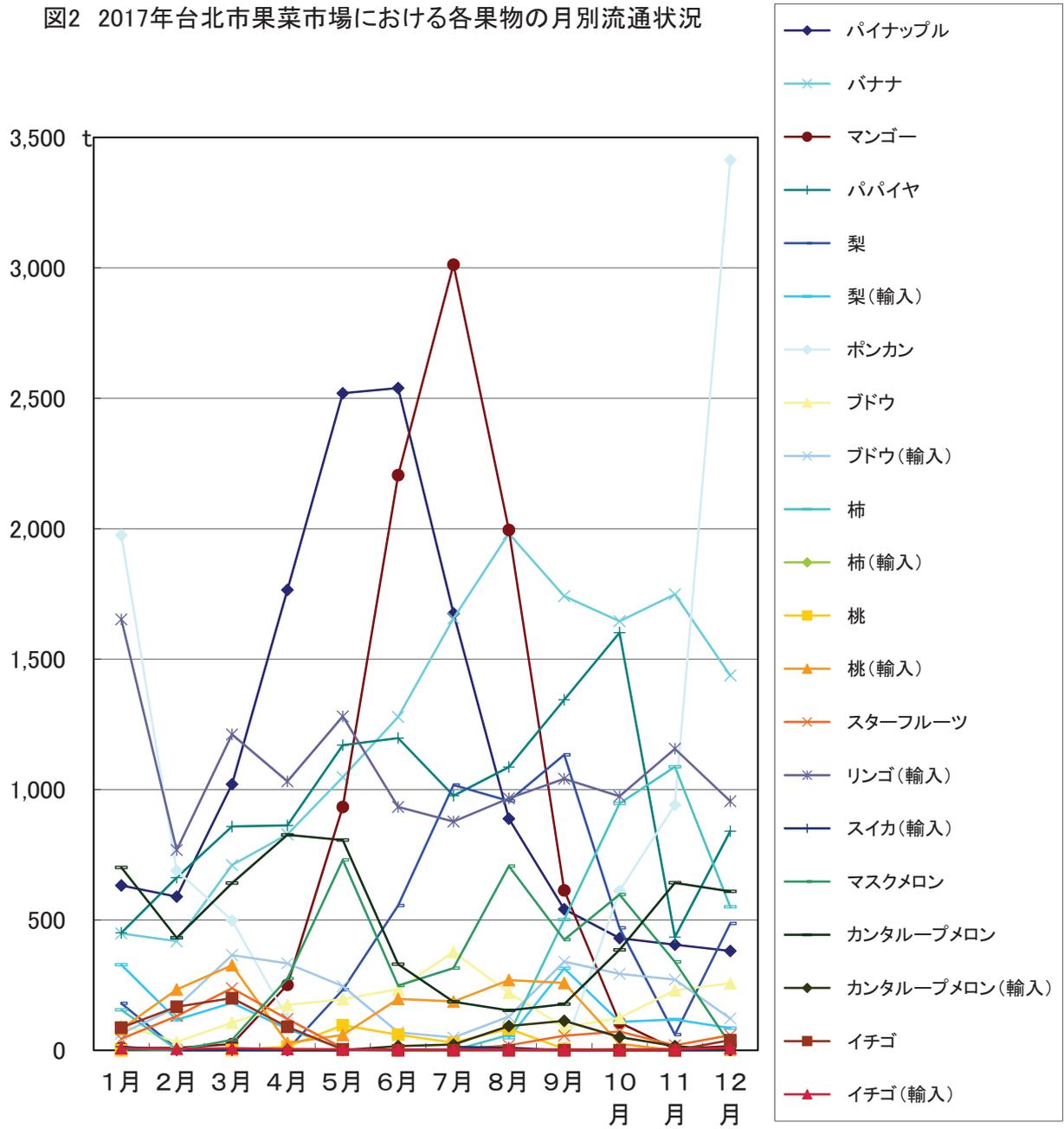
○路面店(夜市等)での果実販売の様子



3. 市場取引量

台北市第一果菜市场及び第二果菜市场における流通状況は以下のとおりである(図2)。果実毎の取引量及び取引価格は、別添(参考1)のとおりである。

図2 2017年台北市果菜市場における各果物の月別流通状況



出所: 台北農産運銷株式会社統計資料

IV. 日本産果実等の輸入をめぐる状況等(規制措置関係)

1. 日本産果実等に対する原発事故関連の規制

(1) 東日本大震災発生後の日本産食品に対する規制措置

東日本大震災による福島第一原発事故の発生以降、日本産食品に対して、世界各国・地域において放射性物質に関する様々な輸入規制が導入された。一方で、世界的に見れば、2017 年は、カタール、ウクライナ、パキスタン、サウジアラビア、アルゼンチンが輸入規制措置を撤廃し、レバノン、ロシア、米国、EUが輸入規制を緩和した。これにより、震災から約 6 年半を経過した 2017 年 12 月現在、26 か国が輸入規制を完全撤廃している。しかしながら、台湾においては、震災発生当初から 2015 年 5 月まで以下の輸入規制が講じられてきた。

i) 福島、茨城、群馬、栃木及び千葉県全ての食品は、2011 年 3 月 26 日以降に日本を出港したものは全て輸入停止

ii) 上記 5 県以外の食品は、台湾への輸入時に放射性物質に関する検査が実施され、果物、野菜、水産物、海草類、乳製品、ミネラルウォーターなどの飲料水、ベビーフードの 8 大食品及び茶類は全ロット検査を実施

iii) 上記 5 県以外の加工食品は、台湾への輸入時に放射性物質に関する検査が実施され、強化ロット検査を実施

(2) 日本産食品に対する規制強化

2015 年 3 月、衛生福利部は、台湾に輸入が禁止されている福島等 5 県の加工食品が台湾に輸入され、流通していたとの発表を行い、報道各機関は「偽装ラベル事件」と称し、大きな取扱で報じた。一方で、該当するとされた多くの商品について、元の日本語ラベルは製造者の本社住所等を記載しており、台湾の流通向けにはこれを翻訳した中国語ラベルが貼付されていた。こうした製造者の本社住所等をもって製品の責任者を記載することは日台双方で認められることから、これが「偽装」であるかどうかの判別は本来困難であり、また、該当商品から放射性物質が検出されることはなかったものの、5 県産食品が輸入されたという事実が大きくクローズアップされ、立法院においては規制強化の声が日に日に高まることとなった。

この結果、2015 年 4 月 15 日に衛生福利部は日本産食品に対する以下の輸入規制強化を公告し、従来の規制の継続に加えて同年 5 月 15 日から以下を内容とする規制強化を実施した。

i) 福島等 5 県を除く 42 都道府県の全ての食品に対し、日本の政府或いは日本の政府が授権した機関等が発行した産地証明書の添付を義務付け

ii) ①宮城、岩手、東京、愛媛において生産された水産物、②東京、静岡、愛知、大阪において生産された茶類産品、③宮城、埼玉、東京において生産された乳製品、

乳幼児食品、キャンディー、ビスケット、穀類調整品は日本政府が指定する機関等の発行する放射性物質検査証明書の添付を義務付け

世界的な規制緩和の流れに反して規制強化が行われたことについては、①震災発生直後から立法院において一部立法委員が日本産食品に対する規制強化、特に産地証明書、検査証明書の添付を強く求めていたこと、②一部立法委員からは韓国の日本産水産物に対する規制強化や中国大陸の規制等、厳しい規制事例と比較されることに加え、衛生当局の予算凍結等により規制強化への圧力がかかっていたこと、③台湾における食品安全に関しては、2013年から2014年までの間に、未承認加工澱粉の使用、食用油の偽装表示・未承認添加物の使用及び粗悪ラードの流通など大きな社会的関心を引き起こす食品安全問題が継続的に発生し、当局の対応が批判されるなど食品の安全に対する関心は極めて大きくなっており、科学的な議論をもって規制緩和の方向を支持する声が上がりにくい環境にあったこと、④さらには2016年1月には総統・立法委員の同時選挙が近づくなど政治的にも重要な時期に差し掛かっていたこと等が背景にある。いわゆる「偽装ラベル事件」はこうした状況の中で規制強化への引き金を引いたと言え、本問題は単純な食品安全問題ではなく、台湾の政治情勢や社会背景が関係していると言える。

(3) 規制強化後における台湾の水際措置の現状

台湾が2015年5月15日から実施した上記規制強化に対し、日本政府としては、「科学的根拠に基づかない一方的な措置であって極めて遺憾」とし、規制の撤廃・緩和を強く求めるとともに、新たに措置された産地証明書、検査証明書の発行には応じることができないとの立場を堅持した。こうした状況の下、台湾側は、国が発行する検疫証明書等に産地を記載することや、政府が法令によって設立に関与している組織、具体的には各地の商工会議所が発行した産地証明書についても認めるとの運用を実施した。このため、規制強化後、一時的に減少した日本産食品の輸出量は、その後回復に向かうこととなった(2014年(平成26年)837億円、2015年(同27年)952億円、2016年(同28年)931億円)。仮に政府が産地証明書等が発行することが必要となっていた場合、台湾向け日本産食品の輸出量が膨大であることを踏まえると、労力面の不足による大きな影響も想定されていたことから、全体として大きな混乱は避けられたと言える。

一方で、規制強化発表後から施行の間において、再び5県産食品が通関することを恐れる台湾側の水際検査官が、輸入業者に対して産地証明のための詳細な証明の要求や日本政府に対する証明を求めるなど、日台間に制度がない中での各種要求が行われたため、一時的に日本産食品の通関が滞る事例が見られた。また、医薬品等の工場が5県に立地するメーカーの食品(5県以外で製造されたもの)が長期間

の輸入留め置きを受ける等の混乱も見られ、こうした状況の解決に向けて随時日本側からの申入れが行われた経緯がある。

台湾側は現在も規制強化に加え、水際での放射性物質検査を継続している。衛生福利部(日本の厚生労働省に該当)は、2011年3月から水際での検査結果を公表しており、これまで(2017年12月末現在)に約11万4千件の検査を実施した結果、219件から微量の放射性物質を検出したと公表している(2015年9件、2016年3件、2017年1件、果実に関しては2014年9月の栗(生鮮及び冷蔵)で17.7Bq/kg検出が最後)。しかしながら、これまでのところ日台双方の放射性基準値を超過する不合格となった事例はなく、検出件数も年々減少傾向にある。また、最近の放射性物質の検出事例は主に茶であるが、検出件数、検出される放射性物質質量も低下している。

※ 台湾の水際における放射性物質検査結果(衛生福利部食品薬物管理署)：

<http://www.fda.gov.tw/TC/siteList.aspx?sid=2356>

(4) 最近の動き

2016年、飲食店で提供された納豆に内封されていた調味料が輸入禁止の5県産であるとの疑いがあり、衛生福利部食品薬物管理署は、食品安全衛生管理法ではなく、消費者保護法を根拠に包装食品(パッケージの中に個装の調理料等を含む食品)には内封の調味料等の産地及び商品全体の産地を中文で標記する旨、輸入業者等に対して求めているとの話もあるが、当該措置は措置内容、施行期日等も法令等で規定されておらず、法的根拠の所在が不明確な状態となっている。

なお、当該措置は主に加工食品に対する措置であり、果実・野菜等の青果物については、当該措置による影響は低いといえる。放射性物質にかかる輸入規制に関しては、輸入時の産地証明(植物検疫証明に都道府県までに産地表記があれば代替可)が添付されていれば、特段の問題は生じていない。

(5) 市場関係者の見方

2015年5月の規制強化後、日本産果実についても全てに産地(都道府県)を証明する産地証明書の添付が義務付けられることとなった。一方、果実の輸出には基本的に植物検疫証明書が添付されることから、植物検疫証明書に都道府県の記載があればこれを日本政府が発行した産地証明書としてみなすことができ、日本産果実の輸出者が別途産地証明書を取得する負担は軽減されることとなった。このため、果実の輸出に関しては規制強化による輸出入業者への影響は最小限に留まることとなった。

また、原発事故発生後、台湾の輸入業者や消費者からの放射性物質の影響を危惧する声は徐々に少なくなりつつあり、また、日本の各産地の販売促進活動の努力

もあり、輸入量は回復傾向で推移している。このため、果実に関しては原発事故の影響よりも台湾の景気動向による影響や残留農薬問題を危惧する声のほうが大きい。しかしながら、放射性物質の影響を心配する声は一部消費者団体を中心に根強いものがあり、立法院における議論にも影響を与えている。また、原発事故を起因とした汚染水問題など負の情報については、日本側報道が直ぐに台湾で報道されるなど、原発事故の問題は依然として台湾内において敏感な問題となっている。

このため、台湾の日本産果実輸入業者は必ずしも輸入規制緩和を期待する者だけではなく、厳しい輸入規制を継続することで台湾の消費者の安心を確保したいとする意見もある。特に、日本産果実については高級品として贈答用に購入するケースが多く、顧客に安全性をより明確に説明できることが重要と考える輸入業者も多く、必ずしも消費者のみが規制緩和に消極的とは言えない。これが輸入規制問題をより複雑化させており、規制緩和に向けた議論が市民の間で広がりにくい要因となっている。

一方、先に述べたいわゆる「偽装ラベル事件」によって、台湾が現在輸入禁止としている 5 県の産品であっても放射性物質は検出されないとの事実が報道等によって広がった。このため、2016 年 1 月において再び 5 県産と疑われる食品が台湾に輸入されていたとの衛生福利部の発表があった際には、その事実を伝える報道が一時的にあったのみで収束している。また、2015 年に入り、規制緩和に向けて日本産食品の安全性を訴える日本の政治、行政の動きが各種報道されるようになり、台湾の市民の中においても一定程度安全に関する理解が進んでいるものと考えられる。

2. 残留農薬をめぐる状況

(1) 台湾の輸入時農薬残留基準制度の概況

台湾においては、農産物の残留農薬についてはポジティブリスト制が導入され、規程「農薬残留容許量標準」により、各農薬、各作物に対して残留基準が規定されている。本規程に基準が定められていない場合、当該農薬については不検出でなければならず、「一律基準」が設定されている日本の規制とは大きく異なる。このため、日本では一般的に使用されている農薬であっても台湾において残留基準が定められていない場合、水際で検出される可能性が高くなり、該当する農薬については「農薬残留容許量標準」に基準が設定されるよう、台湾当局へ関連データをもって申請することが必要である。台湾内で登録、使用するための申請については農業委員会動植物防疫検疫局が申請窓口となる一方、輸入時農薬残留基準として申請する場合には衛生福利部食品薬物管理署が申請窓口となっている。また、基準設定に当たっての実質的なリスク評価は行政院農業委員会農業薬物毒物試験所が行っている。

現在、日本においては農林水産省を中心に産地及び農薬メーカー等が協力して、

必要性の高い農薬について残留基準設定のための申請を台湾当局に対して継続的に行っている。一方、台湾側の新たな残留基準設定は年間 100 項目弱となっており、米国や韓国等の諸外国も同様の申請に取り組んでいる中、申請後基準設定に至るまでには相当な期間を要することとなる。

(2) 農薬残留基準制度の動向

2013 年 6 月 4 日、農薬残留基準の設定申請において台湾当局が求める資料の種類を規定している「進口農産品残留農薬安全容許量審査資料」(輸入農産品残留農薬安全許容量審査資料)が改正され、台湾以外で当該農薬が登録された際の使用方法及びほ場での薬効試験報告が審査資料として新たに求められることとなった。また、並行してほ場試験等に係る農薬田间試験準則が改正され、申請農薬のステータス(登録済み、未登録)や作物の種類に応じて必要となるほ場試験の回数が明確化された(改正内容は 2016 年報告書参照)。

残留消失試験等のほ場試験については、台湾内で生産量が多い等の理由から「主要作物」に位置づけられる作物の場合、反復数は一般作物よりも多く設定されており、この制度は、農薬登録申請のほか、輸入農産物農薬残留基準の申請にも適用されて運用されており、台湾においては、台湾内での使用と輸入農産物の残留基準の審査内容が非常に近く、制度が密接に関わっているという特徴がある。

(3) 農薬残留基準設定申請における課題

以上のように、台湾の制度においては輸入農産物残留基準の申請の場合にも薬効試験が求められるなど、台湾内での農薬登録使用の場合とあまり差異のない申請が求められている。こうした仕組みになった要因としては、「輸入農産物向けとしての基準が設定されているにも関わらず、台湾内での当該農薬の使用ができないのは輸入農産物優遇である」との批判が農家から上がったためとされている。このため、輸入農産物残留基準の申請においても薬効試験や農薬登録使用申請に準ずるデータを提出することにより、台湾内で使用された場合にも問題がないと説明できるとの考えの下、現在の制度が構築されている。

また、過去の日本の農薬登録制度において求められていたデータ反復数と、現在の台湾の要求するデータ反復数が異なることから、日本において登録されている農薬について台湾の輸入農産物残留基準を申請する場合、データ数が不足するというケースが生じている。こうした申請時の困難を解決する方策としては、①日本側において、台湾で基準設定されている農薬に切り替えて生産を行う、②台湾側に制度の緩和を要請する、③輸入農産物残留基準としての申請ではなく、台湾での使用を前提とした申請を行い、各作物における基準設定を効率的に行う等が考えられる。

しかしながら、上記①については、害虫の種類や農薬の効果によって必ずしも代替農薬を準備できないことや、日本国内への販売量と輸出量の比率からみて、効果の小さい農薬に切り替えることにメリットがない場合もあるなど、産地で容易に対応できないケースが見られる。②を行う場合、台湾の消費者の残留農薬に対する関心が非常に高いことや、近年の消費者の食品安全に対する関心の高まりを受け、台湾当局も各種の食品安全確保対策を打ち出していること、加えて、農薬関係の規制管理は輸入農産物残留基準と農薬登録では担当機関が異なること等の複雑な事情もあり、台湾当局は慎重に検討を行うものと思われる。③については、輸入農産物残留基準としての申請ではなく、台湾内での登録使用のための申請によって残留基準を設定する方法であるが、インポートトレランスの申請は各成分・作物毎に申請を受け付けているのに対し、登録申請については代表作物について申請すれば、関連作物群について同時に残留基準を設定することが可能とされている。申請 1 件に要する審査時間に大きな差はないとされているため、この方法であれば効率的な設定が可能と思われるが、このような輸入農産物残留基準と登録申請の方法や審査に係る運用の違いは対外的に明確な規程が明らかになっていない。また、本来台湾で販売する予定のない農薬を登録申請する場合、知的所有権が必要以上に提出されるという見方もできることから申請側においても慎重な対応が必要と考えられる。

いずれにせよ、台湾側の残留基準申請制度に対応していくためには、産地においてどの程度輸出を重視するか、更には台湾の残留基準を踏まえて農薬や栽培方法が検討可能かどうか、農薬メーカーが台湾の制度に合わせて申請データを揃える場合に経済上のメリットがあるかどうか、台湾において食品安全問題が極めて敏感な問題となっている、といった各種の要素を踏まえつつ対応策を見出していく必要があると考えられる。

(4) 台湾の農薬制度における一律基準の設定

台湾はポジティブリスト制におけるいわゆる「一律基準」を導入していないところであるが、最近になり、登録済み農薬については、一部品目について「検査の検出限界を参考とした基準値」の設定を進めている。これは、通常のリスク評価を踏まえた一般の基準値とは異なるが、微量の検出があった場合に輸入不許可となることを回避できる可能性はある。台湾側が発表する農薬残留基準値リスト中において、「検出限界値」を基にした数値と一般の基準値は区別されて記載されているが、両者が日本側関係者において区別されずに論じられる場合があり、台湾側の検査技術に進展によって「検出限界値」が低くなった場合、「基準値の厳格化」として誤解されるケースがある。

いずれにせよ「検査の検出限界値を参考とした基準値」は、設定される品目やその

進捗速度には限りがあるほか、0.01ppm といった極めて低い基準に留まるため、引き続き積極的な申請に取り組むことが必要と考えられる。

また、日本と同様の「一律基準」については、台湾消費者による受入れ理解の確保が困難として台湾当局は当面導入しないとみられる。

(5) 日本産果実等の農薬検出状況及び規制措置状況

台湾においては農薬残留を含め食品衛生関係の輸入時検査を「輸入食品及び相關産品査驗弁法」に基づいて行っており、2014年1月27日にモニタリング検査のサンプル率を変更する等の改正が発表された。この法令により、違反があった場合の検査率の強化や、その逆の検査率の緩和、再検査の手続き等が定められている。

なお、衛生当局は、残留農薬基準違反等の増加状況を踏まえ、毎年輸入農産物の監視強化対象を公表している。2018年(1月現在)は、2018年1月1日から同年12月31日までに輸入される日本産生鮮温州みかん(貨品コード 0805.21.10.10.8)及び生鮮イチゴ(同 0810.10.00.00.8)の輸入時検査を強化(※)すると発表している(参考3)(※サンプリング率:一般検査2~10%→強化検査20~50%、2017年報告書参照)。

また、上記期間以前には日本産柑橘において残留農薬基準違反が多く発生しているが、日本において柑橘の栽培に使用されるメチダチオンについて、台湾の衛生福利部食品薬物管理署は2015年12月16日に基準値を廃止し、いわゆる「一律基準」に相当する検出限界値の0.01ppmを設定する改正案を公告したが、2018年1月末現在、1.0ppmの設定となっている。さらに、2017年にはFluopyramの基準値について、EUや日本の設定基準との違いが大きく報道される等、台湾における残留農薬基準値設定のあり方に対する民衆の関心も高まっている。基準値改正にかかる公告は頻繁に行われており、台湾当局の動きを注視していく必要がある(最終改正:2018年1月16日)

なお、これらの背景については、台湾当局の説明によれば、台湾における食生活の変化を踏まえて農薬摂取量を再評価したところ、メチダチオンの摂取量が増加しているとの評価となったため、メチダチオンの使用方法についてグアバを除いて取り消したとされており、これは有機リン系農薬に対する台湾当局の見方も影響していると考えられる。

なお、衛生福利部は、水際における違反状況を消費者サービスの一環として公表しているほか(<https://consumer.fda.gov.tw/Food/UnsafeFood.aspx?nodeID=170>)、定期的にプレスリリースが行われており、日本からの違反が多いとの報道が行われることが多いため、注意する必要がある。産地においては、上記サイトにおける違反情報も参考しつつ、違反例のある農薬については極力使用しない対策が望まれる。

また、台湾においてはマンゴーのような輸出果実の主力品目については、輸出前の多段階の残留農薬検査やバーコード、QRコードによるトレーサビリティを実施し、輸出品の品質・イメージを確保する取組が始まっている。

(6) 市場関係者の見方

大手輸入業者から購入販売する多くの小売り業者は、残留農薬違反による廃棄、積戻しのリスクを輸入業者に委ねていることから、比較的この問題に対して関心を有していないものの、輸入業者にとっては、原発問題を上回る関心事項となっている。例えば、最近日本産柑橘における残留農薬基準違反が増大したことから、一部大手輸入業者は日本産柑橘を取り扱いにくい品目として捉え、一時販売店の棚から商品が減少することとなったとしている。

一方、大手輸入業者の中には、一部県との連携により、当該業者の輸出専用として栽培を依頼する取り組みが始まっており、産地、業者ともに残留農薬対策の重要性が浸透しつつあると考えられる。また、農協が台湾の規制制度に詳しい輸入業者を招へいして農家向けのセミナーを行う取組も始まっている。比較的小規模の販売業者が自ら輸入を行い、大手輸入業者が取り扱わない少量多数の品目を取り扱っている例があるが、小規模な輸入業者にとっては残留農薬基準違反による積戻し等の影響はより大きなものとなる。こうした業者が日本の温州みかんやキンカンといった柑橘類を扱っている場合も多く、台湾側業者の輸入意欲、産地の輸出意欲を維持する上でも残留農薬対策は重要と考えられる。

(7) 最近の残留農薬基準違反

台湾における諸外国・地域から生鮮果実輸入は、重量ベースで米国、ニュージーランド、チリ、日本の4か国で全体の約8割、金額ベースで約9割を占めており、比例してこれらの輸出相手国・地域からの残留農薬基準値違反事例件数も多くなっている。また、とりわけ日本産青果物の違反事例が多く、衛生福利部による2017年1月から2017年12月までの違反事例の公表内容によれば、日本産青果物に関しては、柑橘類10件、イチゴ6件、メロン3件、キウイフルーツ1件、柿1件等、合計27事例が公表されている。基準値違反が比較的多い農薬としては、①柑橘類では Dinotefuran、Silafuofen、②イチゴでは Flonicamid、③メロンでは Methidathion、④キウイフルーツは Tau-fluvalinate、Kresoxim methyl、⑤柿では Silafuofen 等が挙げられる(参考2)。

これらの状況を踏まえ、輸出入事業者、生産者等にヒアリングをしたところ、主な原因は日本と台湾の残留農薬基準の認識不足、日本国内向けに生産された青果物を生産者から直接、又は卸売市場等で調達し、生産履歴を確認せずに輸出していたこ

とが挙げられている。農林水産省はこれらの問題への対応として、平成 20 年 12 月 5 日付「輸出向け日本産果実及び野菜に係る残留農薬基準の遵守について」(農林水産省生産局生産流通振興課長)を関係団体等に発出し、輸出先の残留農薬基準の遵守を要請している。

また、輸出入事業者、生産者の取組として、特定輸出先の残留農薬基準を遵守するため、農薬使用の徹底管理等のため、生産者と輸出入事業者が連携し、契約栽培を取る事業者もある。しかしながら、ドリフトによる農薬の飛散問題等の悩みを抱えていることも実情のようである。引き続き、行政による残留農薬基準値の早期設定、より日本の使用に近い基準値の引上げを求めるとともに、事業者の管理努力も求められている。

3. 有機農産物をめぐる状況

日本で海外の認証製品を「有機」、「オーガニック」などと表示して輸入販売する場合、有機 JAS 認証取得が必要となり、当規格の認定を受けなければ、製品に有機 JAS マークを貼ることも、「有機」、「オーガニック」と表示することもできない。同じく台湾においても例えば日本の有機 JAS を取得した製品であっても、台湾の有機認証を取得していなければ、「有機」という文字が入ったパッケージのものをそのまま販売することができない状況にある。台湾における有機農産物に関する法制度に関しては、「農産物生産及検証管理法(農産物生産及び認証管理に関する法律、2007 年 1 月 29 日公布・施行)」において、農産物の品質安全管理及び認証に関する全般的な制度が定められている他、「有機農産品及び有機農産加工品検証管理辦法(有機農産品及び有機農産加工品の認証管理に関する法律、2007 年 7 月 6 日策定、2015 年 12 月 10 日最終改正)」で有機農産品の生産及び認証に関すること、「進口有機農産品及び有機農産加工品管理辦法(輸入有機農産品及び有機農産加工品の管理に関する法律、2007 年 7 月 27 日策定、2017 年 6 月 26 日最終改正)」で有機農産品の管理に関することが定められている。また、有機農産品に関する標章に関するものとして、「農産物標章管理辦法(農産物の標章管理手続きに関する法律、2007 年 6 月 29 日策定、2009 年 2 月 3 日)」が定められている(参考 6)。

なお、現時点において、関連法令に基づき、行政院農業委員会が相互認証を認定している国は 22 か国(英国、フランス、オーストリア、デンマーク、フィンランド、オランダ、ドイツ、イタリア、ニュージーランド、オーストラリア、スウェーデン、ルクセンブルク、ギリシャ、スペイン、アイルランド、ベルギー、ポルトガル、米国、カナダ、スイス、ハンガリー、チリ)があるが、日本はその対象国とはなっていない。日本の有機農産物制度が世界の制度と異なっていることも要因の一つと考えられる。

既に台湾において、Made in Japan 産品は、一般的に品質が高く信頼性も高いと

認識されており、「少々値段が高くても買いたい」という声もあるが、「有機」を表記できず、直接的な表現での情報提供が難しいとなると、商品の訴求力は弱くなってしまふとの声も挙がっている。Made in Japan の「オーガニック」の魅力やこだわりをどう伝えていくのか。加工度の低い有機食品については特に、美味しさ、品質、ブランド力といった価格以外の魅力や独自性を磨くことに加え、情報発信の仕方も今後の課題となっていると言えるのではないか。現に、台湾においては、経済発展も相まって健康を重視する考えが強くなっている状況にあり、今後の台湾において、有機というアピールは市民へのPRとしても非常に有効であると考えられる。前述の欧米諸国は、既に青果物と有機青果物との差別化を図り、台湾市場に多くの有機青果物の輸出を開始している。

V. 2017 年の台湾における日本産果実等の流通状況及び課題について

1. 日本産果実の流通状況及び課題(全体)

(1) 主要都市における流通状況

台湾においては、リンゴ、ブドウ、ナシ、モモ、温州みかん、ポンカン、キンカン、レモン、キウイフルーツ、メロン、柿、干し柿等、各種の日本産果実が流通している。一方で、こうした多品目の日本産果実が流通しているのは、北部から西部の大都市、すなわち台北市、台中市、高雄市にほぼ限られており、百貨店、高級スーパー、一部は果菜市場において販売されている。

一方、それ以外の地方都市においては、日本産果実の取扱品目は極端に少なくなり、リンゴ及びナシに限られてくる。逆に言えばリンゴについては台湾のいずれの地域においても日本産の販売が見られ、高価格帯のもの、比較的廉価のものなど価格面でも一定のバリエーションがみられるなど浸透しており、消費者のニーズに応じた選択が可能となっている。台湾においては、春節や中秋節といった伝統行事期間において、贈答用として果物の需要が高まるが、特にリンゴ、ナシ、モモ等が贈答用として人気があり、箱入り形態のものを中心に各店舗において販売促進が行われている。

また、最近ではシャインマスカットが注目され、高価格ではあるものの贈答用として需要が増えているとされている。なお、2017 年はシャインマスカット、ピオーネ等を扱う地方の小売店、市場も見られるようになった。各主要都市における価格調査の結果は別添のとおりである(参考 4)。

なお、一部の市場において、見た目、価格面から考察すると本当に日本産なのかといった販売もされていることも懸念される。

(2) 輸入果実の一般的品目

他国産果実の流通状況については、地方都市含めて台湾各地で流通している品目の代表は、米国産・NZ産・チリ産リンゴ、韓国産ナシ等である。日本産リンゴと米国等産リンゴの価格差は概ね 2~3 倍であり、一般的には贈答用は日本産、自家用は米国産や NZ 産、チリ産という傾向があるとされているが、贈答用のセットにおいては、日本産と米国産リンゴ、日本産リンゴと韓国産ナシのセット等も見られるなど、他国産の品質向上を評価する声が聞かれる。また、近年はニュージーランド産やフランス産、イタリア産といったヨーロッパ産のキウイフルーツを評価する販売業者の声も多く、台湾において日常的に消費する果実へ成長しつつある。こうした状況から、台湾の農家においてもキウイ栽培に力を入れ始めている事例がみられる。

○台中市果菜市场における輸入果実の取扱状況



(3) 日本産果実の輸出拡大に向けた課題

① 日本産果実に対するイメージとその将来

日本産果実の販売上の位置づけは全般的に高級品、贈答用であり、リンゴのようにニーズに応じて価格帯が選択できる品目は例外的となっている。

台湾においては歴史的経緯からも特に年配者を中心に日本に対する好印象、好感を抱く市民が多く、日本産果実に対しては品質面以外にもイメージ向上に貢献していると考えられる。一方、近年は「台湾産」という概念が日用品を中心に高品質、工夫をこらした「自ら作り出したもの」としてイメージ向上が進んでおり、若者層を中心に「台湾産」に対する誇りや意識が増大していると考えられる。この傾向は農産品にも入りつつあると考えられ、マンゴー、インドナツメ等の特産果実のみならず、ナシ、ブドウ、柿等についても品質の向上とともに台湾産としてのイメージが高まっており、贈答用としてのニーズも大きい。こうした状況を踏まえると、日本産果実に対するイメージも世代交代が進むにつれて変化は避けられないと考えられ、今後のプロモーション活動については長期的な視野で検討していく必要があると考えられる。

いずれにしても、台湾は現在が生産人口のピークとされ、2050年には高齢化率が日本を超えるとの試算もあるなど、急激に高齢化社会が進むと予想されている。高価格帯のものの販売に特化し、ブランドイメージを作っていくことも一つの方法であるが、今後は、贈答用をターゲットとした高級品としての市場のみをターゲットとして輸出拡大することは困難と考えられ、前述した残留農薬対策も含め、社会の成熟化、高齢化社会も見通した安全・安心でのPRも更に重視していく必要があると考えられる。

② 取引形態の変化

台湾における日本産果実の流通は、大手輸入業者が輸入し、販売店はこれを購入し販売、という流れが一般的であるが、自ら少量多品目を輸入する業者も多数存在する。前述の通り、大手輸入業者においては食品安全の観点から日本の産地との契約栽培的な生産を始めている例もみられ、台湾側販売業者から日本の産地と直接

交渉して輸入したいとの要望が増大する傾向にある。こうした要望は、日本の産地側に代金決裁や品質事故のリスク負担等のノウハウが十分でないケースが多く、実現が困難である場合が多いが、台湾側販売業者には、大手輸入業者を経由する場合は大手輸入業者の扱いやすい品目に限定されてしまうのではないかという懸念があり、自ら特色のある品目を販売したいとしている。今後、こうした要望に応えていくことも日本産果実の将来性を高め、台湾への輸出を引き続き確保していくために重要と考えられる。

③市場関係者の要望

台湾の市場関係者から日本への要望としては、一様に日本ブランドとしての販売促進活動を強化してほしいとの声が聞かれる。これは、キウイのニュージーランド、ナシの韓国といった強力な販売活動になぞらえ、日本ブランドとしての強力なプロモーションを期待しての要望である。現在、日本産果実の販売促進活動は、県単位での活動が中心となっているが、他国と異なり台湾人は日本の各県等の地名に比較的詳しいため、特色のある宣伝を行う上で県単位の PR は効果が高いものと考えられる。例えば、高級スーパーの中には、各県知事の写真やメッセージを掲載した広告チラシを作成しているなど、より産地の見える販売手法として活用されている。現在、日本の全農は台北市内の高級スーパーに常設販売コーナーを設け、年間を通じて日本産青果物を入手できるようにとの取組を進めているところである。なお、当該コーナーは、基本的には特定の品目のみで棚が埋め尽くされていると思われるが、当該コーナーのすぐ隣(一部は特設コーナー内)には競合国・地域の同品目が陳列されていることも多い。高級な日本産果実は手が出せないのも、隣にある日本産よりも安価な競合国・地域の産品を購入するといった声も聞かれる。他方で各県の PR はどうしても北部大都市が中心になりがちであり、地方都市においては、日本の輸出サイドとの接点が少なくなった輸入業者が他国産に切り替える事例もみられ、全体を見渡した戦略的な PR 活動もまた重要になっている。特にいったん他国産に切り替わった場合には、当該国からの各種プレッシャーによりこれを再度変更するのは非常に困難になるとされている。

台湾においては、比較的近年中に食生活に定着したのものとして、チェリー、キウイがあるが、チェリーについては女性の貧血に効果的というイメージ、キウイについてはニュージーランドによるテレビコマーシャルに加え、ビタミンCが非常に多く含まれるとのイメージが定着し、近年急激に輸入量が増大している。台湾の消費者にとって最も関心の高い健康に着目し、食生活への浸透を進めていく取組を行おうとした場合、県単位では容易でない可能性もあり、今後は全体的な戦略的な PR 活動がますます重要になっていくものと考えられる。しかしながら、当地においては、北海道、東北と

いった地方の認知度が高く、オールジャパンで輸出促進を進めていくために作成されている「おいしいマーク」や「JAPANESE FRUIT」のロゴマークを市場で見かける機会はほとんどない。背景には、日台の距離が他国・地域と比べて非常に近いことから各地方公共団体による独自の活動が活発であることから、これまでの日本の青果物としての売り込みよりも、地域、県の特徴を生かした青果物販売が盛んであることが一因であると考えられる。こういった他国にはあまり見られない台湾と日本との独特な関係性についても青果物を含めた日本産農林水産物・食品の輸出拡大に当たって考慮していく必要があると考えられる。

また、リンゴについて、台湾では日本産リンゴの認知度が高く、比較的高値で販売されているが、事業者間での熾烈な価格競争となっており、数を売らないと商売にならない時期になっているとの話や、他国はオール〇国としての売り方を重視(〇国〇市産などは少数)しているが、日本は国よりも地方公共団体による独自のプロモーションとなっている状況にあり、効果的なプロモーション方法についても工夫しなければ数年の内に市場シェアを他国に奪われてしまうのではないかと懸念の声も上がっている。

○台北市内高級スーパーの全農特設コーナー(写真左:2017年10月、写真右:2018年1月)



2. 日本産果実の流通状況及び課題(各主要品目)

(1) リンゴ

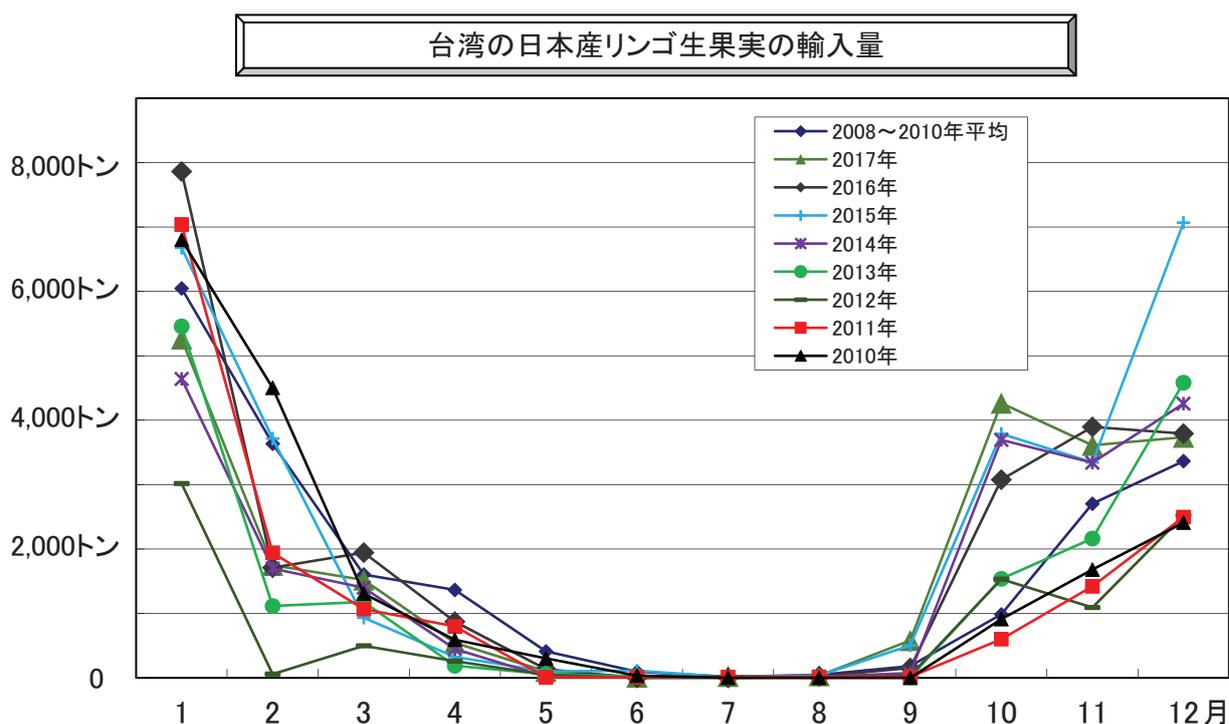
3.11 東日本大震災の影響以降、2013年より輸出は回復し、順調に伸びている。日本産リンゴは春節時期の贈答用として需要が多いほか、販売可能期間が長いことも優位性につながっている。

また、農薬の残留基準について比較的早期に対応が行われた結果、残留農薬違反の問題も少ない。最近では、青森県産リンゴは安価で品質が良いというイメージが浸透しているが、一方で高級スーパー、大衆向けスーパー、伝統市場等多くの店舗で入手可能な状況となっており、価格競争が厳しくなっている。そのため、あえて青森県産リンゴは扱わずに他県産のリンゴのみを扱うようにしているという一部小売店も出てきている。

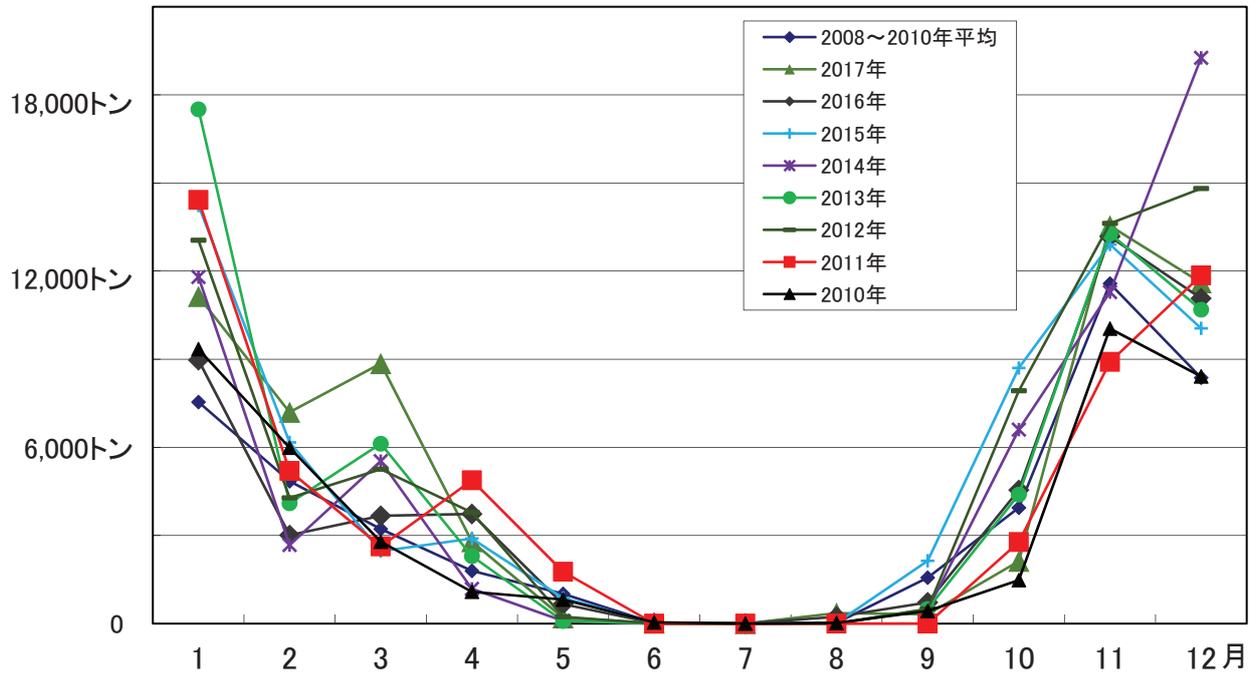
他国産と比較して日本産リンゴの優位性は依然として高いが、近年は米国産が品質向上しているとされ、米国産の表面ワックスを敬遠する声もある一方、自家用として選択されることが多くなっているとされる。

なお、2015年末には、台湾と中国大陸間の兩岸物品貿易後続協議において、台湾が中国大陸の一部農産物を解禁する可能性が報道された。報道によれば「台湾で生産がなく、大量の輸入に頼っていて、台湾の農家に影響のないもの、リンゴ、チェリー一等の可能性があるとされている」。

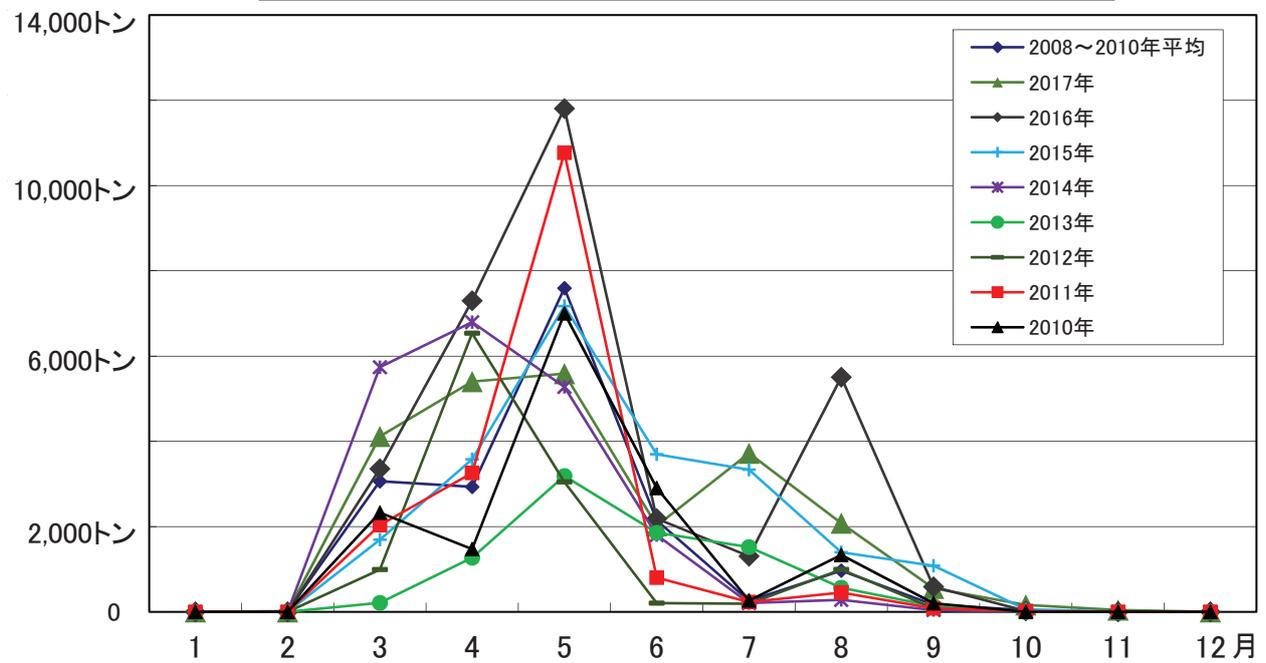
台湾の日本、米国、NZ、チリ、韓国産リンゴ生果実の輸入量



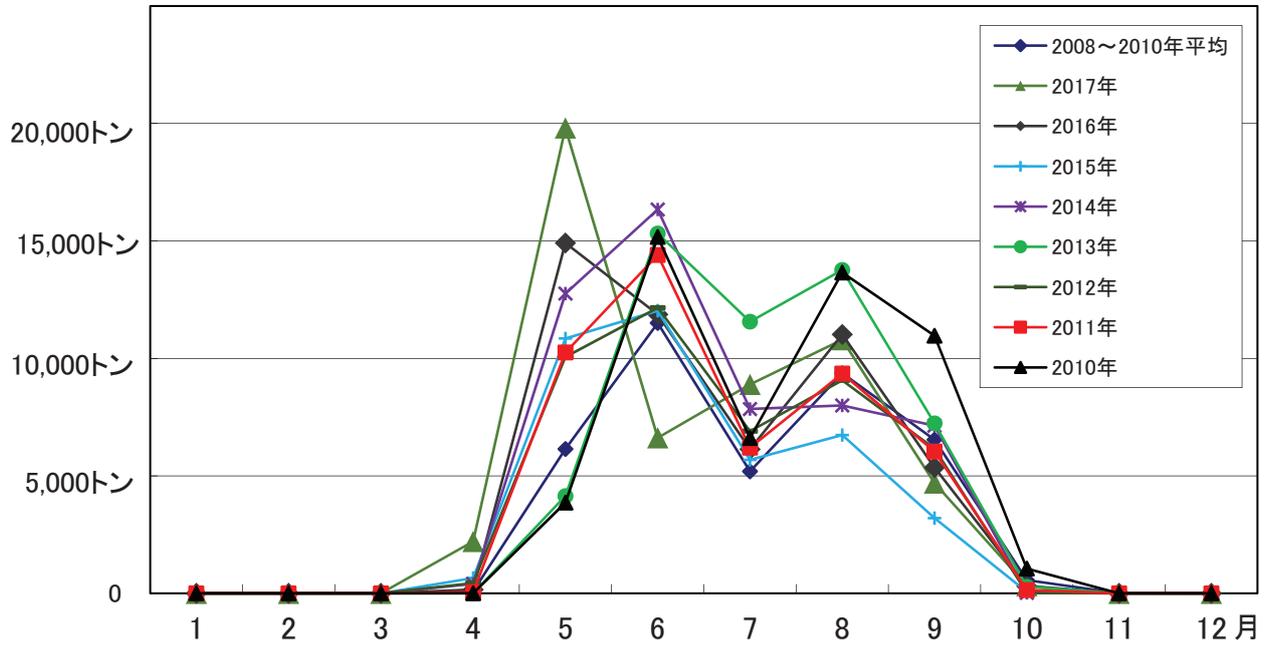
台湾の米国産リンゴ生果実の輸入量



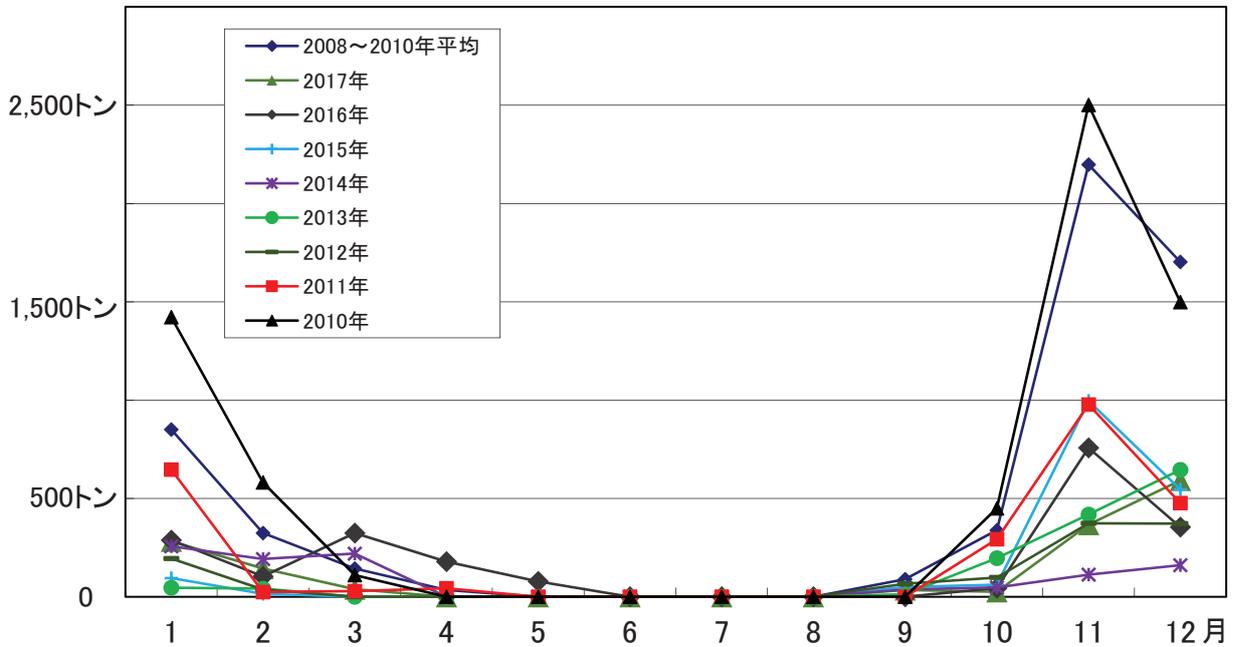
台湾のNZ産リンゴ生果実の輸入量



台湾のチリ産リンゴ生果実の輸入量



台湾の韓国産リンゴ生果実の輸入量



出所: 財政部関税総局の統計情報に基づき日本台湾交流協会作成(以下、その他品目も同じ)

○日本産リンゴ及び韓国産リンゴの販売状況

台湾にゆかりのある日本の芸能人を起用したポスターを貼った青森リンゴの特設コーナー。店舗の入りロドア前にあるため、来店者の最初の視線はここに集まる(写真左、高級スーパー(台中))。

むき出しではなく、個別に包装されているため、日本産、米国産、ニュージーランド産等と並んでいても目をひく(写真右(韓国産洗浄個包装リンゴ)、大衆向けスーパー(台北))。最近はこのように一つ一つを個別包装して販売するケースもよく目にする。



(2)キウイ

台湾においては、ニュージーランド産キウイが圧倒的な地位を占め、百貨店から大衆向けスーパー、コンビニエンスストアのどこでも入手可能となっている。

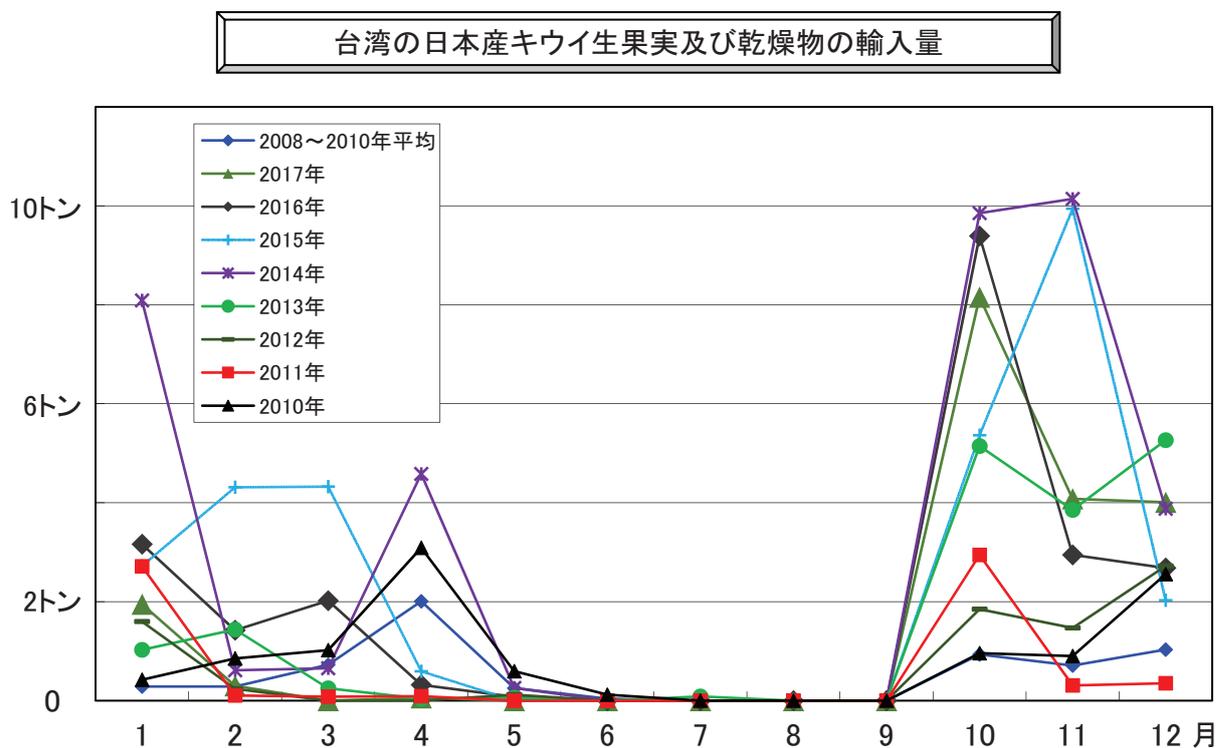
また、ニュージーランド産キウイが出回らない冬場は、イタリア産及びフランス産により補完されている状況にある。なお、近年は、日本産も冬場に向け、台湾向け輸出が行われているがごく僅かであり、現状ではニュージーランド産キウイの輸入シェアは約 8 割、残りのシェアをイタリア及びフランスが奪い合っている状況にある。最近では、香川県等の中国、四国地方産のキウイも目にする機会が多くなってきている。

○台北市内大衆向けスーパーで販売されていたニュージーランド産「kiwiberry(サルナシ)」

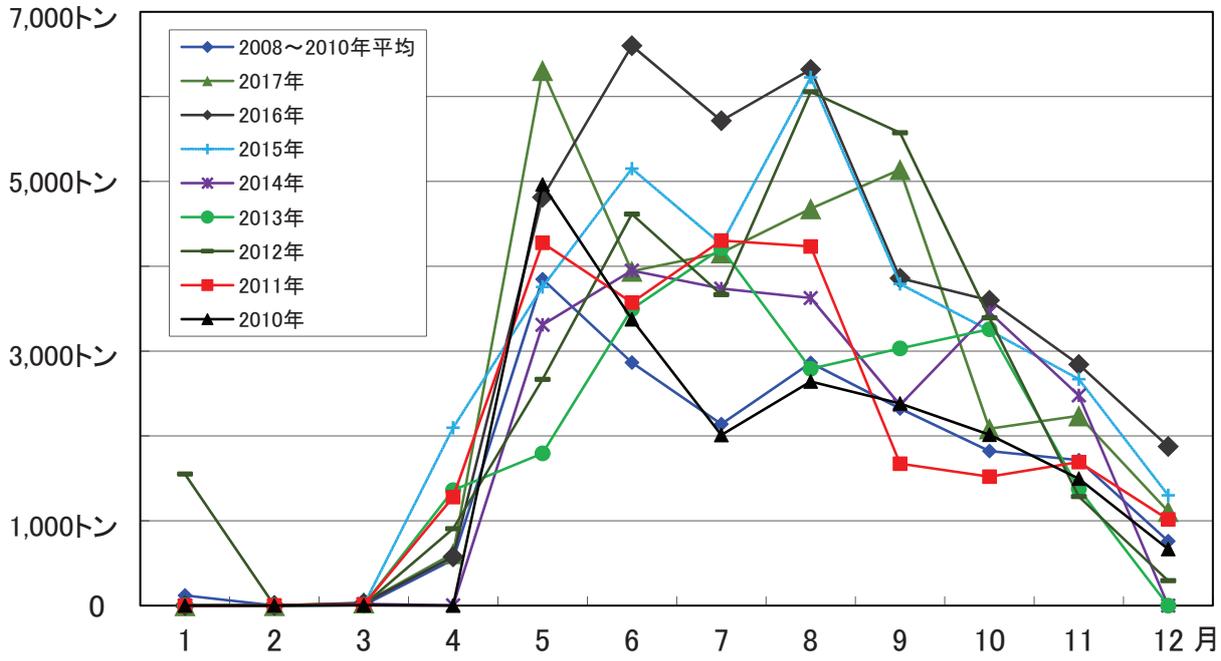
通常のキウイフルーツに比べ価格が高く(1 パック 150 元程度)、数日間の販売で直ぐに店頭から撤去されていた。



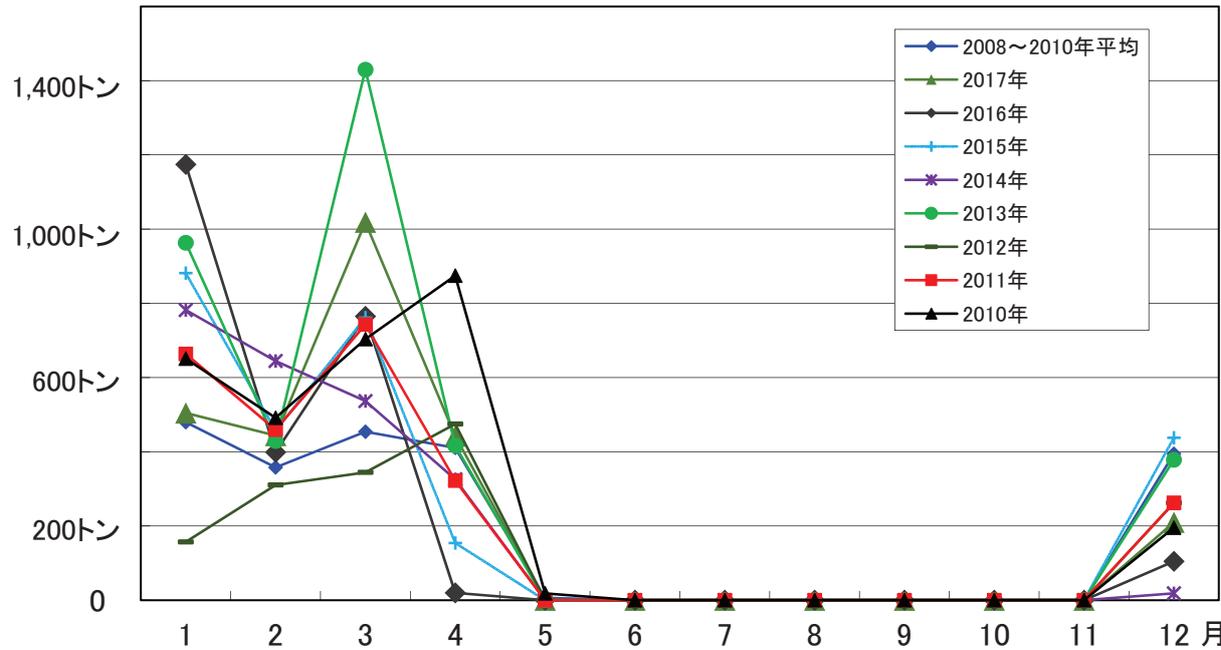
台湾の日本、NZ、フランス、イタリア、チリ産キウイ生果実の輸入量



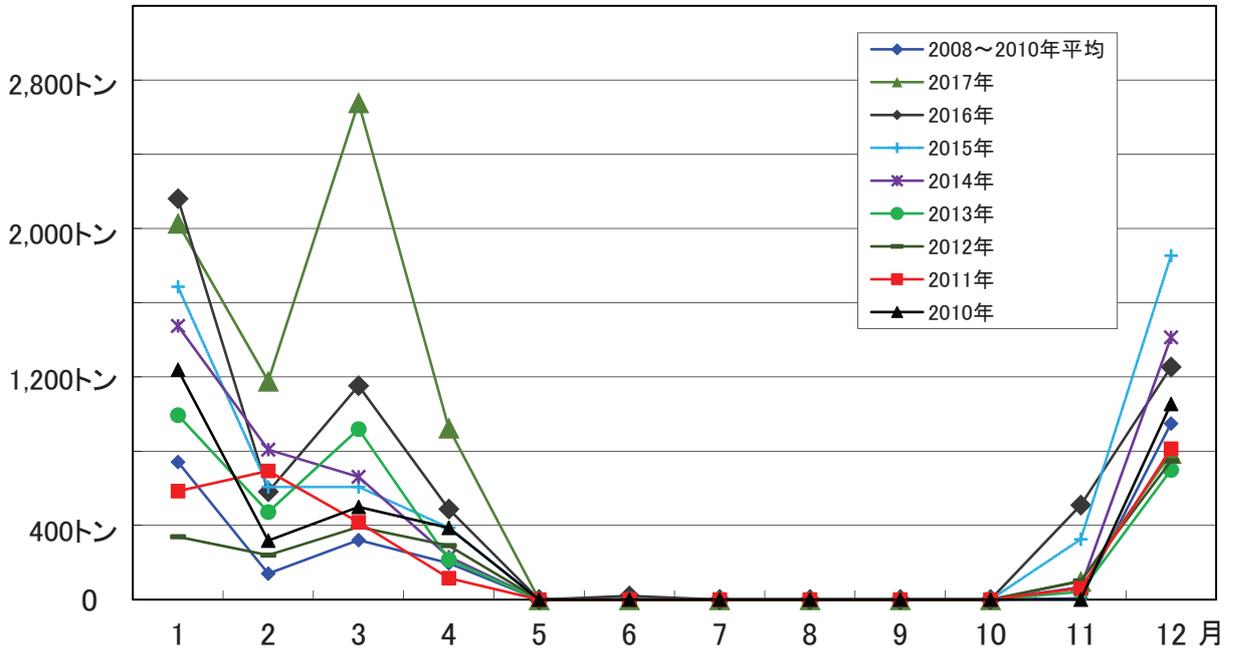
台湾のNZ産キウイ生果実及び乾燥物の輸入量



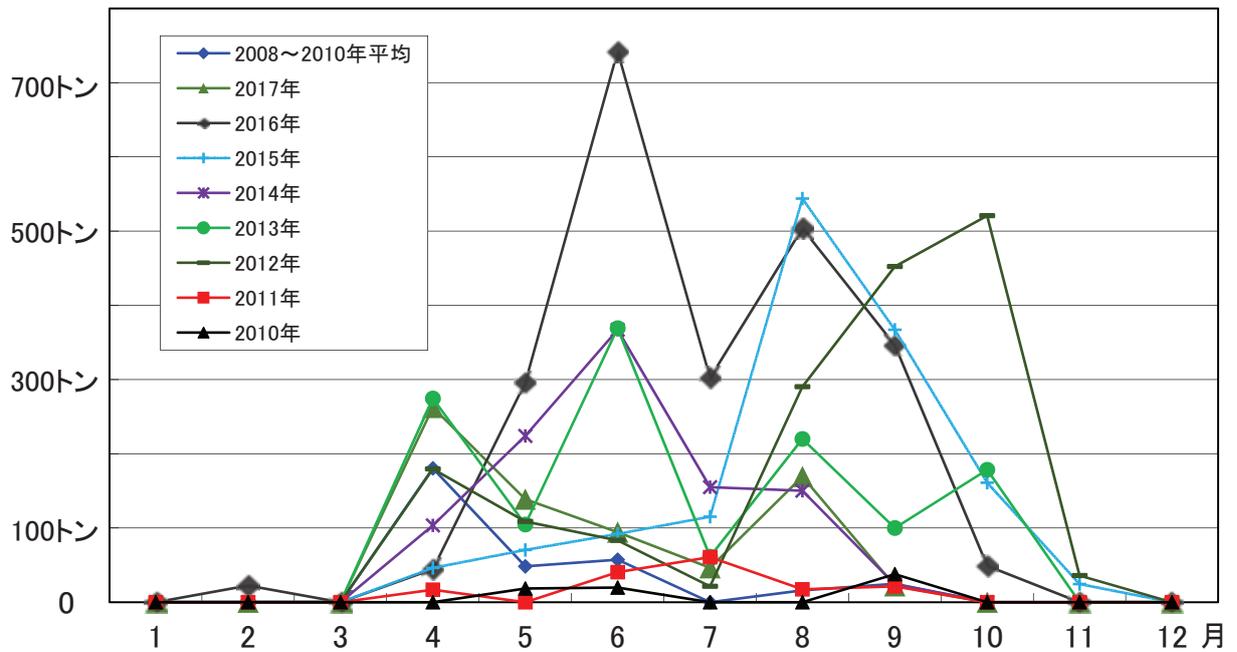
台湾のフランス産キウイ生果実及び乾燥物の輸入量



台湾のイタリア産キウイ生果実及び乾燥物の輸入量



台湾のチリ産キウイ生果実及び乾燥物の輸入量

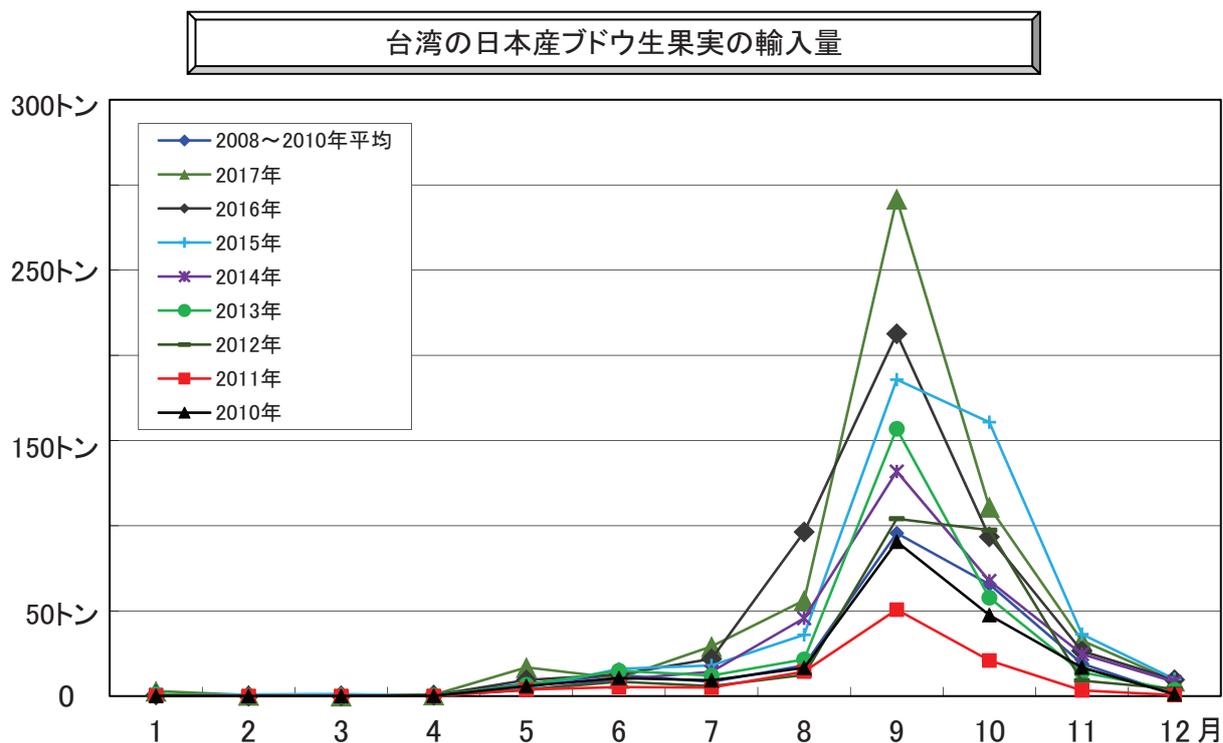


(3) ブドウ

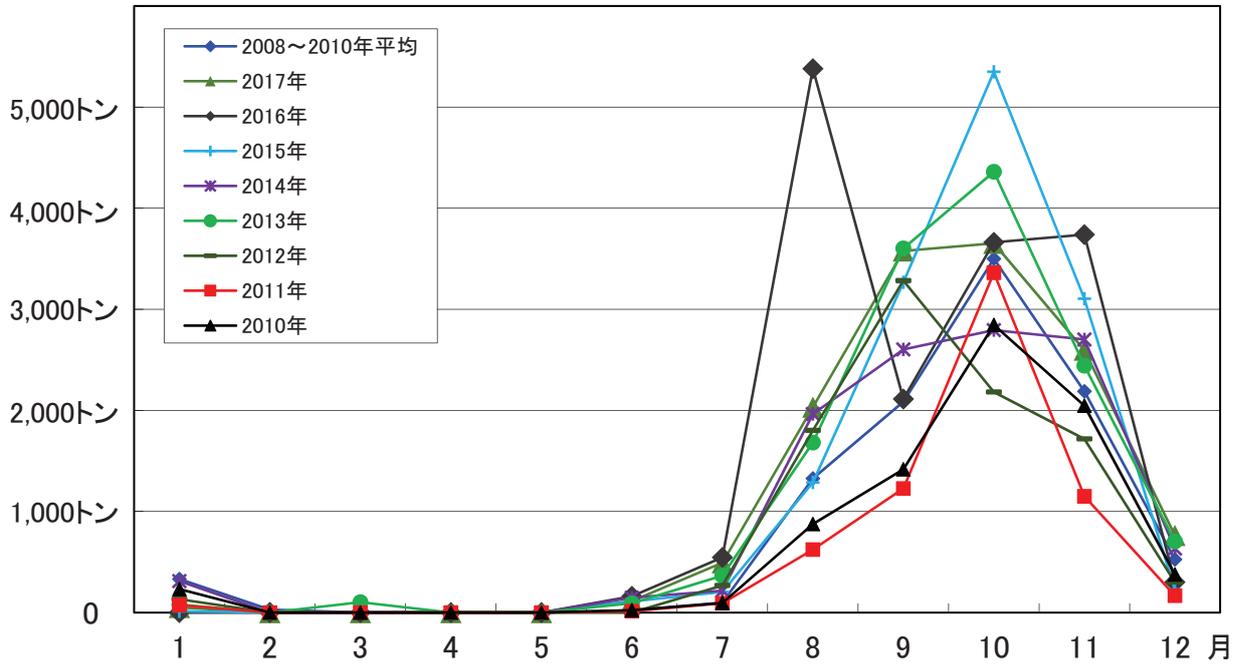
日本産ブドウについては、台湾産、韓国産の品質向上が著しく、市場関係者においては最も他国産との品質格差が縮小しているとの見方がある。

また、米国産や韓国産との出荷時期が競合する関係にあるが、一方で日本のシャインマスカットについては贈答用として評価が高く、皮ごと食べることが可能な手軽さもあって高価格でありながらも好調となっており、輸出額は増加傾向にある。

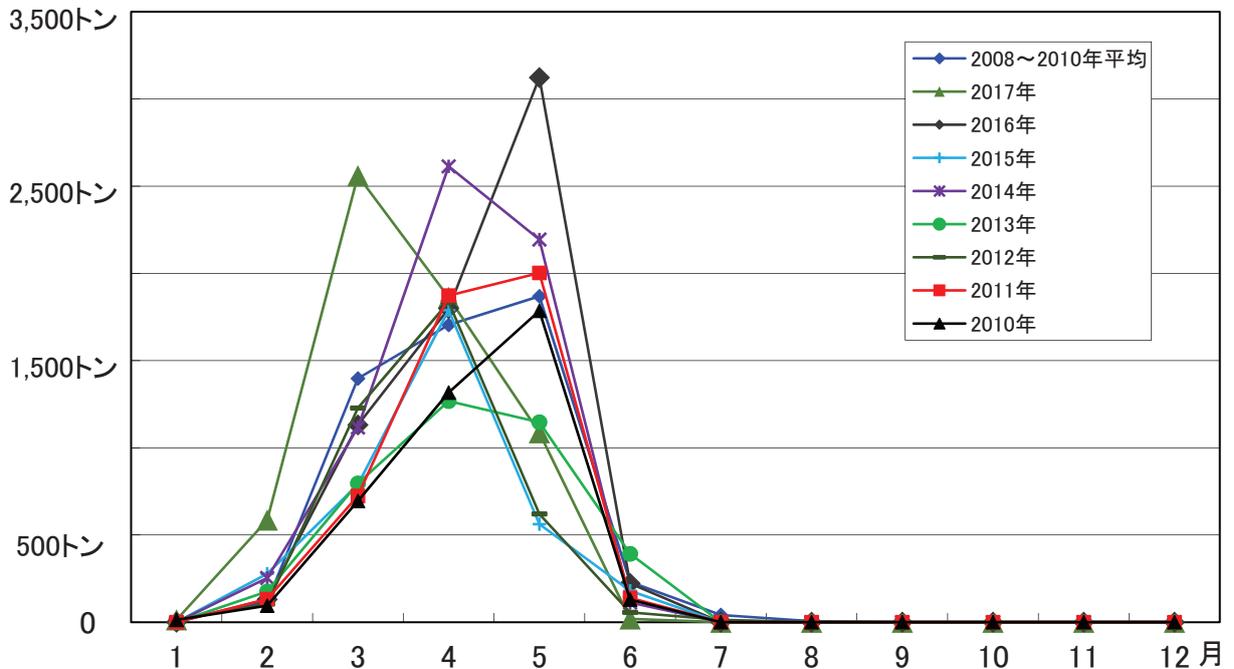
台湾の日本産、米国産、チリ産、ペルー産ブドウ生果実の輸入量



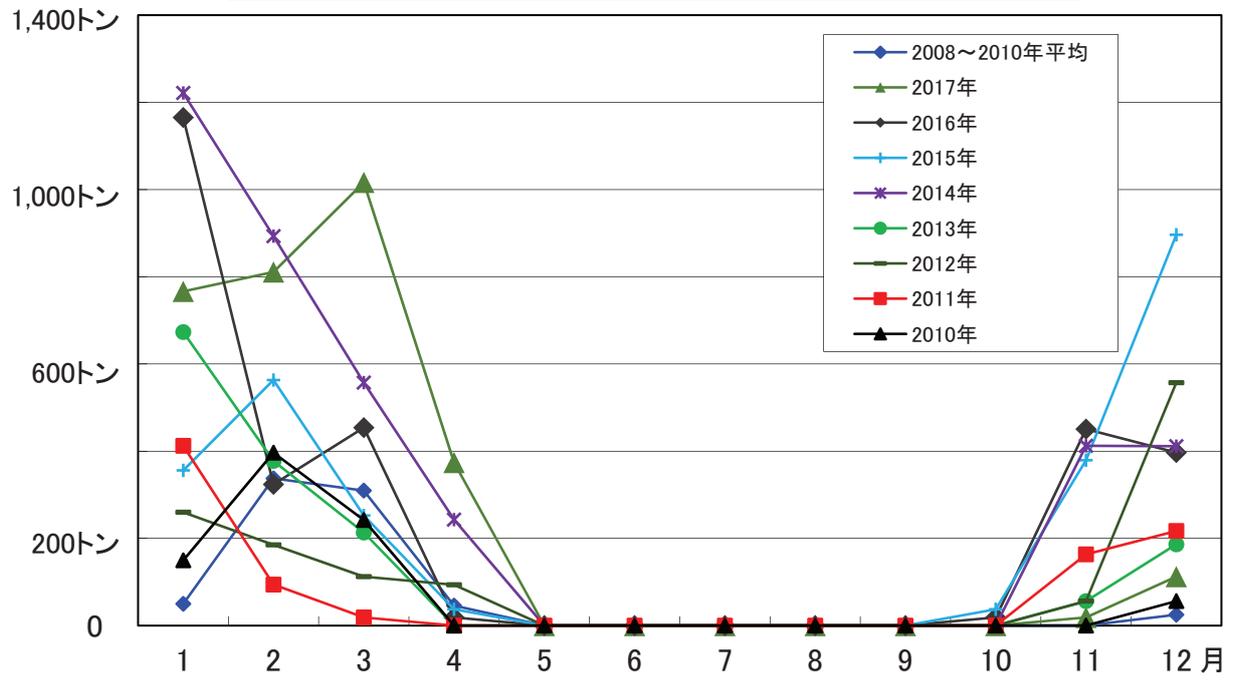
台湾の米国産ブドウ生果実の輸入量



台湾のチリ産ブドウ生果実の輸入量



台湾のペルー産ブドウ生果実の輸入量

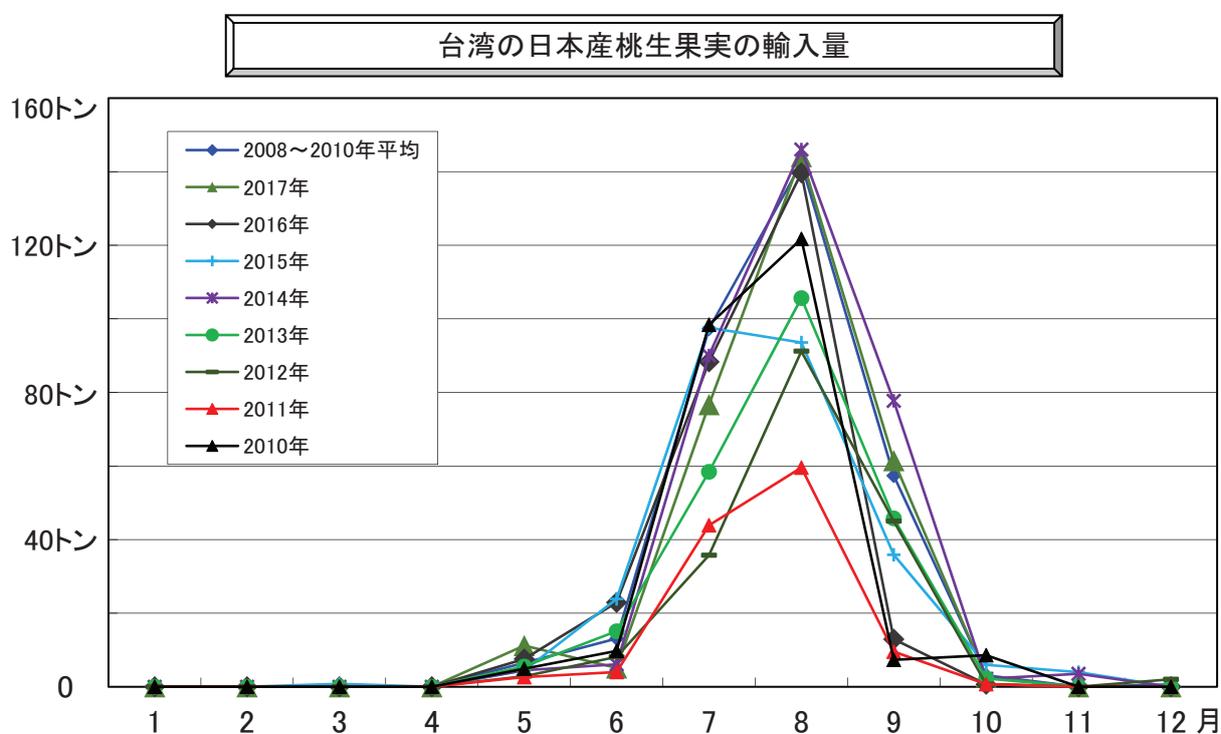


(4) モモ

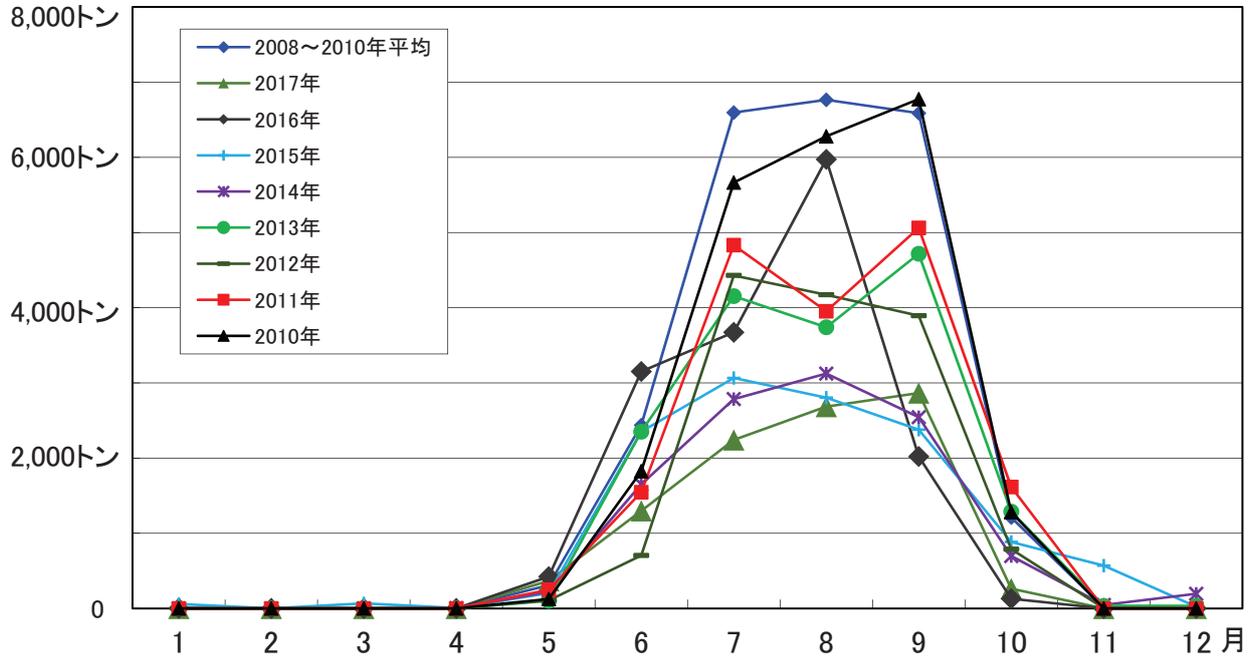
日本産は、中秋節の時期における贈答用として市場関係者からの期待は比較的高い一方、傷が付きやすく軟化しやすいことなど品質を保った輸送が比較的難しいことが制限要因となっている。

また、他国産も含めたモモ全体の輸入量は過去10年で半減している。一方でキウイフルーツの輸入が増加する一方で、モモの輸入が大幅に減少しており、キウイフルーツ等の他の果実との競合の結果とも考えられる。消費者の嗜好の変化が影響している可能性もあり、更なる検討が必要である。

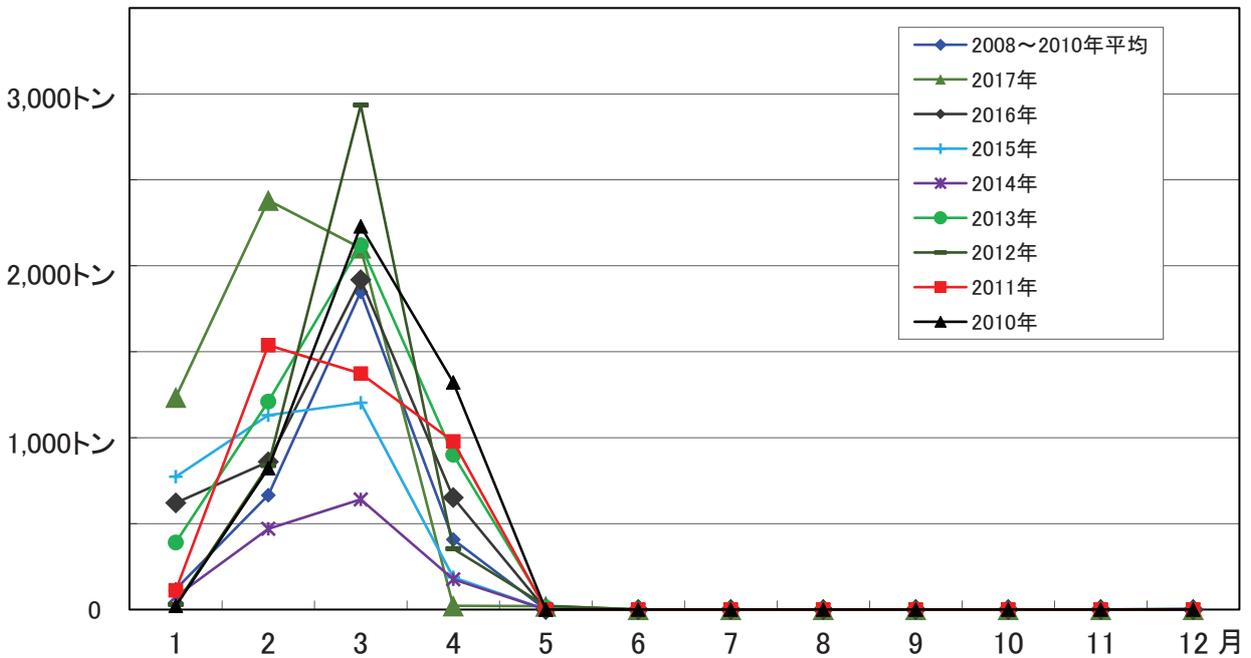
台湾の日本産、米国産、チリ産モモ生果実の輸入量



台湾の米国産桃生果実の輸入量



台湾のチリ産桃生果実の輸入量

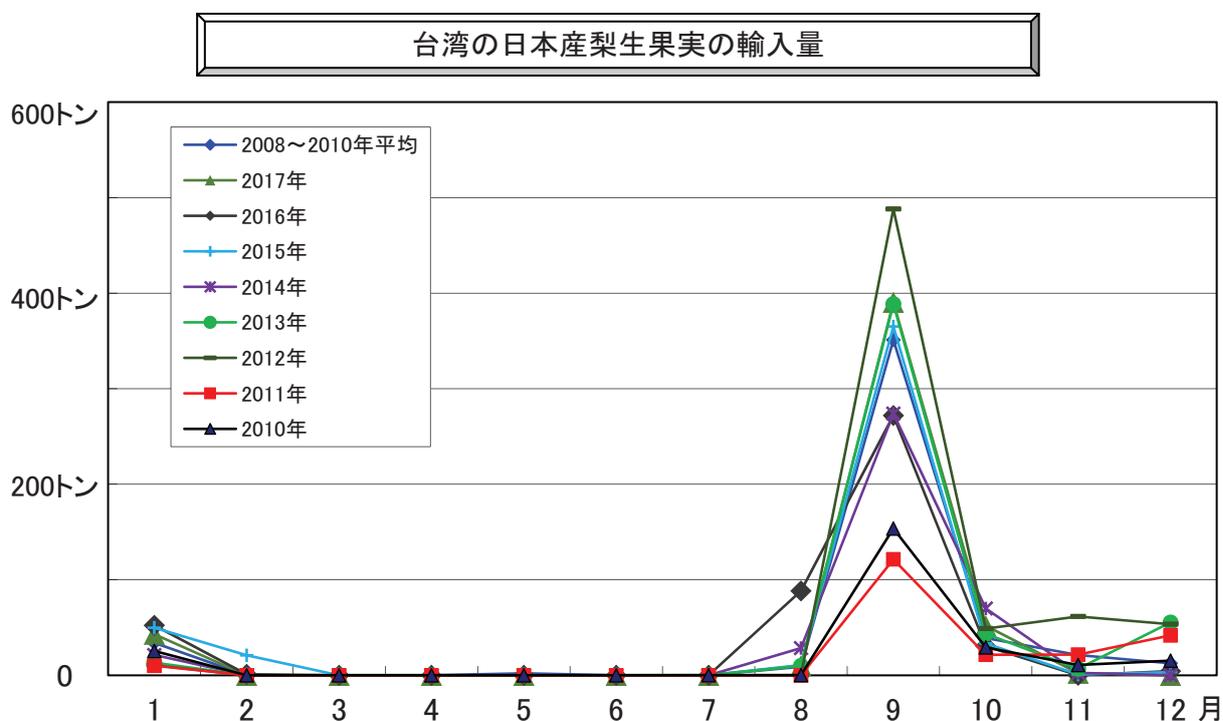


(5) ナシ

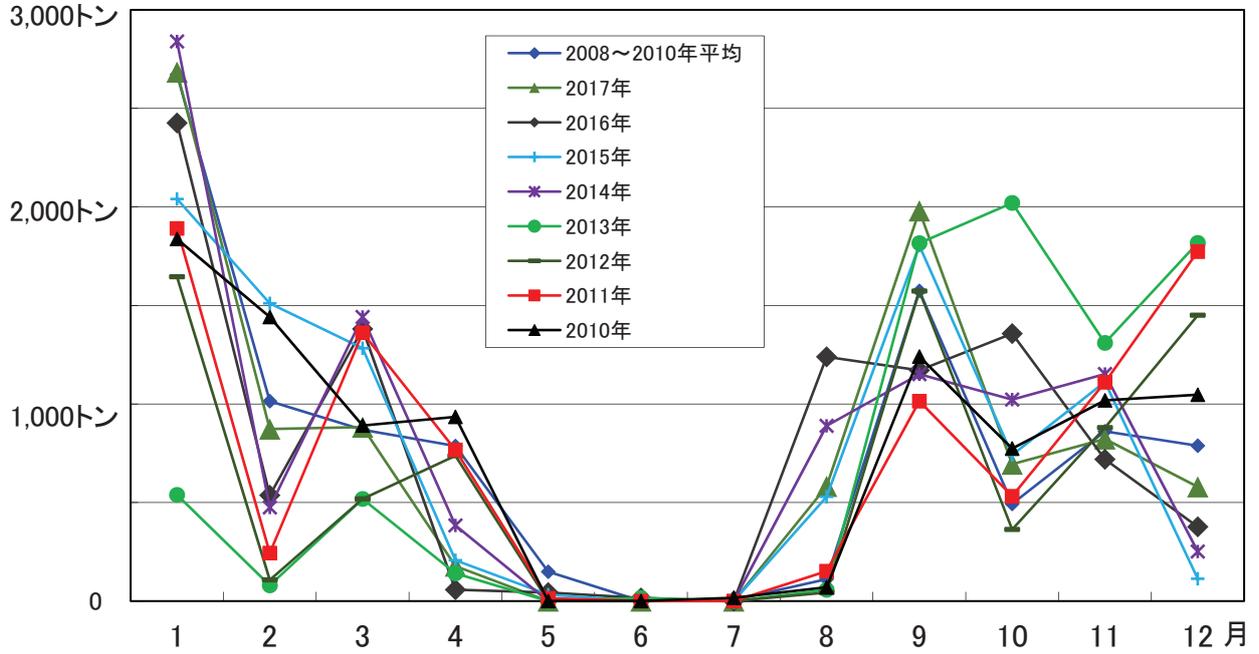
鳥取県、大分県を中心に贈答用の大玉の輸出が中心である。また、春節は時期が毎年異なるため、品質を確保しつつ出荷時期を適切に調整することが課題となっている。

台湾の市場全体としては、価格面で優位性の高い韓国産の流通が多く、輸入ナシの関税割当の9割程度が韓国産ナシに使用されている状況にある。また、台湾産のナシについても高山地帯を中心に大玉が積極的に生産されており、糖度の管理にも力を入れているなど、品質は日本産、韓国産と遜色ない水準となっているため、日本産の輸出量増大を図るためには新たな品種等、話題性も必要と考えられる。

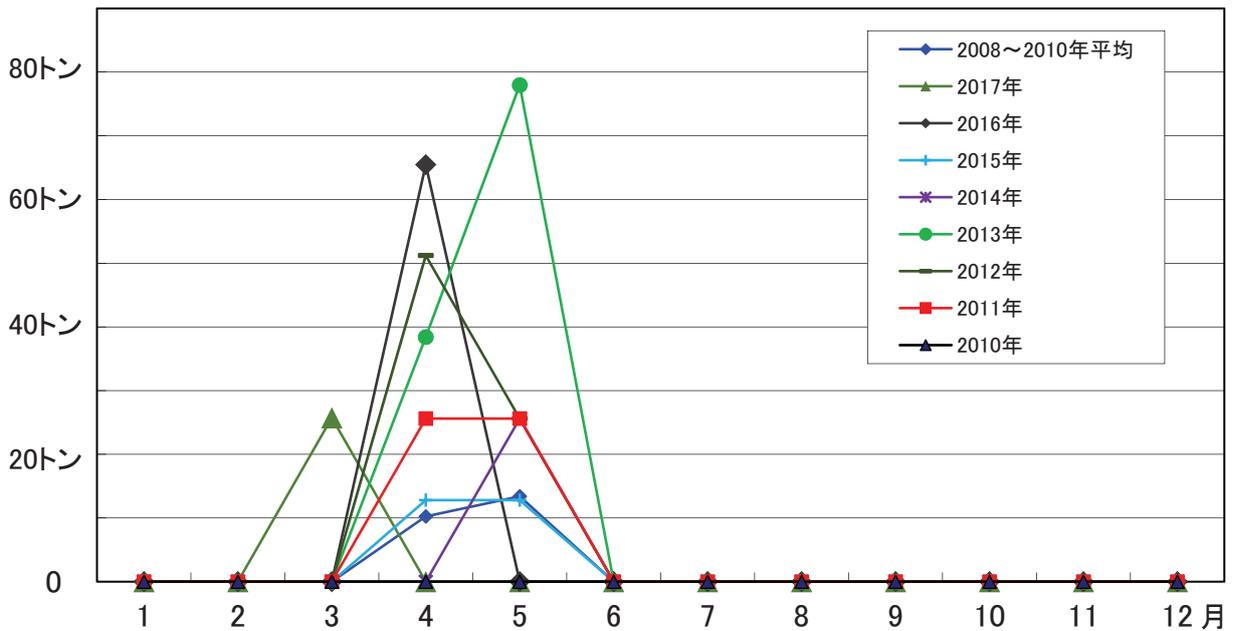
台湾の日本産、韓国産、米国産梨生果実の輸入量



台湾の韓国産梨生果実の輸入量



台湾のチリ産梨生果実の輸入量



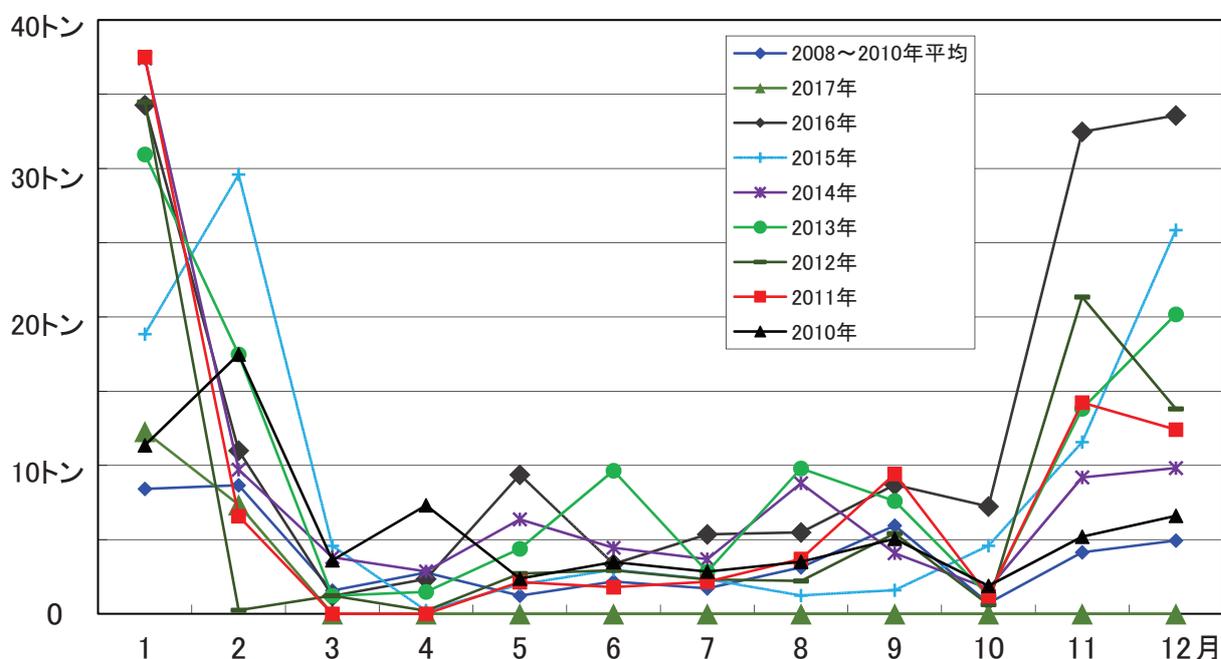
(6) 柑橘類

日本産温州みかんについては、高価格帯のもの、一部でハウス栽培ものが輸入され、贈答用としての販売が中心であるが、低価格帯で販売されるケースも出てきており、一般スーパーにおいても販売されるようになった。

一方で、日本のみかん栽培に使用している農薬成分について、台湾側の基準値改正等があり、本年においても残留農薬違反事例が多く発生している。

台湾の日本産温州ミカン(生果実及び乾燥物)の輸入量

台湾の日本産温州ミカン生果実及び乾燥物の輸入量



○台北市内百貨店の贈答用みかんの販売状況



(7)その他

日本産さくらんぼについては、保存可能期間が短いこと、輸送中に傷みやすいこと等の課題があり、また、台湾においてはアメリカンチェリーの味や食感が定着しているという状況はあるが、新たな贈答用品目としての成長が期待されている。ただし、輸出時期が春節や中秋節といった贈答時期と重ならないこと、輸出可能期間が短いこと等から、健康への効果といった話題性のある特色を打ち出すなど工夫が必要と考えられる。

【参考：為替レート】

	2005	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
NT\$/円	3.42	2.78	2.71	2.70	3.29	3.49	3.81	3.37	3.82
US\$/円	110.1	87.8	79.8	79.8	98.0	105.9	121.0	108.8	112.7

出所：MIZUHO 銀行調査月報

(参考1) 台湾の果実の流通状況(台北果菜市场)

台北市第一果菜市场及び第二果菜市场における流通状況

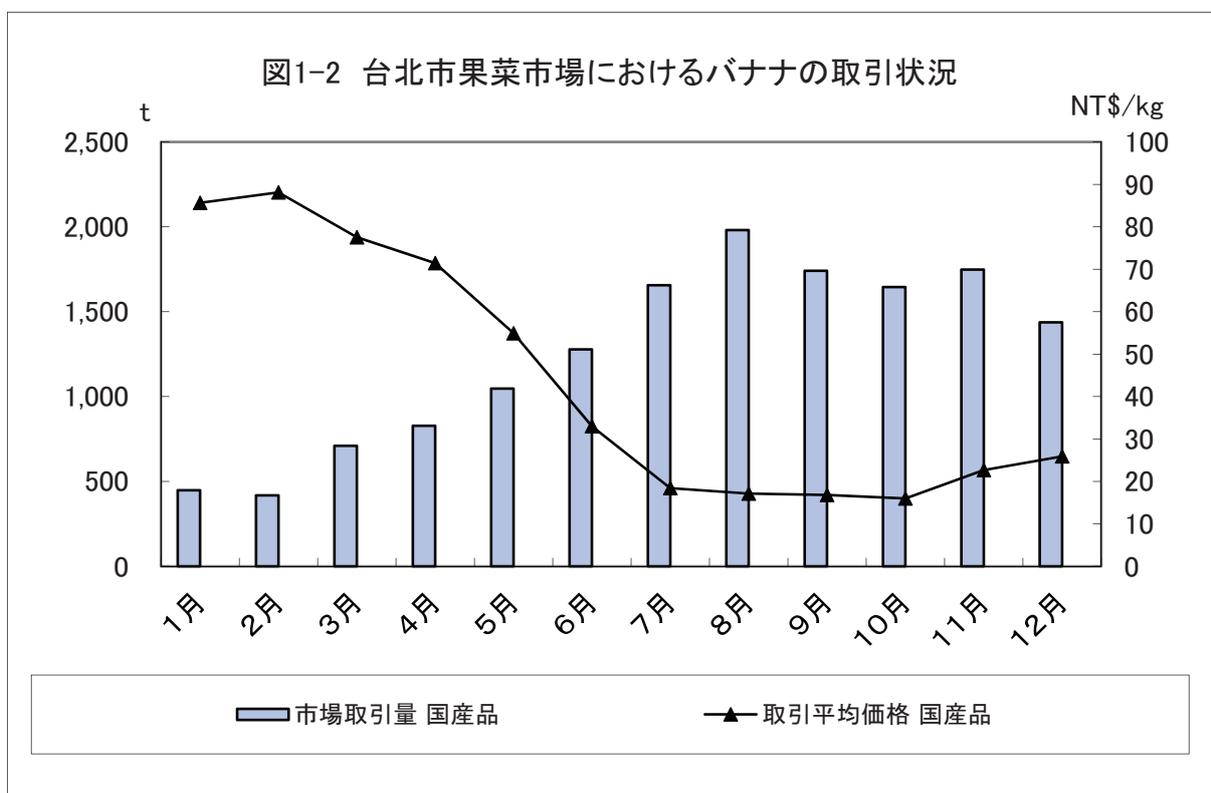
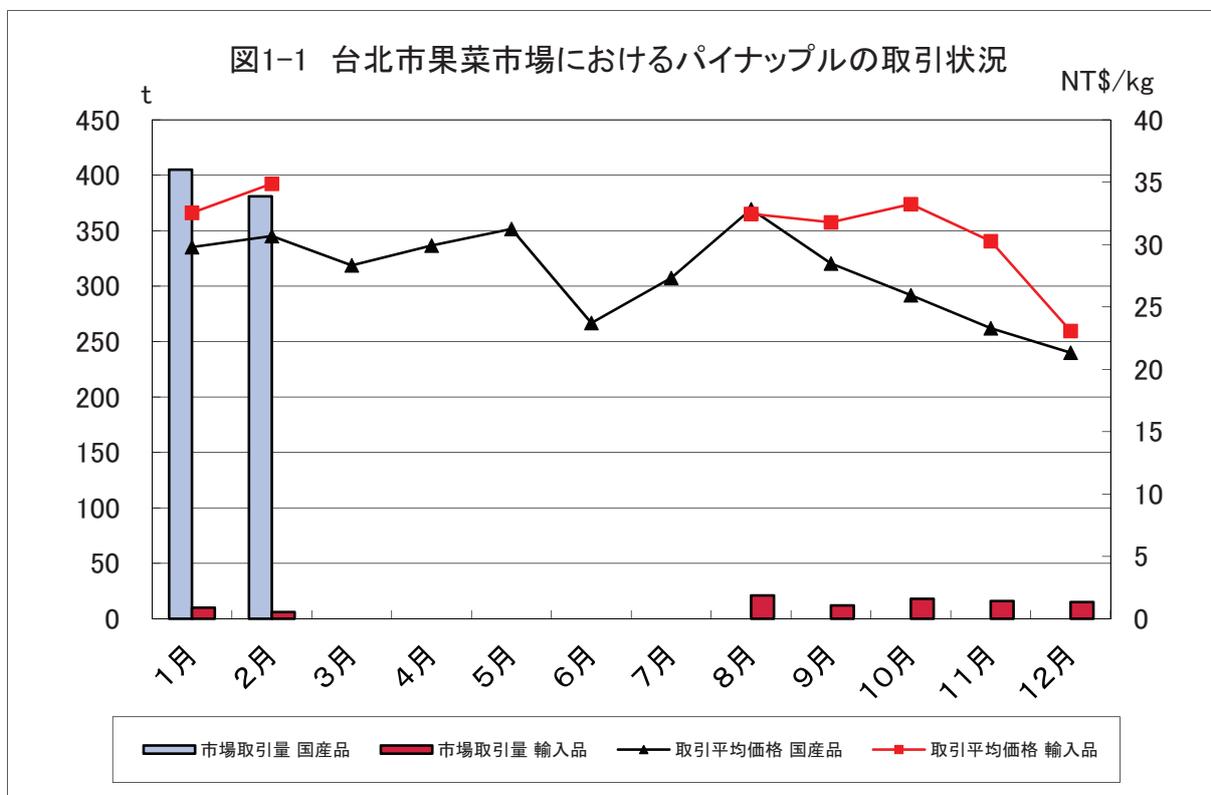


図1-3 台北市果菜市場におけるマンゴーの取引状況

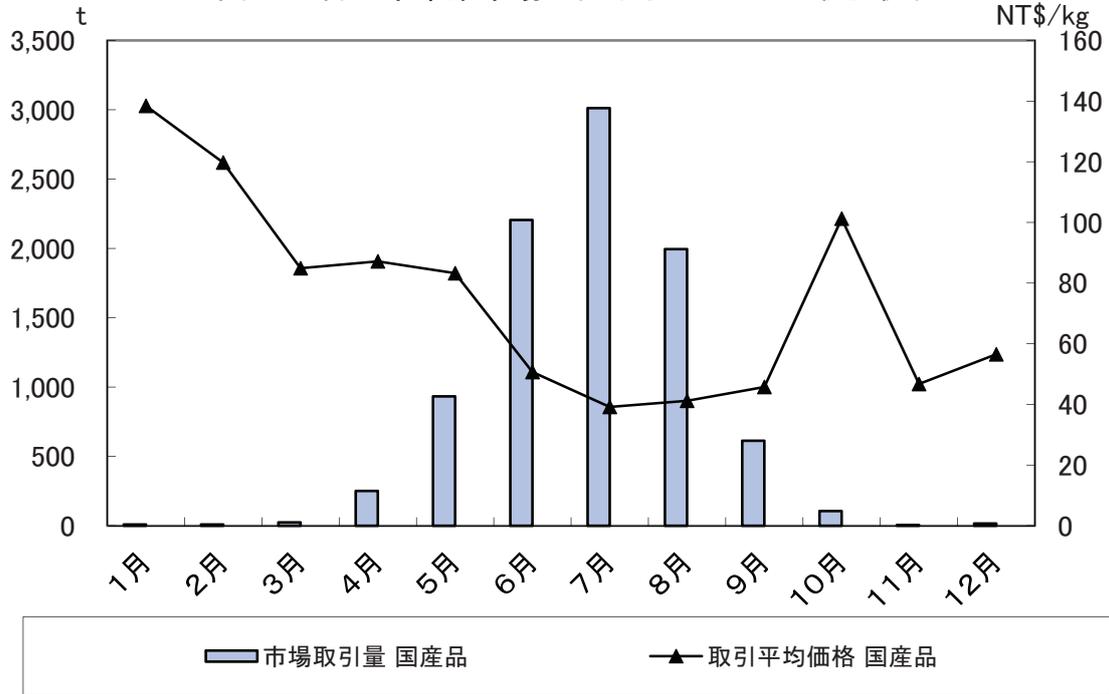


図1-4 台北市果菜市場におけるリュウデインの取引状況

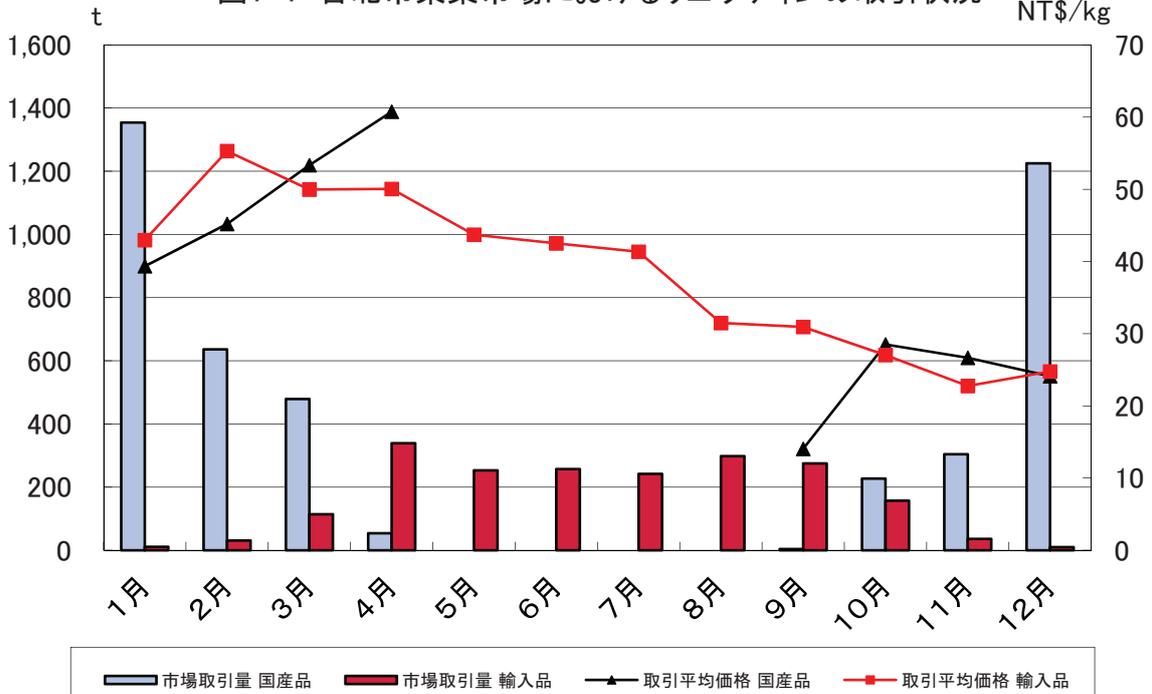


図1-5 台北市果菜市场におけるポンカンの取引状況

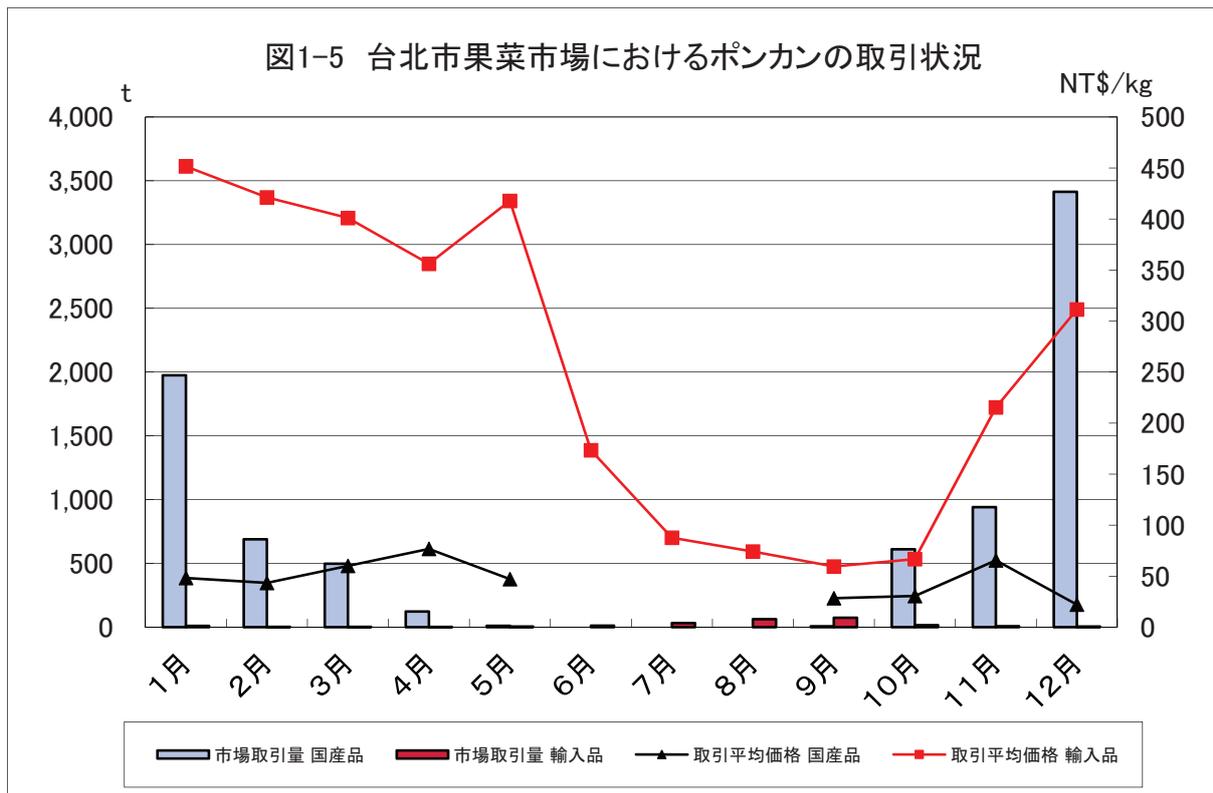


図1-6 台北市果菜市场における文旦の取引状況

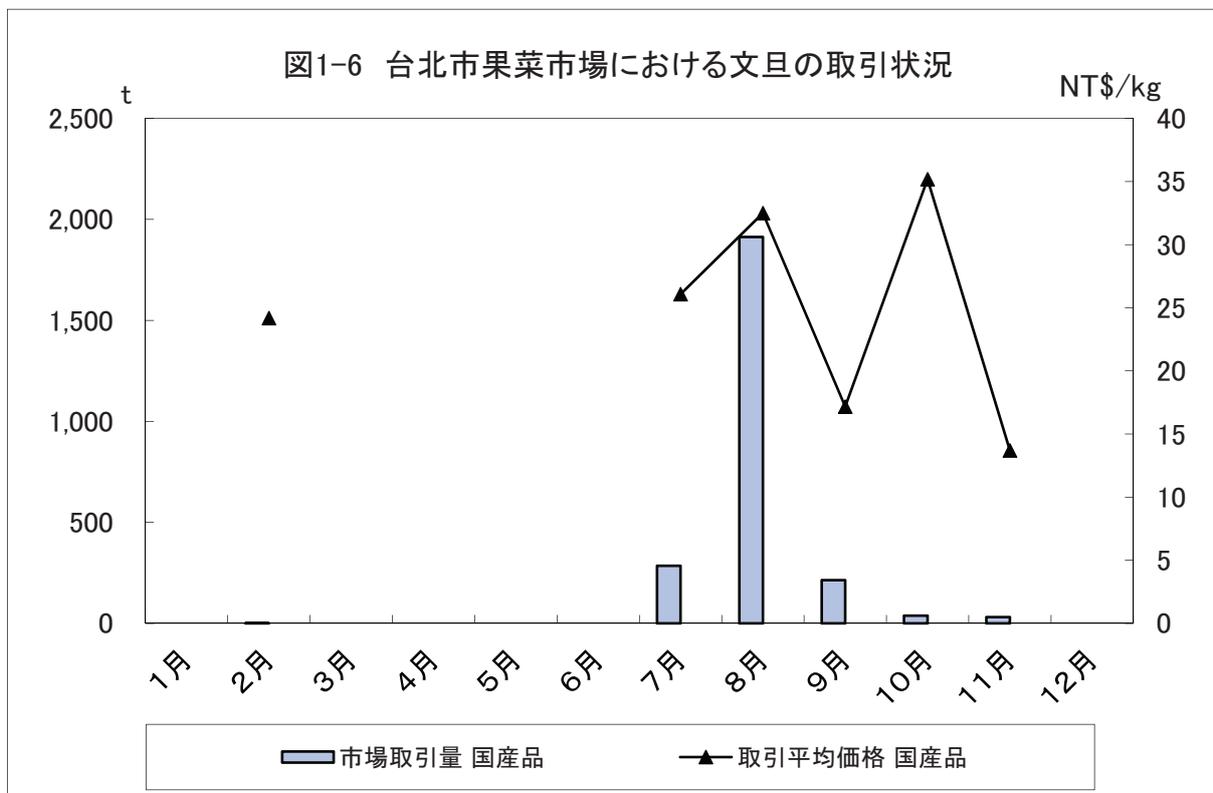


図1-7 台北市果菜市场におけるグアバの取引状況

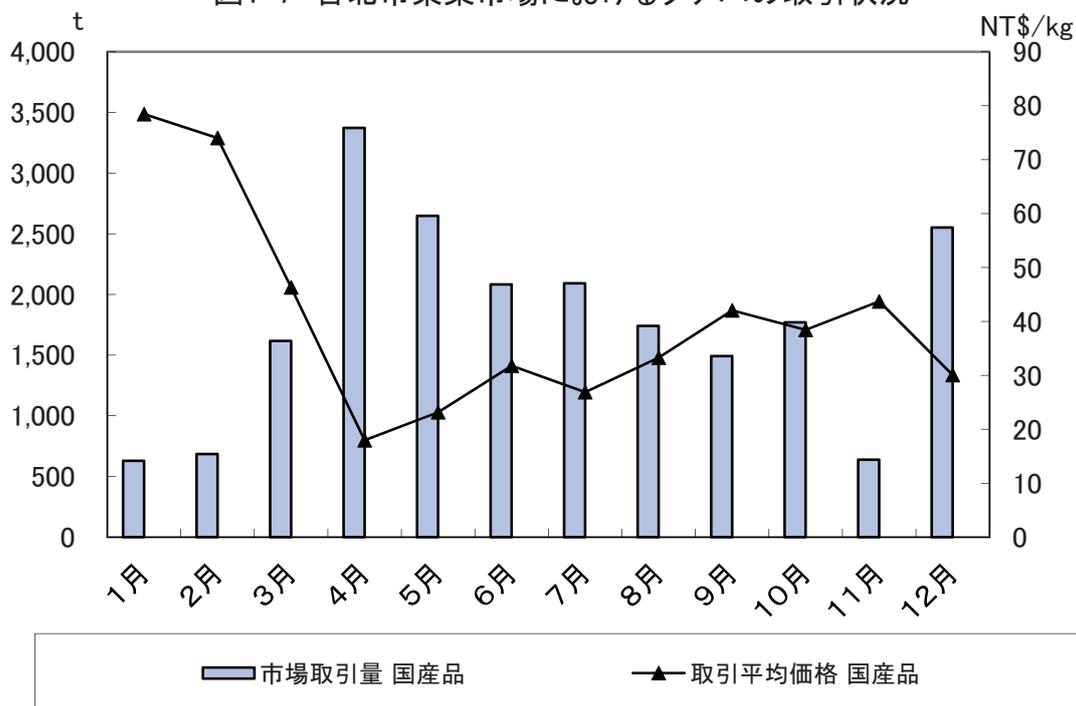


図1-8 台北市果菜市场におけるパパイヤの取引状況

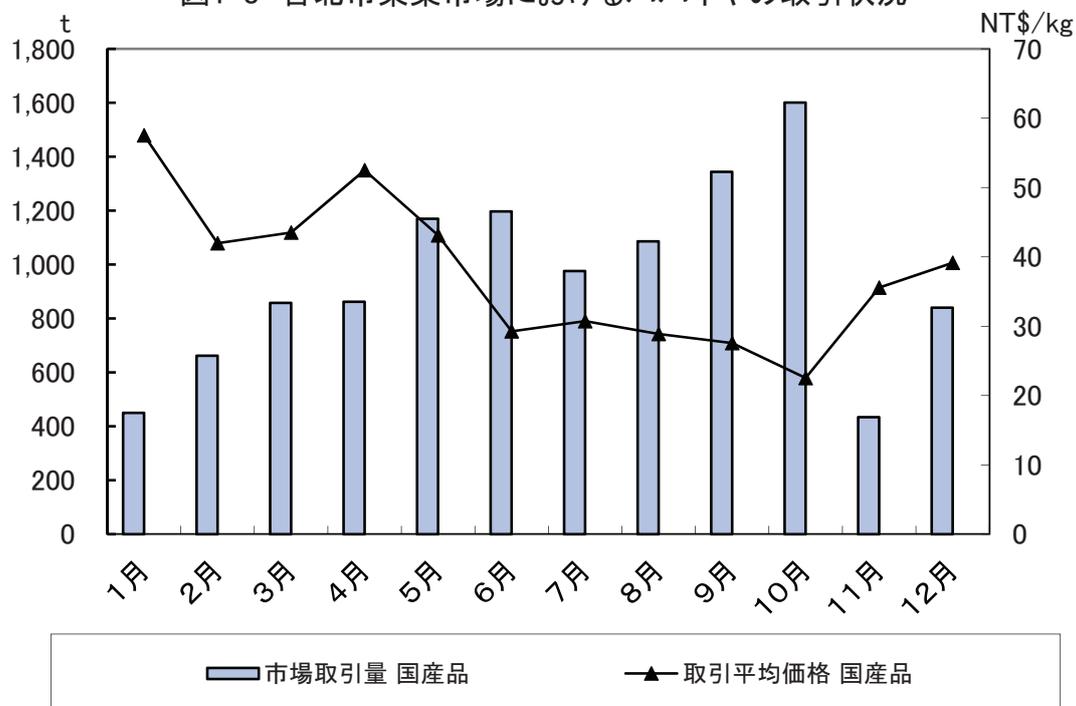


図1-9 台北市果菜市场における龍眼の取引状況

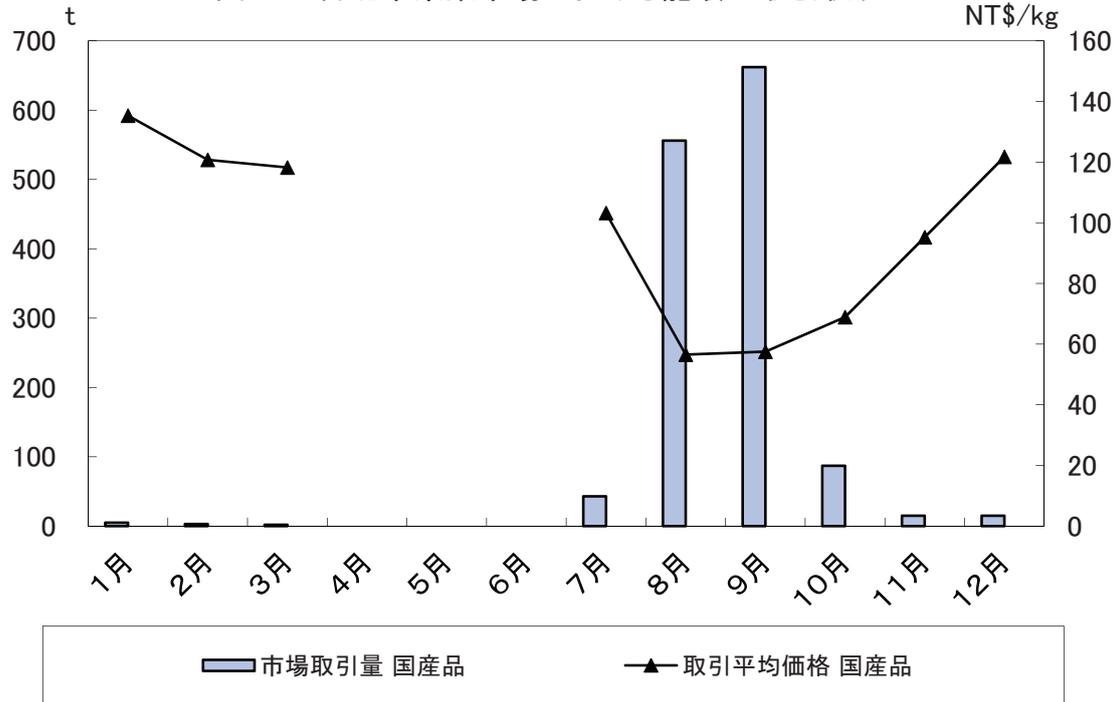


図1-10 台北市果菜市场におけるナシの取引状況

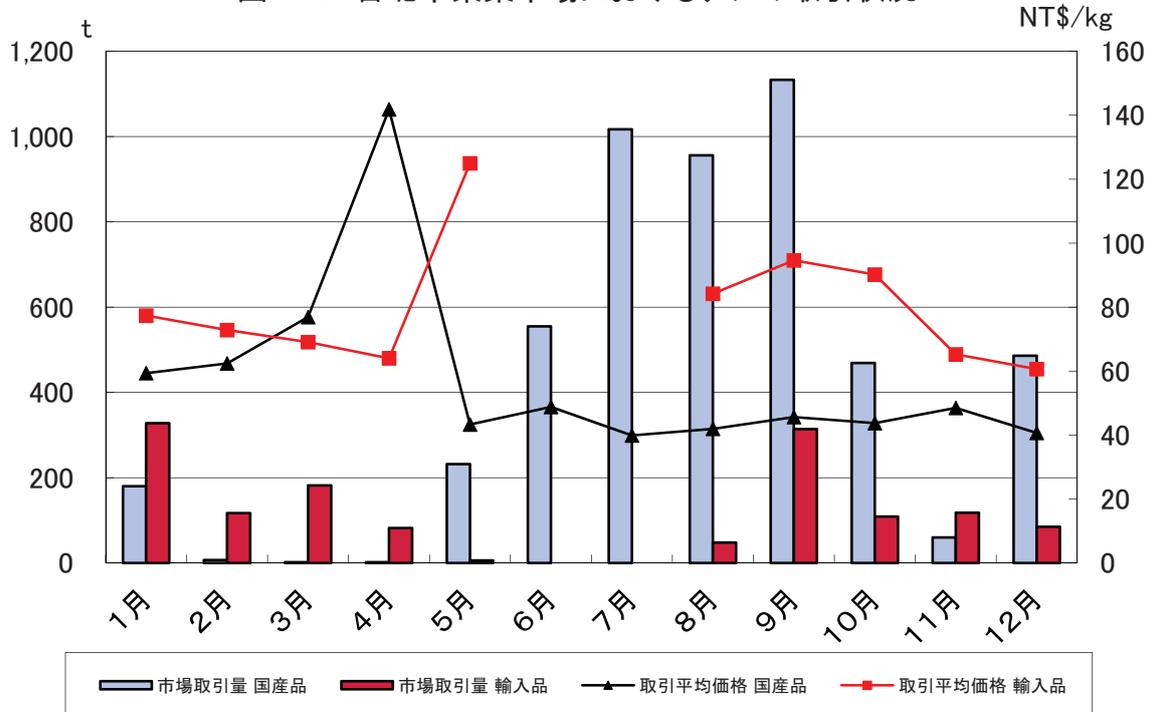


図1-11 台北市果菜市場におけるレイシの取引状況

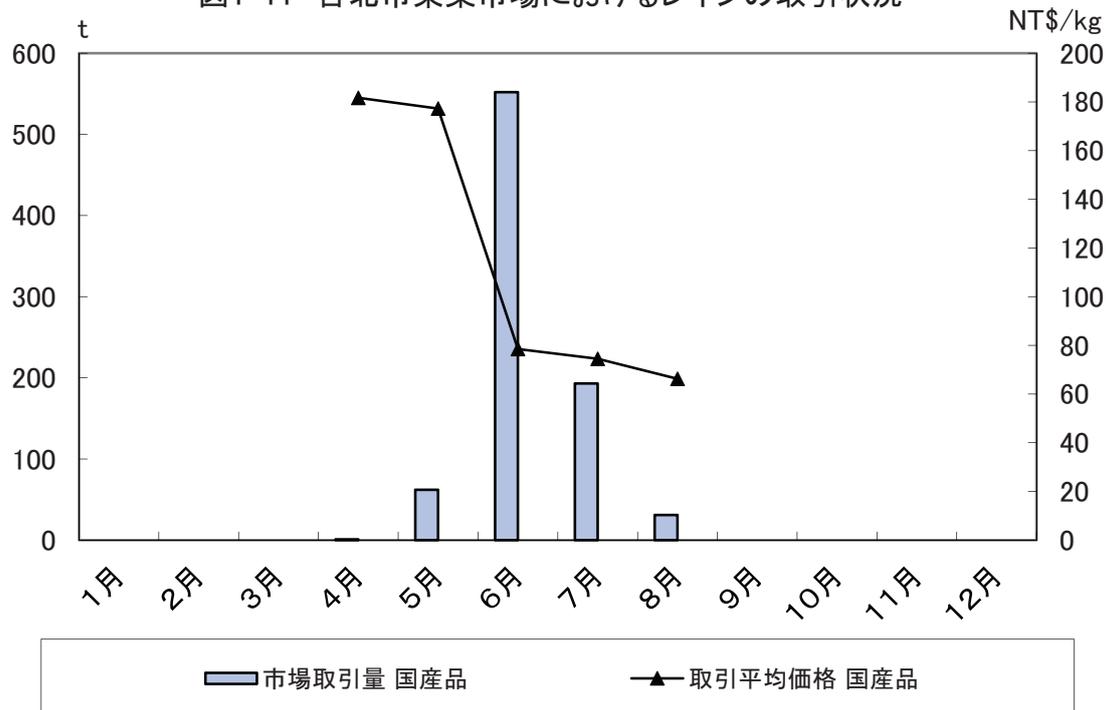


図1-12 台北市果菜市場におけるレンプの取引状況

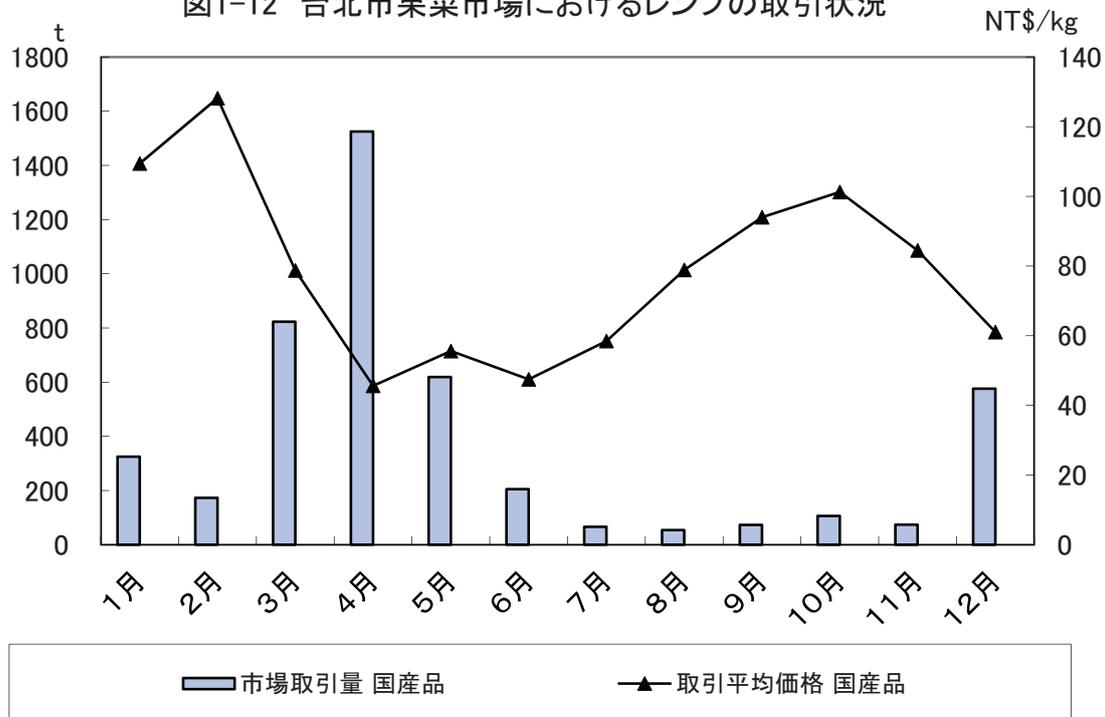


図1-13 台北市果菜市場におけるブドウの取引状況

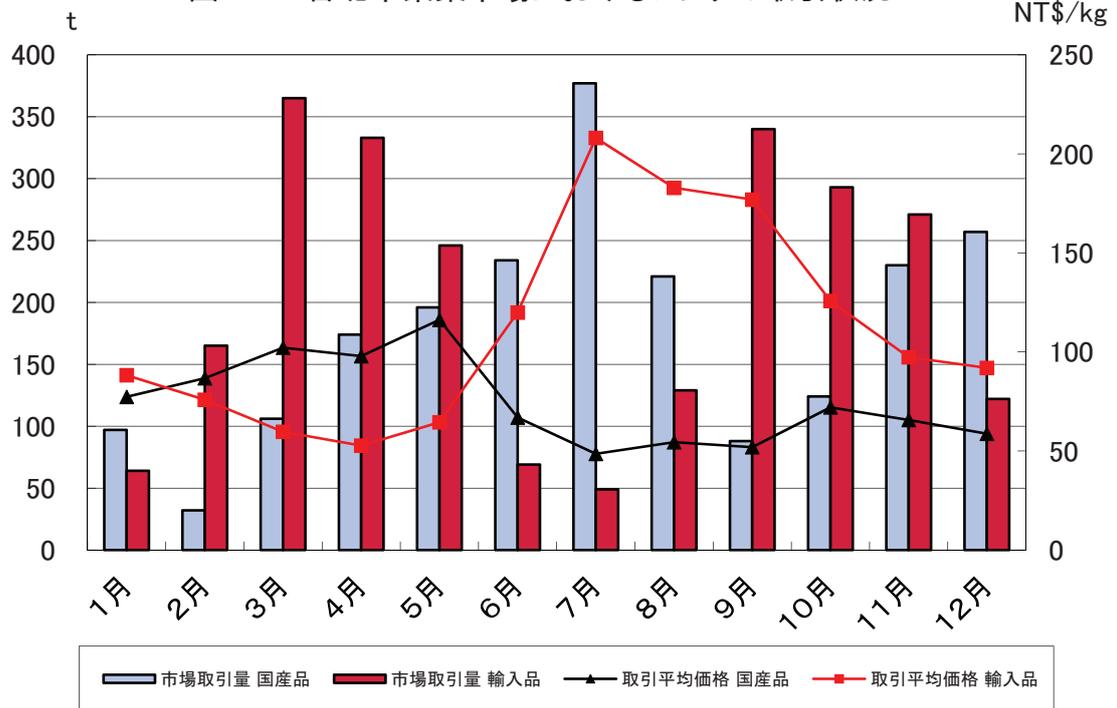


図1-14 台北市果菜市場におけるシャトウの取引状況

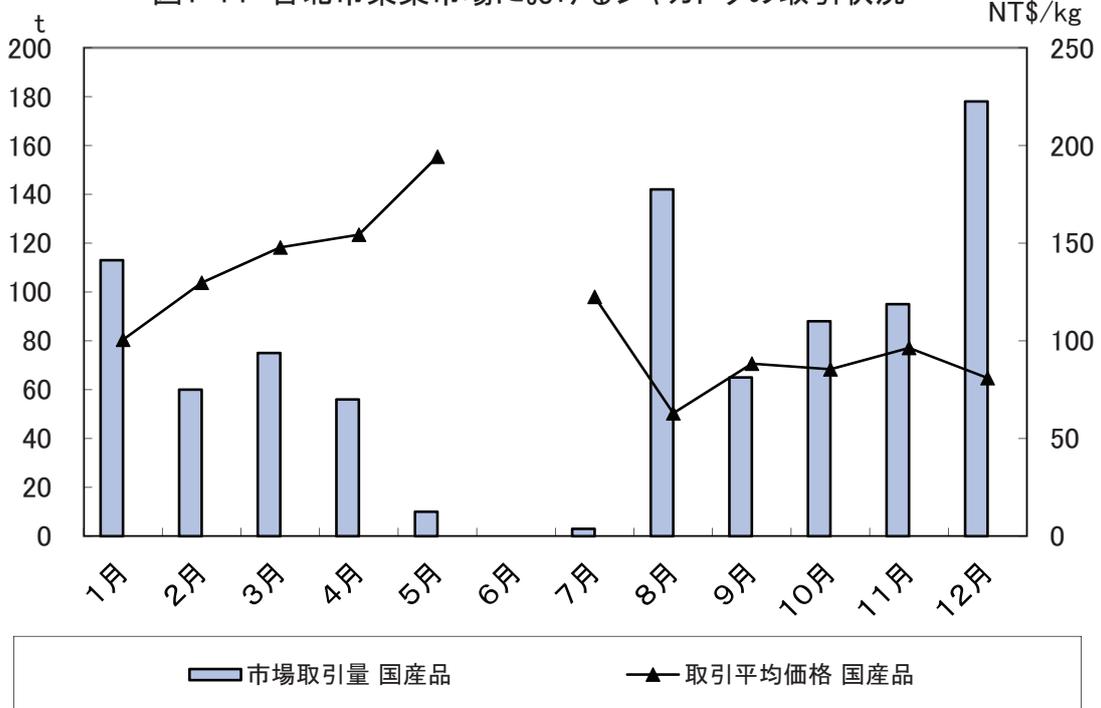


図1-15 台北市果菜市場におけるカキの取引状況

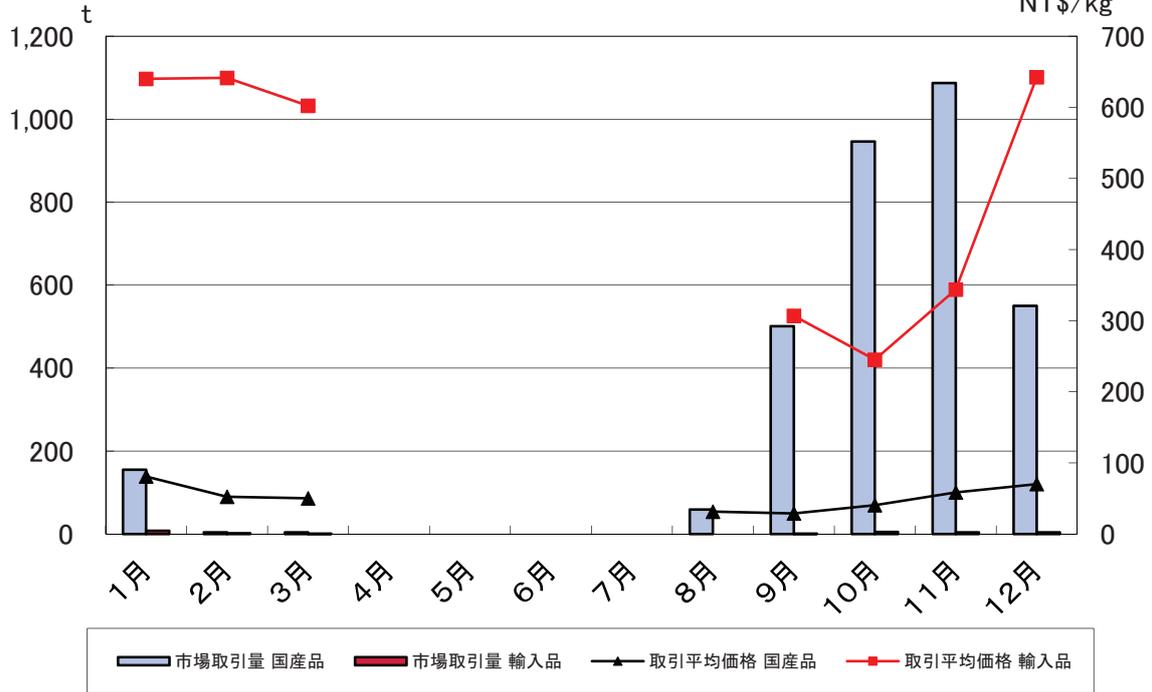
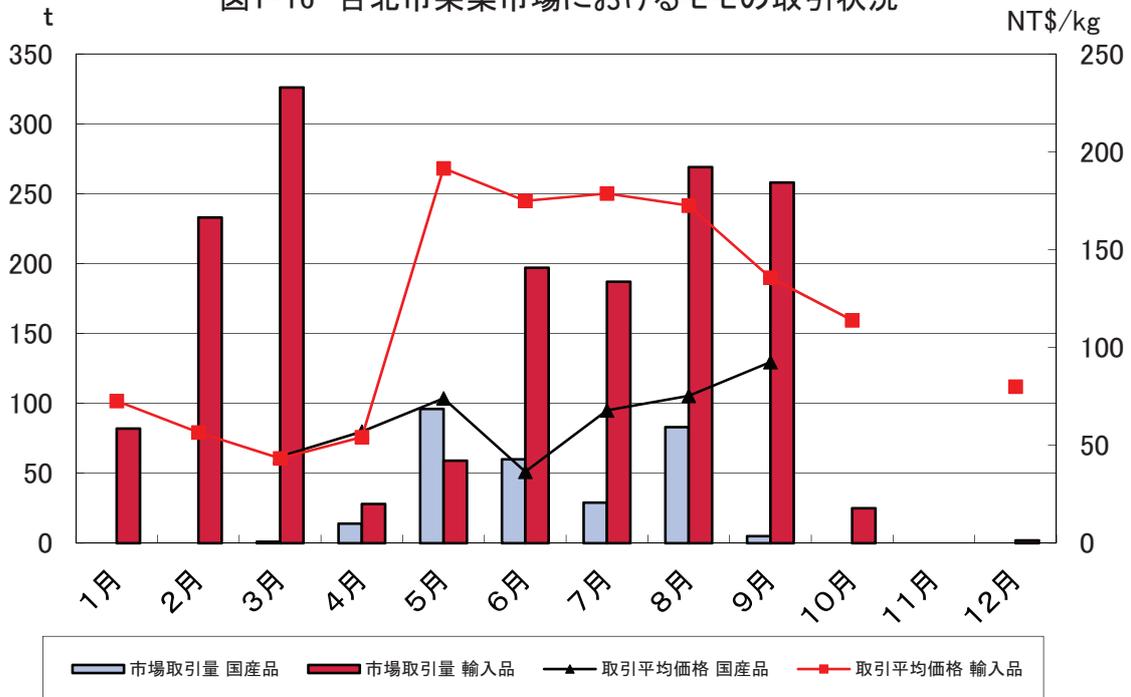


図1-16 台北市果菜市場におけるモモの取引状況



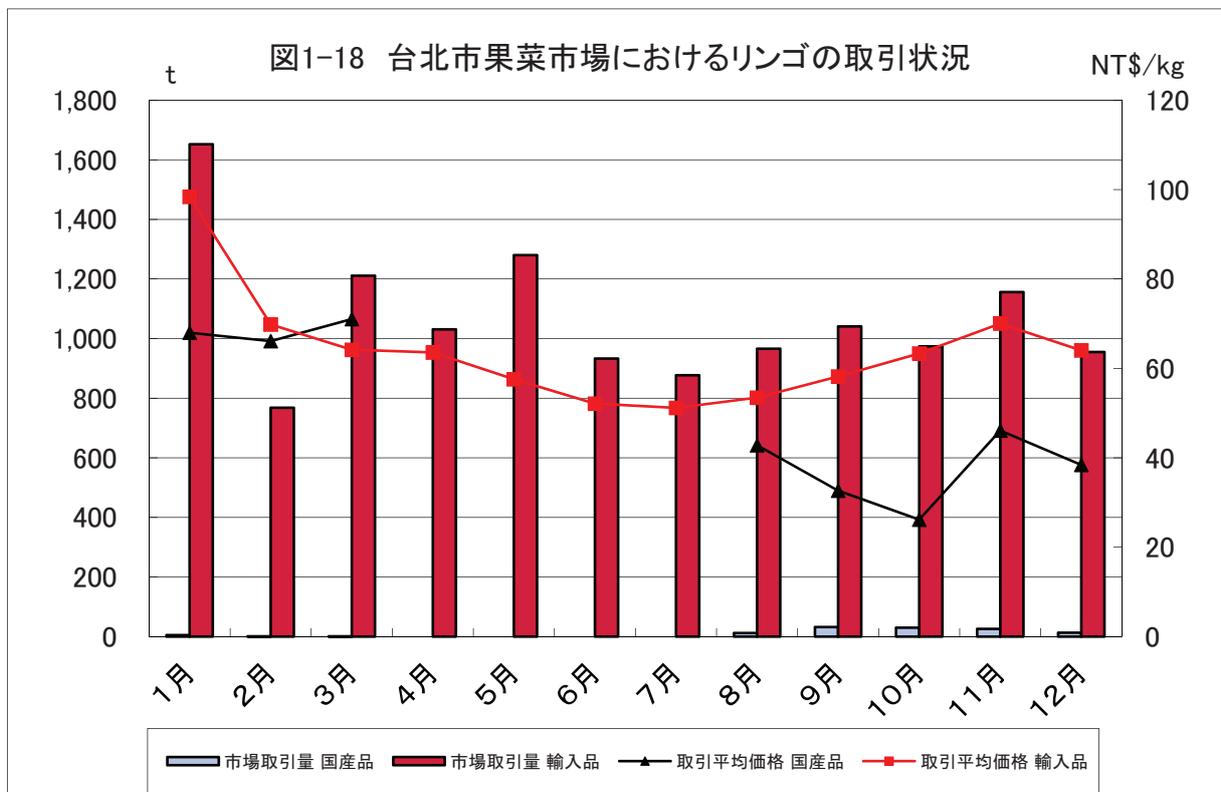
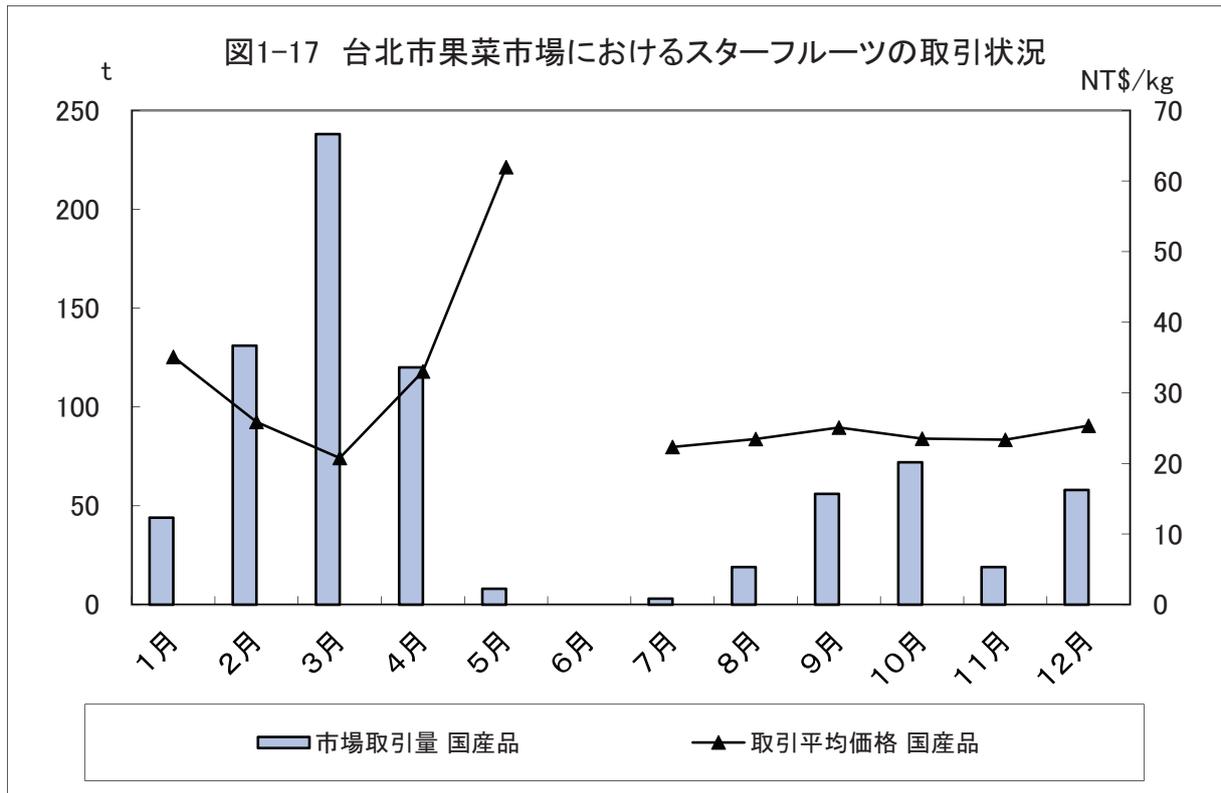


図1-19 台北市果菜市场におけるスイカの取引状況

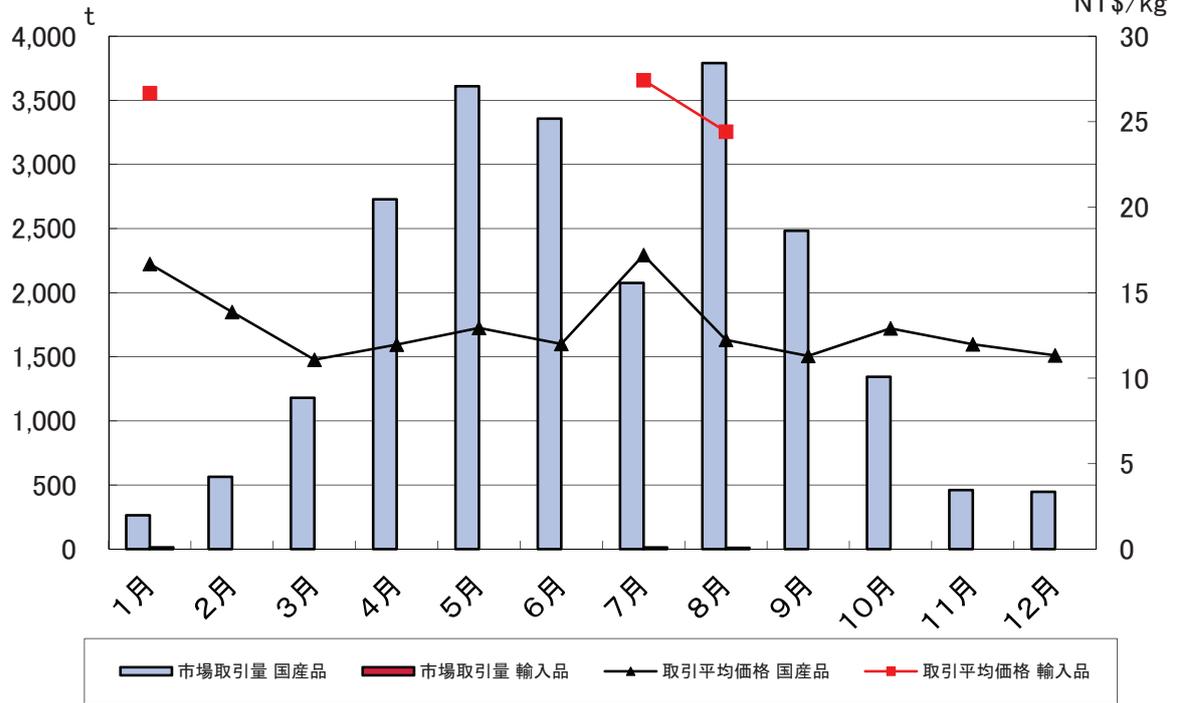


図1-20 台北市果菜市场におけるマスクメロンの取引状況

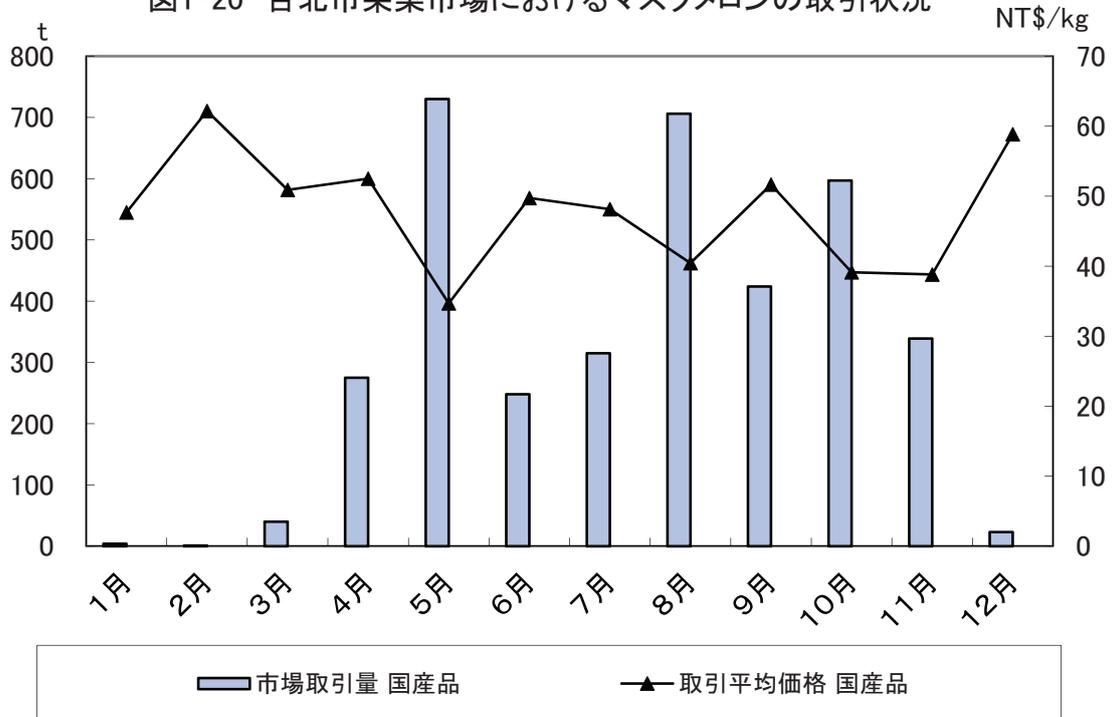


図1-21 台北市果菜市场におけるカンタルーペロンの取引状況

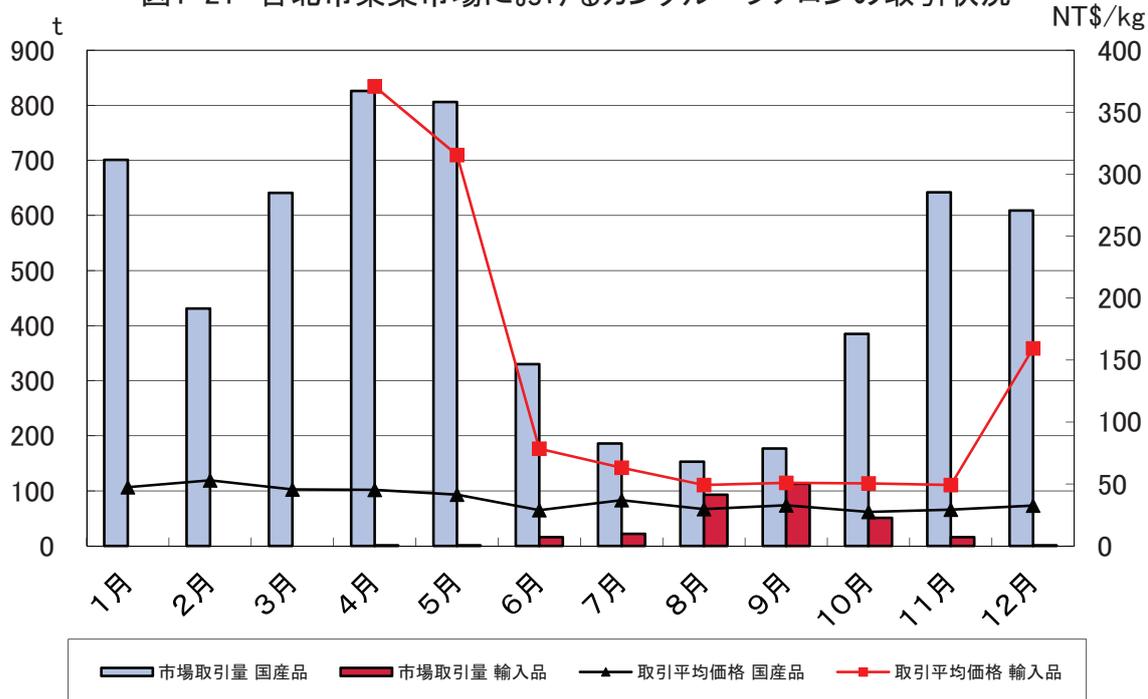
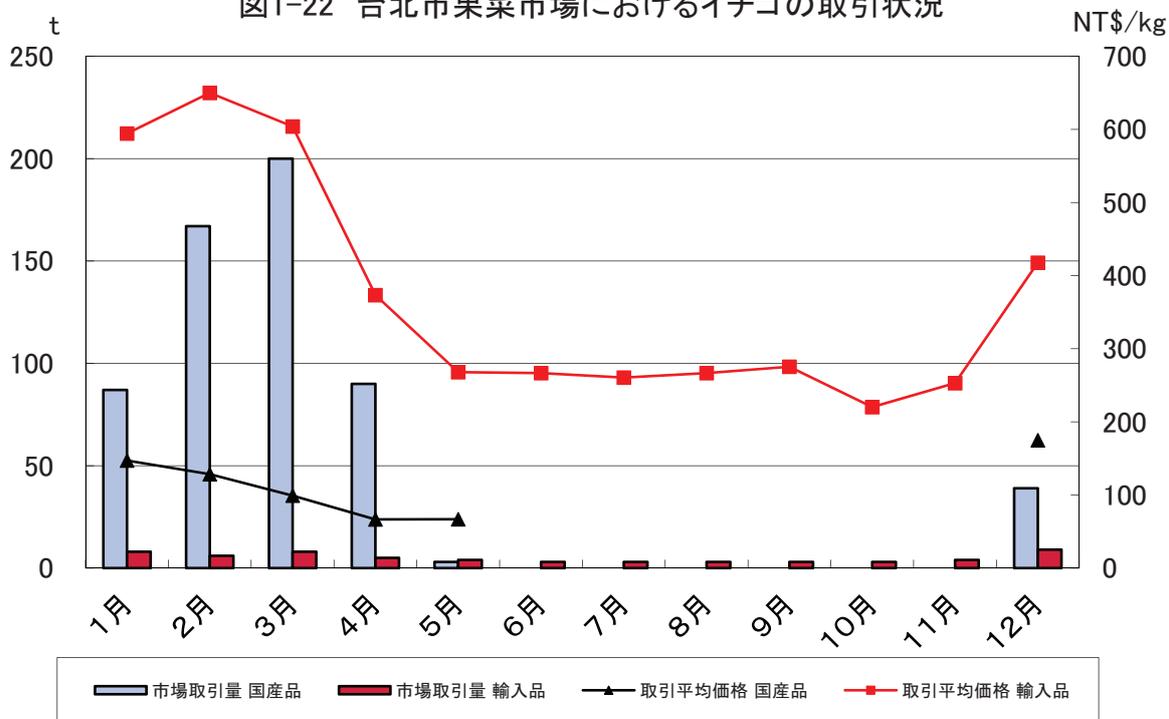


図1-22 台北市果菜市场におけるイチゴの取引状況



(参考2) 残留農薬基準値違反事例(果樹)

事業名		輸入事業者	貨品分類番号	不合格原因 (検出重量及び検出量)	製造者又は輸出事業者	産地	重量 (kg)	公表日
1	金橘 (KUMQUAT)	尚農實業有限公司	0805.90.00.00.8	○達特南(Dinotefuran)0.44ppm	DAISHO CO.,LTD.	鹿児島県	144	2017年1月17日
2	蜜柑 (SATSUMA MANDARIN)	商田實業有限公司	0805.20.10.10.9	○達特南(Dinotefuran)0.08ppm	YAJI CO.,LTD.	愛媛県	30	2017年1月24日
3	鮮草莓 (FRESH STRAWBERRY)	八通關股份有限公司	0810.10.00.00.8	○護汰草(Fludoxonil)2.5ppm	WITH PRODUCE CO.,LTD.	熊本県	13.5	2017年2月8日
4	鮮金桔 (FRESH KUMQUAT)	明果貿易有限公司	0805.29.00.00.4	○達特南(Dinotefuran)0.2ppm	AOMORIMEIKACO.,LTD.	鹿児島県	154	2017年2月15日
5	金橘 (KUMQUAT)	尚農實業有限公司	0805.90.00.00.8	○達特南(Dinotefuran)0.04ppm	KYUSHU AGRICULTURAL PRODUCTS TRADING CO.,LTD.	鹿児島県	30	2017年2月15日
6	鮮蜜柑 (FRESH MIKAN)	八通關股份有限公司	0805.21.10.10.8	○達特南(Dinotefuran)0.18ppm	WITH PRODUCE CO.,LTD.	香川県	21	2017年2月22日
7	蜜柑 (MANDARIN ORANGE)	台湾愛媛柑仔有限公司	0805.21.90.90.4	○達特南(Dinotefuran)0.03ppm	NEWS CORPORATION	愛媛県	5200	2017年2月22日
8	蜜柑 (MANDARIN ORANGE)	台湾愛媛柑仔有限公司	0805.21.90.90.4	○達特南(Dinotefuran)0.05ppm	NEWS CORPORATION	愛媛県	5000	2017年2月22日
9	冷凍櫻桃 (FROZEN CHERRY)	福威國際有限公司	0811.90.28.00.8	○賽芬蠟(Cyflumetofen)0.23ppm ○得芬瑞(Tebuconazole)0.09ppm	有限公司 大橋櫻桃園	北海道	6.8	2017年3月14日
10	柚子皮 (YUZU)	富帆貿易有限公司	0814.00.00.90.7	○克收欣(Kresoxim methyl)0.03ppm	金EDWASABI株式会社 静岡工場	静岡県	300	2017年3月14日
11	鮮草莓 (FRESH STRAWBERRY)	上佳水果有限公司	0810.10.00.00.8	○克凡派(Chlorfenapyr)0.12ppm	NISSYOU CO.,LTD.	奈良県	2.7	2017年3月28日
12	柚子皮 (YUZU)	富帆貿易有限公司	0814.00.00.90.7	○克收欣(Kresoxim methyl)0.06ppm	金EDWASABI株式会社 静岡工場	静岡県	90	2017年4月10日
13	鮮草莓 (FRESH STRAWBERRY)	上佳水果有限公司	0810.10.00.00.8	○克凡派(Chlorfenapyr)0.11ppm	NISSYOU CO.,LTD.	奈良県	2.7	2017年4月10日
14	鮮草莓 (FRESH STRAWBERRY)	川味水果有限公司	0810.10.00.00.8	○氟芬隆(Flufenoxuron)0.06ppm	ICHIBAN CO.,LTD	福岡県	243	2017年5月2日
15	鮮蜜柑 (FRESH SATSUMA ORANGE)	上佳水果有限公司	0805.21.10.10-8	○砂羅芬(Siaflufenol)0.35ppm	NISSYOU CO.,LTD.	長崎県	1.2	2017年5月10日
16	枇杷 (FRESH LOQUAT)	全盛股份有限公司	0810.90.99.90.4	○愛殺松(Ethion)0.02ppm	MEIKO	長崎県	76.4	2017年5月10日
17	草莓 (STRAWBERRY)	尚農實業有限公司	0810.10.00.00.8	○氟尼版(Fenitiamid)0.03ppm	DAISHO CO.,LTD.	京都府	59.4	2017年5月10日
18	草莓 (FRESH STRAWBERRY)	全盛股份有限公司	0810.10.00.00.8	○氟尼版(Fenitiamid)0.04ppm	MEIKO	福岡県	419.2	2017年5月10日
19	金柑 (FRESH KUMQUAT)	梅村水菓有限公司	0805.90.00.00.8	○第滅寧(Deltamethrin)0.12ppm	MEIKO	鹿児島県	82	2017年5月10日
20	鮮哈密瓜 (FRESH MELON)	上佳水果有限公司	0807.19.90.00.5	○滅大松(Methidathion)0.07ppm ○撲滅松(Fenitrothion)0.03ppm	NISSYOU CO.,LTD.	静岡県	9	2017年7月18日
21	哈密瓜(條肉) (FRESH MELON)	三厚物産股份有限公司	0807.19.10.00.2	○撲滅松(Fenitrothion)0.02ppm	JJA共和	北海道	200	2017年9月12日
22	哈密瓜 (FRESH MELONS)	三厚物産股份有限公司	0807.19.10.00.2	○阿納寧(Acinathrin)0.02ppm	長井中央青果株式会社	山形県	120	2017年9月19日
23	鮮葡萄 (FRESH GRPE)	川味水果有限公司	0806.10.00.00.4	○賽果塔(Thiacloprid)0.11ppm	ICHIBAN CO.,LTD	香川県	35	2017年10月24日
24	鮮奇異果 (FRESH KWIFRUIT (RAINBOW RED))	唐士峰有限公司	0810.50.00.00.9	○克收欣(Kresoxim methyl)0.11ppm	MINKAL LTD	福岡県	40	2017年11月14日
25	鮮柿子 (FRESH PERSIMMON)	商田實業有限公司	0810.70.00.00.5	○砂羅芬(Siaflufenol)0.02ppm	KYUSHU AGRICULTURAL PRODUCTS TRADING CO.,LTD.	福岡県	10	2017年11月28日
26	柚子皮 (YUZUKAWA)	利實企業股份有限公司	0814.00.00.90.7	○白克欣(Boscalid)0.02ppm ○克收欣(Kresoxim methyl)0.02ppm	金印わさび株式会社 静岡工場	静岡県	150	2017年12月12日
27	蜜柑 (FRESH SATSUMA MANDARIN)	商田實業有限公司	0805.21.10.10.8	○砂羅芬(Siaflufenol)0.10ppm	KYUSHU AGRICULTURAL PRODUCTS TRADING CO.,LTD.	福岡県	200	2017年12月19日

(参考3-1) 輸入農産物の管理強化計画

輸入農産物の管理措置

進口農産品管制措施

管制日期	CCC Code	貨品名稱	產地	管制措施	管制項目	備註
97.03.26	0902.20.00.00-5 0902.10.00.00-7	綠茶(未發酵), 每包超過3公斤	越南	逐批查驗	殘留農藥	
100.10.21	0708.10.00.00-3	生鮮豌豆	越南	逐批查驗	殘留農藥	
104.08.06	0902.40.90.00.2	其他紅茶(發酵)及部分發酵茶, 每包超過3公斤	越南	申請輸入食品查驗時應檢附農藥殘留量檢測報告		
106.05.08	0810.10.00.00.8	鮮草莓	日本	加強抽批查驗		至106.11.07(進口日)止
106.05.15	0709.99.90.90.8	香菜	泰國	加強抽批查驗		至106.11.14(進口日)止
106.05.15	1211.90.91.30-8	花椒	中國大陸	加強抽批查驗		至106.11.14(進口日)止
106.05.15	0904.11.10.00-2	黑胡椒	馬來西亞	加強抽批查驗		至106.11.14(進口日)止
106.06.19	0810.60.00.00-7	鮮榴槤	泰國	加強抽批查驗		至106.12.18(進口日)止
106.06.19	0904.11.10.00-2	黑胡椒	越南	加強抽批查驗		至106.12.18(進口日)止
106.07.24	0704.90.10.00-8	白菜, 生鮮或冷藏	韓國	逐批查驗	殘留農藥	至106.10.23(進口日)止
106.07.16	0904.22.00.00-1	番椒屬或丁子屬之果實, 壓碎或研磨者	印度	加強抽批查驗		至107.01.16(進口日)止
106.10.11	0709.99.90.90-8	紫蘇葉, 或PERILLA	日本	逐批查驗	殘留農藥	至107.04.01(進口日)止
106.08.07	0703.10.10.00-6	洋蔥	日本	加強抽批查驗		至107.02.07(進口日)止
106.10.11	0706.90.00.10-6	蘿蔔	中國大陸	逐批查驗	殘留農藥	至107.02.14(進口日)止
106.09.11	0813.40.31.00.2-A	紅象	中國大陸	加強抽批查驗		至107.03.11(進口日)止
106.10.30	0806.10.00.00.4	鮮葡萄	美國	加強抽批查驗		至107.04.30(進口日)止
106.11.01	0910.30.00.00.3	薑黃	越南	逐批查驗	真菌毒素	針對製造廠「BAO NGOC」, 至107.04.30(進口日)
106.11.06	0811.10.00.00.7	冷凍草莓	中國大陸	加強抽批查驗		至107.05.06(進口日)止
106.11.14	0703.20.90.00.7	鮮大蒜	西班牙	加強抽批查驗		至107.05.13(進口日)止
106.11.27	0709.20.00.20.6	綠蘆筍, 生鮮或冷藏	泰國	逐批查驗	殘留農藥	至107.02.27(進口日)止
106.12.04	0902.30.90.00.4	其他紅茶(發酵), 每包不超過3公斤	印度	加強抽批查驗		至107.06.04(進口日)止
106.12.04	1207.40.00.00.1	芝蔴	泰國	加強抽批查驗		至107.06.04(進口日)止
106.12.07	0810.40.10.00-0	藍莓		監視查驗	輻射含量	
	0811.90.29.00-7			監視查驗	輻射含量	
106.12.07			烏克蘭	監視查驗		
107.01.02	0902.30.90.00-4	紅茶包	印尼	加強抽批查驗		至107.06.02(進口日)止
107.01.08	0810.10.00.00.8	鮮草莓	紐西蘭	加強抽批查驗		至107.01.31(進口日)止

(参考3-2) 輸入農産物の管理強化計画

2018年度食品及び関連産品之輸入時検査強化品目

107年度食品及相關産品輸入加強查驗品項

國別	號列	貨品品名	管制期間
CL-智利	0810.40.10.00.0	鮮藍莓	107.01.01-107.12.31
CN-中國大陸	0302.89.20.00.5	黃魚，生鮮或冷藏	107.01.01-107.12.31
CN-中國大陸	0706.90.00.10.6	蘿蔔，生鮮或冷藏	107.01.01-107.12.31
CN-中國大陸	0712.39.90.00.5	其他乾菇類及乾麥蕈	107.01.01-107.12.31
CN-中國大陸	0813.40.31.00.2-A	紅棗乾，食品用	107.01.01-107.12.31
CN-中國大陸	0904.22.00.00.1	番椒屬或丁子屬之果實，壓碎或研磨者	107.01.01-107.12.31
CN-中國大陸	1211.90.91.30.8	花椒	107.01.01-107.12.31
DE-德國	2106.90.99.90.3	其他未列名食物調製品	107.01.01-107.12.31
ID-印尼	2103.90.90.90.5	其他第2103節所屬之貨品	107.01.01-107.12.31
IN-印度	0904.22.00.00.1	番椒屬或丁子屬之果實，壓碎或研磨者	107.01.01-107.12.31
JP-日本	0307.21.00.00.5	活、生鮮或冷藏海扇貝(含全貝及干貝)	107.01.01-107.12.31
JP-日本	0709.99.90.90.8	其他蔬菜，生鮮或冷藏	107.01.01-107.12.31
JP-日本	0805.21.10.10.8	鮮溫洲蜜柑	107.01.01-107.12.31
JP-日本	0810.10.00.00.8	鮮草莓	107.01.01-107.12.31
KR-韓國	0704.90.10.00.8	白菜，生鮮或冷藏	107.01.01-107.12.31
MY-馬來西亞	0904.11.10.00.2	黑胡椒，未壓碎或未研磨者	107.01.01-107.12.31
PH-菲律賓	2103.90.90.90.5	其他第2103節所屬之貨品	107.01.01-107.12.31
TH-泰國	0709.20.00.20.6	綠蘆筍，生鮮或冷藏	107.01.01-107.12.31
TH-泰國	0810.60.00.00.7	鮮榴槤	107.01.01-107.12.31
TH-泰國	1211.90.92.10.1	香料用新鮮、冷藏或冷凍植物及植物之一部分(包括種子及果實)，不論是否已切割壓碎或製粉	107.01.01-107.12.31
TH-泰國	2103.90.90.90.5	其他第2103節所屬之貨品	107.01.01-107.12.31
US-美國	0703.10.10.00.6	洋蔥，生鮮或冷藏	107.01.01-107.12.31
VN-越南	0904.11.10.00.2	黑胡椒，未壓碎或未研磨者	107.01.01-107.12.31

(参考4) 主要都市における販売価格(日本台湾交流協会調査)

台湾における果実販売価格

日付	都市	店舗	産地(国・地域等)	品名	品種・ブランド等	個数	価格(台湾元)
2017/5/20	台北市	一般スーパー	日本(青森)	リンゴ	ふじ	1個	32
"	"	"	NZ	リンゴ		2個	98
"	"	"	NZ	リンゴ	ふじ	6個	40
"	"	"	チリ	リンゴ		2個	110
"	"	"	チリ	リンゴ		2個	130
"	"	"	台湾	ブドウ	巨峰	1房	89
"	"	"	台湾	ブドウ	巨峰	1房	115
"	"	"	米国	ブドウ	ブルーベリー	125g	98
"	"	"	NZ	キウイフルーツ		3個	75
"	"	"	台湾	メロン		1個(1.2kg以上)	99
2017/7/2	屏東市	果菜市场	NZ	リンゴ		1個	10
"	"	"	チリ	リンゴ		600g	70
"	"	"	チリ	リンゴ		1個	20
"	"	"	台湾	梨	豊水	1個	80
"	"	"	台湾	モモ		1個	100
"	"	"	米国	モモ		600g	250
"	"	"	中国	モモ		6個(贈答用)	600
"	"	"	台湾	レモン		600g	20~24
"	"	"	台湾	ドラゴンフルーツ		600g	110
"	"	"	台湾	マンゴー(愛文)		600g	80
"	"	"	台湾	マンゴー(愛文)		1.8kg	100
2017/7/2	屏東市	一般スーパー	台湾	リンゴ	ふじ	600g	100
"	"	"	NZ	リンゴ		5個	75
"	"	"	米国	リンゴ		6個	109
"	"	"	チリ	リンゴ		8個	80
"	"	"	台湾	梨	豊水	5個	100
"	"	"	台湾	モモ	李桃	600g	40
"	"	"	NZ	キウイフルーツ	ゼスプリグリーン	1個	12
"	"	"	NZ	キウイフルーツ	ゼスプリゴールド	1個	19
"	"	"	台湾	レモン		600g	35
"	"	"	台湾	マンゴー	黒香	600g(2個程度)	50
"	"	"	台湾	マンゴー(愛文)		1個(400g程度)	35~40
"	"	"	台湾	ス攸		600g	15
"	"	"	台湾	ドラゴンフルーツ(赤)		2個	50
2017/7/2	屏東市	果実店	チリ	リンゴ	オイルなし	1個	89
"	"	"	台湾	梨		3個	100
"	"	"	台湾	梨	豊水	1個	89
"	"	"	台湾(梨山)	梨	秋水梨	1個	79
"	"	"	台湾	ブドウ		1房	60
"	"	"	米国	モモ		1個	129
"	"	"	米国	モモ		6個(贈答用)	830
"	"	"	米国	モモ		8個(贈答用)	1000
"	"	"	NZ	キウイフルーツ	ゼスプリグリーン	4個	50
"	"	"	NZ	キウイフルーツ	ゼスプリゴールド	3個	50
"	"	"	台湾	メロン		600g	79
"	"	"	韓国	メロン		600g	79
"	"	"	台湾	ドラゴンフルーツ		1個	49
"	"	"	台湾	ス攸		600g	13
2017/7/2	高雄市	高級スーパー	NZ	リンゴ	ふじ	5個	169
"	"	"	チリ	リンゴ	ふじ	1個	130
"	"	"	チリ	リンゴ	ふじ	1個	45
"	"	"	チリ	リンゴ	ふじ	1個	30
"	"	"	台湾	梨	高龍梨	1個	60
"	"	"	日本(長野県)	ブドウ	シャインマスカット	1房	799
"	"	"	日本(長野県)	ブドウ	シャインマスカット	1房	799
"	"	"	日本(岡山県)	ブドウ	シャインマスカット	2房	2750
"	"	"	日本(福岡県)	ブドウ	ヒオネ	1房	1100
"	"	"	日本(福岡県)	ブドウ	ヒオネ	2房	1600~1700
"	"	"	台湾(溪湖)	ブドウ		5房(2.5kg)	1200
"	"	"	日本(和歌山県)	モモ		13個	3000~3200
"	"	"	米国	モモ		2個	578
"	"	"	韓国	メロン		1玉	229
"	"	"	韓国	メロン		5個	1180
"	"	"	日本(高知県)	温州ミカン		30個程度	2600
"	"	"	日本(愛知県)	温州ミカン		12個	1410
"	"	"	南アフリカ	グレープフルーツ		1個	28
"	"	"	台湾	マンゴー	王文種	600g	60
"	"	"	台湾	ドラゴンフルーツ(白)		1kg	115
"	"	"	台湾	ドラゴンフルーツ(赤)		1kg	90
"	"	"	台湾	マンゴー(愛文)		1kg	150
"	"	"	日本(青森県)	果実ジュース	リンゴ、希望の乗	1本(1L)	169
2017/7/3	台中市	高級スーパー	NZ	リンゴ		4個	99
"	"	"	チリ	リンゴ		2個	169
"	"	"	台湾	梨		1個	239
"	"	"	台湾(苗栗)	梨	豊水	2個	99
"	"	"	日本(山梨県)	ブドウ	シャインマスカット	1房	1499
"	"	"	日本(山梨県)	ブドウ		1房	210
"	"	"	日本(山形県)	ブドウ	シャインマスカット	1房	499
"	"	"	台湾(苗栗)	ブドウ		100g	20
"	"	"	台湾(台中)	ブドウ		100g	35
"	"	"	台湾(信義)	ブドウ		100g	30

日付	都市	店舗	産地(国・地域等)	品名	品種・ブランド等	個数	価格(台湾元)
2017/7/3	台中市	高級スーパー	米国	モモ		2個	269
"	"	"	NZ	キウイフルーツ	ゼスプリゴールド	3個	119
"	"	"	台湾(雲林)	マンゴ		1個	199
"	"	"	韓国	マンゴ		1個	399
"	"	"	日本(香川県)	ピロ		4個	300
"	"	"	日本(山形県)	サクランボ		200g	599
"	"	"	日本(山形県)	サクランボ		1箱	2800
"	"	"	日本(三重県)	文旦		1個	229
"	"	"	豪州	オレンジ		4個	109
"	"	"	台湾	ドラゴンフルーツ(赤・白)		1個	109
"	"	"	南アフリカ	グレープフルーツ		2個	269
"	"	"	日本	果実ジュース	リンゴ、お母さんの手作りサンふじ	1本(1L)	390
"	"	"	日本	果実ジュース	リンゴ、St.Cousair	1本(1L)	600
"	"	"	日本	果実ジュース	リンゴ、サンふじ	1本(1L)	530
"	"	"	日本	果実ジュース	梨、シナノゴールド	1本(1L)	550
"	"	"	日本	果実ジュース	ミカン、井上果樹園みかんジュース	1本(1L)	430
"	"	"	日本	果実ジュース	桃、St.Cousair	1本(1L)	680
2017/7/19	台北市	一般スーパー	NZ	リンゴ		5個	99
"	"	"	NZ	リンゴ	ふじ	8個	159
"	"	"	チリ	リンゴ	ふじ	4個	79
"	"	"	チリ	リンゴ	ふじ	1個	20
"	"	"	NZ	青リンゴ		1個	22
"	"	"	台湾	梨	高接	1個	89
"	"	"	台湾	梨	高接	2個	139
"	"	"	台湾(雪山)	ブドウ	巨峰	700g	159
"	"	"	米国	ブドウ	種なし	500g	119
"	"	"	NZ	柿		1個	49
"	"	"	米国	モモ		5個	109
"	"	"	米国	モモ		2個	248
"	"	"	NZ	キウイフルーツ	ゼスプリグリーン	5個	139
"	"	"	NZ	キウイフルーツ	ゼスプリゴールド	5個	199
"	"	"	韓国	マンゴ		1個	299
"	"	"	南アフリカ	グレープフルーツ		1個	39
"	"	"	台湾(屏東)	スカ		1個(2.2kg)	159
"	"	"	米国	チェリー		450g	299
"	"	"	台湾(玉井)	マンゴ(愛文)		3個	89
2017/7/25	台北市	高級スーパー	台湾	梨	高接	1個	179
"	"	"	日本(長野県)	ブドウ		2房(贈答用)	2599
"	"	"	日本(岡山県)	ブドウ	シャインマスカット	2房(贈答用)	2399
"	"	"	NZ	柿		2個	99
"	"	"	日本	モモ		13個(贈答用)	3699
"	"	"	日本(和歌山県)	モモ		2個	499
"	"	"	日本(和歌山県)	モモ		1個	259
"	"	"	台湾	モモ		6個(贈答用)	1299
"	"	"	米国	モモ		5個(贈答用)	1380
"	"	"	米国	モモ		1個	109
"	"	"	日本(宮崎県)	日向夏		2個	209
2017/8/26	台北市	一般スーパー	NZ	リンゴ	贈答用	6個	529
"	"	"	NZ	リンゴ	有機	2個	149
"	"	"	NZ	リンゴ		2個	98
"	"	"	台湾	梨	高接	1個	35
"	"	"	台湾	梨		1個	42
"	"	"	台湾	梨	高接	4個	128
"	"	"	NZ	キウイフルーツ	有機(金)	4個	149
"	"	"	NZ	キウイフルーツ	有機(緑)	4個	119
"	"	"	台湾	マンゴ		1個	29
"	"	"	台湾	ドラゴンフルーツ(赤)		1個	28
"	"	"	台湾	ドラゴンフルーツ(白)		1個	28
2017/9/2	台北市	一般スーパー	NZ	リンゴ	ふじ	1個	29
"	"	"	チリ	リンゴ		1個	19
"	"	"	台湾	梨	高接	2個	159
"	"	"	台湾	梨	新世紀	4個	179
"	"	"	台湾	ブドウ		1房	69
"	"	"	台湾	モモ		5個	219
"	"	"	米国	モモ	贈答用	7個	549
"	"	"	米国	モモ		2個	175
"	"	"	NZ	キウイフルーツ	ゼスプリグリーン(小玉)	10個	99
"	"	"	NZ	キウイフルーツ	ゼスプリグリーン(小玉)	5個	100
"	"	"	NZ	キウイフルーツ	ゼスプリゴールド	3個	88
"	"	"	台湾	スカ		1玉	99
"	"	"	台湾	ドラゴンフルーツ		1個	54
"	"	"	米国	チェリー		300g	99
"	"	"	南アフリカ	グレープフルーツ		1個	16
"	"	"	日本(青森)	果実ジュース	リンゴ、希望の雫	1本(1L)	175
2017/9/12	台北市	高級スーパー	日本(山形県・岡山県)	ブドウ	シャインマスカット	1房	777
"	"	"	日本(山形県・岡山県)	ブドウ	シャインマスカット	1房	888
"	"	"	日本(山形県・岡山県)	ブドウ	シャインマスカット	1房	999
"	"	"	日本(山形県・岡山県)	ブドウ	シャインマスカット	1房	1798
"	"	"	台湾	柿	富有柿	1個	68
"	"	"	日本(山形県)	モモ		2個	670
"	"	"	日本(青森県)	果実ジュース	リンゴ、希望の雫	1本(1L)	270
"	"	"	日本(和歌山県)	果実ジュース	桃、紀州あら川産の白桃ドリンク	1本(970g)	350
"	"	"	日本(和歌山県)	果実ジュース	ミカン、紀州みかん果汁	1本(970g)	350
2017/9/12	台北市	高級スーパー	日本(山形県・岡山県)	ブドウ	シャインマスカット	1房	777
"	"	"	日本(山形県・岡山県)	ブドウ	シャインマスカット	1房	888

日付	都市	店舗	産地(国・地域等)	品名	品種・ブランド等	個数	価格(台湾元)
2017/9/29	台北市	高級スーパー	日本(青森県)	リンゴ	ふじ	1個	89
"	"	"	日本(青森県)	リンゴ		1個	59
"	"	"	日本(青森県)	リンゴ	ふじ	1個	89
"	"	"	日本(青森県)	リンゴ	トキ	1個	99
"	"	"	チリ	リンゴ		1個	69
"	"	"	日本(大分県)	梨	贈答用, 日田梨	2個	899
"	"	"	日本(鳥取県)	梨	二十世紀	2個	199
"	"	"	日本(熊本県)	梨	新高	3個	999
"	"	"	台湾	梨	高接	1個	99
"	"	"	台湾	梨	贈答用	6個	999
"	"	"	台湾(梨山)	梨		1個	169
"	"	"	韓国	梨		1個	179
"	"	"	韓国	梨	贈答用	5個	1099
"	"	"	韓国	梨	新世紀	1個	159
"	"	"	日本(福岡県)	ブドウ	シャインマスカット	1房	799
"	"	"	米国(カリフォルニア)	ブドウ	種なし(青)	1房	109
"	"	"	米国(カリフォルニア)	ブドウ	種なし(紅)	1房	89
"	"	"	台湾	柿		4個	89
"	"	"	米国	メロン		4個	79
"	"	"	台湾	メロン		1個	129
"	"	"	米国	メロン		1個	209
"	"	"	韓国	メロン	贈答用	2個	1299
"	"	"	NZ	果実ジュース	キウイフルーツ, グリーンキウイ	1本	169
"	"	"	NZ	果実ジュース	キウイフルーツ, ゴールドキウイ	1本	169
2017/10/3	台北市	高級スーパー	日本(青森県)	リンゴ	トキ	2個	198
"	"	"	日本(青森県)	リンゴ	ふじ	2個	258
"	"	"	日本(熊本県)	梨	贈答用, 吉野梨	6個	2288
"	"	"	日本(鳥取県)	梨	贈答用	12個	2488
"	"	"	台湾	梨	贈答用, 総統梨	6個	1500
"	"	"	韓国	梨	新高	1個	148
"	"	"	韓国	梨	贈答用	8個	1288
"	"	"	日本(山梨県)	ブドウ	シャインマスカット	1房	888
"	"	"	日本(山梨県笛吹市)	ブドウ	シャインマスカット, 贈答用	2房	1790
"	"	"	日本(岡山県)	ブドウ	ヒオーネ	1房	799
"	"	"	日本(和歌山県)	柿		2個	399
"	"	"	韓国	メロン		2個	1288
2017/10/3	台北市	高級スーパー	日本(岩手県)	リンゴ	ふじ, 贈答用	8個	1330
"	"	"	日本(岩手県)	リンゴ	トキ, 贈答用	8個	1170
"	"	"	NZ	リンゴ	ふじ	2個	160
"	"	"	日本(大分県)	梨	贈答用, 日田梨	2個	670
"	"	"	日本(大分県)	梨	贈答用, 日田梨	5個	2380
"	"	"	日本(熊本県)	梨	贈答用, 吉野柿	2個	950
"	"	"	台湾	梨	贈答用, 総統梨	6個	1500
"	"	"	日本(長野県)	ブドウ	贈答用(ヒオーネ, シャインマスカット)	2房	2100
"	"	"	日本(長野県)	ブドウ	シャインマスカット, 贈答用	2房	2360
"	"	"	日本(岡山県)	ブドウ	シャインマスカット, 贈答用	1房	2800
"	"	"	日本(岡山県)	ブドウ	シャインマスカット	1房	1100
"	"	"	日本(岡山県)	ブドウ	ヒオーネ, 贈答用	2房	1450
"	"	"	日本(和歌山県)	柿	贈答用, 富有柿	4個	930
"	"	"	日本(和歌山県)	柿	贈答用, 富有柿	8個	1800
"	"	"	日本(山形県)	モモ	贈答用	6個	3200
"	"	"	日本(福岡県)	キウイフルーツ	贈答用, レインボーレッド	9個	1300
2017/10/5	台中市	高級スーパー	日本(岩手県)	リンゴ		2個	195
"	"	"	日本(岩手県)	リンゴ	トキ	2個	179
"	"	"	日本(青森県)	リンゴ		8個	930
"	"	"	豪州	リンゴ		3個	109
"	"	"	日本(長野県)	梨	南水	1個	249
"	"	"	日本(熊本県)	梨		1個	349
"	"	"	台湾(台中)	梨		1個	219
"	"	"	台湾(台中・梨山)	梨		1個	299
"	"	"	台湾(台中・梨山)	梨	贈答用	7個	1399
"	"	"	日本(長野県)	ブドウ	シャインマスカット, 贈答用	1房	1040
"	"	"	日本(長野県)	ブドウ	シャインマスカット	1房	980
"	"	"	日本(山梨県)	ブドウ	シャインマスカット	1房	878
"	"	"	日本(山梨県)	ブドウ	シャインマスカット, 贈答用	2房	2060
"	"	"	台湾(台中・豊原)	柿		3-4個	59
"	"	"	日本(愛媛県)	温州ミカン	贈答用	15個	890
"	"	"	日本(愛媛県)	温州ミカン		5個	359
"	"	"	台湾(台中)	メロン		1個	349
"	"	"	日本	果実ジュース	リンゴ, サンふじ	1本(1L)	530
"	"	"	日本	果実ジュース	リンゴ, 信州ふじりんごじゅーず	1本(1L)	400
"	"	"	日本	果実ジュース	梨, シナノゴールド	1本(1L)	550
2017/10/5	台中市	一般スーパー	NZ	リンゴ		5個	119
"	"	"	NZ	キウイフルーツ	ゼスプリグリーン	4個	79
2017/10/5	台中市	一般スーパー	日本(青森県相馬)	リンゴ		5個	499
"	"	"	日本(青森県相馬)	リンゴ		1個	79
"	"	"	NZ	リンゴ		3個	99
"	"	"	NZ	リンゴ		7個	99
"	"	"	台湾	梨	贈答用	6個	699
"	"	"	韓国	梨	贈答用	8個	699
"	"	"	韓国	梨	贈答用	5個	499
"	"	"	台湾	柿		4個	49
"	"	"	韓国	メロン	贈答用	2個	990
"	"	"	NZ	果実ジュース	キウイフルーツ, ゴールドキウイ	1本	179
2017/10/27	高雄市	伝統市場	日本(青森県)	リンゴ	ふじ	1個	120
"	"	"	日本(青森県)	リンゴ	トキ	1個	80
"	"	"	NZ	リンゴ	ふじ	1個	100

日付	都市	店舗	産地(国・地域等)	品名	品種・ブランド等	個数	価格(台湾元)
2017/10/27	高雄市	伝統市場	韓国	梨		1個	100
"	"	"	日本(岡山県)	ブドウ	ヒオーネ	1房	600
"	"	"	台湾	柿	富有柿	1個	60
"	"	"	台湾	柿	富有柿	3個	100
"	"	"	台湾	柿	紅柿	1個	5
"	"	"	台湾	柿	紅柿	7個	50~100
2017/10/27	高雄市	高級スーパー	日本(青森県)	リンゴ	ふじ	1個	129
"	"	"	日本(青森県)	リンゴ	ふじ	1個	95
"	"	"	日本(青森県)	リンゴ	王林, 贈答用	28個	2950
"	"	"	日本(青森県)	リンゴ	ふじ, 贈答用	32個	3550
"	"	"	日本(青森県)	リンゴ	ふじ, 贈答用	36個	3350
"	"	"	日本(青森県)	リンゴ	王林, 贈答用	32個	2800
"	"	"	日本(青森県)	リンゴ	王林, 贈答用	36個	2750
"	"	"	日本(青森県)	リンゴ	世界一	1個	299
"	"	"	日本(青森県弘前市)	リンゴ	贈答用	6個	885
"	"	"	日本	リンゴ	トキ	1個	85
"	"	"	NZ	リンゴ	有機ふじ	4個	210
"	"	"	アメリカ	リンゴ	ふじ(小)	1個	32
"	"	"	日本(和歌山県)	梨	富有柿3L	2個	260
"	"	"	日本(大分県)	梨	日田梨	6個	2220
"	"	"	台湾	梨	新高	1個	79
"	"	"	台湾	梨	新興	2個	198
"	"	"	台湾	梨	雙連梨	2個	199
"	"	"	台湾	梨	雙連梨	6個	599
"	"	"	台湾(台中)	梨	總統梨	1個	169
"	"	"	韓国	梨	新高	1個	139
"	"	"	韓国	梨	贈答用	6個	1000
"	"	"	日本(岡山県)	ブドウ	シャインマスカット	1房	960
"	"	"	日本(岡山県)	ブドウ	シャインマスカット, 贈答用	2房	1860
"	"	"	日本	ブドウ	ヒオーネ	1房	740
"	"	"	台湾	柿	富有柿	2個	150
"	"	"	台湾	柿	紅柿	5個	57
"	"	"	日本(鳥取県)	干柿	西条柿	5個	305
"	"	"	台湾(嘉義)	干柿		6個	150
"	"	"	南アフリカ	グレープフルーツ		5個	99
"	"	"	豪州	オレンジ		5個	139
"	"	"	日本	温州ミカン		6個	359
"	"	"	日本	果実ジュース	リンゴ, 津軽完熟リンゴ	1本(1L)	169
"	"	"	日本(青森県)	果実ジュース	リンゴ, 希望の雫	1本(1L)	169
"	"	"	日本	果実ジュース	リンゴ, 黄色いリンゴ	1本(1L)	169
"	"	"	日本(長野県)	果実ジュース	桃, 旬摘・信州もも	1本(1L)	459
"	"	"	日本(沖縄県名護)	果実ジュース	シークワーサー	1本(1L)	250
2017/10/28	台中市	高級スーパー	日本(岩手県)	リンゴ	黄王	2個	179~195
"	"	"	日本(岩手県)	リンゴ	SANSA	2個	149
"	"	"	日本(長野県)	梨	南水	1個	249
"	"	"	台湾	梨	新興	1個	148
"	"	"	日本(長野県)	ブドウ	シャインマスカット, 贈答用	2房	2060
"	"	"	日本(長野県)	ブドウ	シャインマスカット	1房	980~1099
"	"	"	台湾(台中)	ブドウ	巨峰	100g	33
"	"	"	日本	柿		1個	219
"	"	"	台湾	柿	富有柿	2個	179
"	"	"	台湾	柿	紅柿	5個	39
"	"	"	台湾(台中)	柿	富有柿	2個	179
"	"	"	日本(鳥取県)	干柿	西条柿	5個	299
"	"	"	日本(香川県)	キウイフルーツ	ゴールドキウイ	1個	340~390
"	"	"	日本(香川県)	キウイフルーツ	ゴールドキウイ	2個	419
"	"	"	日本	温州ミカン		5個	339
2017/11/4	彰化県	伝統市場	日本(青森県)	リンゴ	トキ	4個	150
"	"	"	チリ	リンゴ		4個	150
"	"	"	台湾(梨山)	梨		4個	100
"	"	"	台湾(台中)	柿		4個	100
2017/11/29	台北市	一般スーパー	日本(青森県)	リンゴ	王林	2個	99
"	"	"	日本(青森県)	リンゴ	ふじ	1個	79
"	"	"	日本(青森県)	リンゴ	ふじ(甚八)	2個	209
"	"	"	日本(青森県)	リンゴ	青森乙女リンゴ	8個	229
"	"	"	日本(青森県)	リンゴ	ふじ	1個	159
"	"	"	日本(青森県)	リンゴ	ふじ	1個	109
"	"	"	日本(青森県)	リンゴ	ふじ	1尾	159
"	"	"	日本(青森県弘前市)	リンゴ	ふじ	2個	89
"	"	"	日本	リンゴ	トキ	1個	69
"	"	"	台湾	リンゴ	梨山	6個	229
"	"	"	米国	リンゴ	ふじ	2個	39
"	"	"	米国	リンゴ	青	1個	29
"	"	"	米国	リンゴ	ふじ	5個	79
"	"	"	フランス	リンゴ	ふじ	6個	89
"	"	"	韓国	リンゴ	ふじ	5~6個	229
"	"	"	日本(鳥取県)	梨	二十世紀	1個	259
"	"	"	日本(鹿児島県)	梨	南水	1個	229
"	"	"	台湾	梨	梨山	1個	69
"	"	"	台湾(雲林)	梨	高接	1個	99
"	"	"	台湾(雲林)	梨	高接	5個	199
"	"	"	韓国	梨		1個	199
"	"	"	NZ	イチゴ		450g	379
"	"	"	日本(青森県)	果実ジュース	リンゴ, 青森りんごジュース	1本(1L)	179
2017/11/29	台北市	一般スーパー	日本(青森県)	リンゴ	ふじ	1個	39
"	"	"	米国	リンゴ	ふじ	1個	13
"	"	"	台湾(台中)	柿	吉利甘梨, 贈答用	6個	599
"	"	"	台湾(台中)	柿		2個	99
"	"	"	NZ	イチゴ		250g	159

日付	都市	店舗	産地(国・地域等)	品名	品種・ブランド等	個数	価格(台湾元)
2017/12/26	高雄市	高級スーパー	日本(青森県)	リンゴ	王林	3個	199
"	"	"	日本(青森県)	リンゴ	いかりリンゴ(直輸入)	1個	359
"	"	"	日本(青森県)	リンゴ	いかりリンゴ(中間業者経由)	1個	299
"	"	"	日本(青森県)	リンゴ	金星	1個	109
"	"	"	日本(青森県)	リンゴ	金星	1個	239
"	"	"	日本(岩手県)	リンゴ	もりのかがやき	1個	129
"	"	"	日本(岩手県)	リンゴ	王林	1個	168
"	"	"	日本(岩手県)	リンゴ	王林	1個	128
"	"	"	台湾(梨山)	リンゴ		1kg	199
"	"	"	米国	リンゴ		4個	189
"	"	"	米国	リンゴ		4個	200
"	"	"	台湾(溪湖)	ブドウ		1kg	500
"	"	"	台湾(溪湖)	ブドウ		6房(2.5kg)	1200
"	"	"	台湾	柿	富有柿	1個	45
"	"	"	日本(富山県)	干柿		9個	1500
"	"	"	日本(市田)	干柿		1パック(6個)	290
"	"	"	日本(熊本県)	イチゴ	ゆうべに	1パック	388
"	"	"	日本(香川県)	キウフルーツ		2個	289
"	"	"	日本(香川県)	ミカン	早生	5個	259
"	"	"	日本(香川県)	ミカン	早生	1箱(25~30個)	1380
"	"	"	日本(香川県)	ミカン	早生	1箱(12個)	625
2018/1/2	台北市	一般スーパー	日本(青森県)	リンゴ	ふじ	1個	129
"	"	"	日本(青森県)	リンゴ	フク(ゆきのしたりんご), 贈答用	9個	1150
"	"	"	日本(青森県)	リンゴ	ふじ	1個	39
"	"	"	日本(青森県)	リンゴ	ふじ	1個	69
"	"	"	日本(青森県)	リンゴ	ふじ	1個	79
"	"	"	日本(青森県)	リンゴ	ふじ	1個	89
"	"	"	日本(青森県)	リンゴ	王林	1個	49
"	"	"	NZ	リンゴ	有機	2個	89
"	"	"	米国	リンゴ	ふじ	5個	99
"	"	"	米国	リンゴ	ふじ	1個	16
"	"	"	韓国	梨	新高	600g	78
"	"	"	米国	梨	西洋梨	1個	15
"	"	"	米国	ブドウ		600g	99
"	"	"	ペルー	ブドウ		600g	102
"	"	"	台湾	柿	富有柿	1個	39
"	"	"	イタリ	キウフルーツ		10~12個	99
"	"	"	台湾	ボンカン		600g(2個程度)	39
"	"	"	台湾	マダリオレンジ		8~10個	139
2018/1/24	台北市	一般スーパー	日本(青森県)	リンゴ	ふじ	1個	39
"	"	"	米国	リンゴ	ふじ	5個	89
"	"	"	米国	リンゴ	ふじ	2個	65
"	"	"	米国	リンゴ	ふじ	4個	88
"	"	"	米国	リンゴ	ふじ	5個	60
"	"	"	韓国	洋なし		1個	14
"	"	"	韓国	ミカン		3個	59
"	"	"	豪州	ミカン		6個	88
"	"	"	豪州	チェリー		300g	159
"	"	"	台湾	ブドウ		450g	89
"	"	"	台湾	ボンカン		1個	15
2018/1/25	台北市	高級スーパー	日本(青森県)	リンゴ	ふじ, 贈答用	10個	2580
"	"	"	日本(青森県)	リンゴ	ふじ, 贈答用	10個	2980
"	"	"	日本(青森県)	リンゴ	ふじ, 贈答用	8個	1888
"	"	"	日本(青森県)	リンゴ	ふじ	4個	228
"	"	"	日本(青森県)	リンゴ	ふじ	4個	189
"	"	"	日本(青森県)	リンゴ	ふじ	2個	238
"	"	"	日本(青森県)	リンゴ	ふじ	2個	328
"	"	"	日本(青森県)	リンゴ	王林	2個	188
"	"	"	日本(青森県)	リンゴ	王林	1個	109
"	"	"	日本(青森県)	リンゴ	ふじ, 贈答用	1個	359
"	"	"	日本(青森県)	リンゴ	ふじ, 贈答用	1個	248
"	"	"	日本(山形県朝日町)	リンゴ	ふじ	2個	298
"	"	"	米国	リンゴ	ふじ, 有機	4個	278
"	"	"	日本(鳥取県)	梨	愛宕梨, 贈答用	2個	1780
"	"	"	日本(鳥取県)	梨	愛宕梨, 贈答用	6個	2080
"	"	"	日本(鳥取県)	梨	愛宕梨, 贈答用	1個	388
"	"	"	日本(大分県)	梨	日田梨, 贈答用	6~7個	1980
"	"	"	日本(大分県)	梨	日田梨, 贈答用	1個	458
"	"	"	台湾	梨	總統梨, 贈答用	6個	1500
"	"	"	台湾	梨	總統梨, 贈答用	1個	278
"	"	"	台湾	梨	贈答用	1個	248
"	"	"	日本(香川県)	キウフルーツ	JA香川	2個	428
"	"	"	日本(香川県)	キウフルーツ	贈答用	8個	1680
"	"	"	日本(香川県)	キウフルーツ	贈答用	6個	1850
"	"	"	日本(石川県)	干柿	能登志賀柿, 贈答用	20個	1978
"	"	"	日本(長野県)	干柿	市田柿, 贈答用	12個	1788
"	"	"	日本(長野県)	干柿	市田柿, 贈答用	6個	1480
"	"	"	日本(福岡県)	イチゴ	あまおう	1パック	399
"	"	"	日本(福岡県)	イチゴ	あまおう	1パック	599
"	"	"	台湾	イチゴ		1パック	268
"	"	"	和歌山県	ミカン		3個	297
"	"	"	日本(鹿児島県)	キンカン	贈答用	2kg	2480
"	"	"	日本(宮崎県)	キンカン	贈答用, JA北さつま川内	16個	2000
"	"	"	豪州	チェリー	贈答用	1kg	2588
"	"	"	NZ	チェリー	贈答用	1kg	980
"	"	"	NZ	チェリー	贈答用	1kg	2188
"	"	"	NZ	チェリー	贈答用	600g	488
"	"	"	チリ	チェリー	贈答用	600g	458

日付	都市	店舗	産地(国・地域等)	品名	品種・ブランド等	個数	価格(台湾元)
2018/1/27	台北市	高級スーパー	日本(青森県)	リンゴ	ふじ、贈答用	16個	1999
"	"	"	日本(青森県)	リンゴ	ふじ	3個	129
"	"	"	日本(青森県)	リンゴ	ふじ	1個	129
"	"	"	日本(青森県)	リンゴ	王林	1個	119
"	"	"	日本(青森県)	リンゴ	王林	1個	109
"	"	"	米国	リンゴ	贈答用	8個	766
"	"	"	米国	リンゴ		2個	99
"	"	"	米国	リンゴ	有機	2個	209
"	"	"	米国	リンゴ	有機	2個	159
"	"	"	韓国	リンゴ	ふじ	1個	39
"	"	"	韓国	梨	贈答用	6個	1088
"	"	"	日本(鳥取県)		愛宕梨、贈答用	4個	1299
"	"	"	米国	オレンジ		1個	79
"	"	"	チリ	チリ	贈答用	450g	159
2018/1/27	台北市	一般スーパー	日本(青森県)	リンゴ	ふじ	3個	75
"	"	"	日本(青森県)	リンゴ	ふじ	1個	35
"	"	"	日本(青森県)	リンゴ	王林	1個	35
"	"	"	米国	リンゴ		4個	59
"	"	"	米国	リンゴ		3個	69
"	"	"	米国	リンゴ		1個	10
"	"	"	米国	リンゴ	有機	2個	79
"	"	"	米国	リンゴ	青リンゴ	2個	59
"	"	"	台湾(台中)	ブドウ		1房	129
"	"	"	台湾(信義)	ブドウ		1房	99
"	"	"	台湾	ブドウ	巨峰	1房	89
"	"	"	日本(愛媛県)	ミカン		6個	123
"	"	"	台湾	ミカン		4個	59
"	"	"	韓国	ミカン		3個	39
"	"	"	豪州	オレンジ		6	
"	"	"	イタリ	キウイフルーツ		1個	10
"	"	"	イタリ	キウイフルーツ		1個	22
2018/2/1	台中市	高級スーパー	日本(長野県)	リンゴ	サンふじ	1個	230
"	"	"	日本(長野県)	リンゴ	サンふじ	2個	340
"	"	"	日本(長野県)	リンゴ	サンふじ	2個	300
"	"	"	日本(長野県)	ブドウ	シャインマスカット、贈答用	1房	1060
"	"	"	日本(長野県)	ブドウ	シャインマスカット、贈答用	1房	999
"	"	"	日本(石川県)	干柿	能登志賀柿、贈答用	4個	510
"	"	"	日本(石川県)	干柿	能登志賀柿、贈答用	4個×4	1999
"	"	"	日本(山梨県)	干柿	枯露柿、贈答用	16個	2299
"	"	"	日本(三重県)	ミカン	早生(2S)	7個	295
"	"	"	日本(三重県)	ミカン	早生(M)	5個	335
"	"	"	日本(三重県)	ミカン	早生(S)	6個	330
"	"	"	日本(香川県)	ミカン	早生(2L)	3個	255
"	"	"	日本(香川県)	ミカン	早生(M)	5個	275
"	"	"	日本(香川県)	ミカン	早生(L)	3個	210
"	"	"	日本(香川県)	ミカン	早生(L)、贈答用	10個	790
"	"	"	日本(鹿児島)	キンカン		15個	349
"	"	"	日本(香川県)	イチゴ		2パック	1199
"	"	"	日本(熊本県)	イチゴ	ゆうべに	1パック	599
"	"	"	台湾	メロン		1個	339
"	"	"	台湾(茂谷)	ホンカン		5個	550
"	"	"	台湾(茂谷)	ホンカン		6個	520
"	"	"	NZ	チリ		1kg	999
2018/2/10	高雄市	高級スーパー	日本(青森県)	リンゴ	ふじ	3個	129
"	"	"	日本(青森県)	リンゴ	王林	2個	109
"	"	"	米国	リンゴ		1個	69
"	"	"	米国	リンゴ		2個	99
"	"	"	米国	リンゴ	青リンゴ	1個	22
"	"	"	米国	リンゴ	有機	2個	159
"	"	"	韓国	リンゴ	ふじ	1個	69
"	"	"	韓国	リンゴ	ふじ	6個	159
"	"	"	韓国	梨		1個	129
"	"	"	韓国	梨		2個	168
2018/2/10	高雄市	高級スーパー	日本(青森県)	リンゴ	トキ	1個	139
"	"	"	日本(青森県)	リンゴ	ふじ	1個	110
"	"	"	日本(青森県)	リンゴ	ふじ	1個	359
"	"	"	日本(青森県)	リンゴ	王林	1個	259
"	"	"	日本(青森県)	リンゴ	王林	1個	110
"	"	"	日本(岩手県)	リンゴ	王林	1個	129
"	"	"	NZ	梨	洋なし	1個	17
"	"	"	韓国	梨	新高	1個	89
"	"	"	台湾(梨山)	梨		1個	169
"	"	"	日本(愛媛県)	ミカン	贈答用	16個	999
"	"	"	日本(熊本県)	イチゴ	ゆうべに、贈答用	2パック	90
"	"	"	日本(富山県)	干柿	富山干柿、贈答用	9個	950
"	"	"	台湾(嘉義)	柿餅		5個	120
2018/2/11	台北市	一般スーパー	日本(青森県)	リンゴ	ふじ	2個	199
"	"	"	日本(青森県)	リンゴ	ふじ、贈答用	6個	769
"	"	"	米国	リンゴ	有機	4個	159
"	"	"	日本(鳥取県)	梨	愛宕梨、贈答用	2個	1099
"	"	"	韓国	梨		2個	168
"	"	"	台湾(梨山)	梨		5個	129
"	"	"	台湾(台中)	梨	高接	5個	189
"	"	"	台湾(台中)	梨	高接	1個	69
"	"	"	台湾(梨山)	梨	新世紀	1個	69
"	"	"	台湾(梨山)	梨		2個	139

(参考5-1) 台湾バナナに関する行政院農業委員会公表記事

バナナと友だち！農委会が全聯、大潤発公司与提携し、台湾バナナのマーケティングを展開

文/鍾孟佳、徐惠瑩

一、はじめに

昨年（2016年）の立て続けに発生した台風の影響で、台湾全島の主要バナナ産地は大きな損害を受けました。この災害により、収穫量の減少と価格の高騰が起これ、市場ではバナナの購入が困難な状況になりました。災害後の農家では復興に対する思いが強まり、これが今年（2017年）の夏バナナの生産に集中しました。また夏バナナの品質が安定しないため、消費者の購買意欲は上がりません。このため、農糧署は生産地の供給緊張の緩和を目的に、バナナに関する販売支援に乗り出しました。今年（2017年）の5月上旬からスーパー・量販店業者と提携した販売促進、国軍の副食物、刑務所の給食、産地直販、社会福祉施設への寄付及び海外市場の開拓等の調整措置を次々と実施してきました。中でもスーパー・量販店の全聯実業股份有限公司及び大潤発流通事業股份有限公司でのバナナ販売は大きな成果が見られました。

二、農委会と全聯が台湾バナナを提供

台湾国民に旬のバナナを手軽に購入してもらうため、農委会農糧署は、国内年間バナナ販売数2万トン以上の小売業者の全聯実業股份有限公司と共同で、「蕉蕉珍惜、惜愛台湾（大好きバナナ、大好き台湾）」バナナ祭のマーケティング活動を開始しました。その内容は、PR記者会見、食農教育の啓発、各販売店と提携したバナナ購入による指定商品の割引サービス、バナナの袋詰め特価及びバナナを使用したさまざまなケーキやスイーツ等の販売促進活動です。

多元的なバナナ製品を消費者に提供するため、農糧署の支援の下、全聯公司は食材に地元の国産台湾バナナを使用して、チョコバナナボストンパイ、チョコバナナケーキ、バナナ入りチョコレートロール等の3種類のバナナを使用したケーキ及びスイーツを開発しました。これらにより、バナナの

多元的利用価値を高め、また消費者の国産バナナの購入を促進させ、地元農業の支援へと繋げました。

三、農糧署と大潤発がバナナを使った美味しいグルメを発表

農糧署は全聯公司とのバナナ祭マーケティング活動に続いて、今度はバナナ販売だけの生産額で1億台湾ドルを超える大潤発流通事業股份有限公司と提携して、「蕉個朋友、台湾在地好滋味（バナナと友だち、地元台湾グルメ）」のマーケティング活動を実施し、国産バナナの販路を拡大しました。7月21日の合同PR記者会見では、台湾バナナ栽培歴15年の嘉義県竹崎郷バナナ農家の許永霖さんをお招きし、消費者に美味しいバナナの見分け方のレクチャーをしてもらい、また国産バナナ特有の濃厚な風味を利用した「チョコバナナクッキー」及び「チョコバナナミルクケーキ」等のお手軽グルメ料理を発表しました。これらの料理は幾つかの簡単な工程で誰でも自宅で手作りできます。さらに7月19日から1週間、売り場で無料のバナナ料理の試食イベントを開催し、美しい台湾が誇る地元バナナの美味しさを多くの方に提供しました。

四、バナナは栄養価が高く、カリウム、カルシウムが豊富

夏は甘いバナナを味わう絶好の機会です。農委会農糧署はファミリー層、若年層及び女性層向けの市場拡大を目的に、農業団体にバナナの小分け、または1本ずつにカットする方式、及び夏場の高温下のバナナの保存寿命を効果的に延ばすコールドチェーンの物流システムを使用した売り場への供給を支援しています。消費者はバナナを購入後、黄熟したバナナをすぐに食べない場合、冷蔵庫の野菜室に数日間保存しておけます。食べ方と保存テクニックを上手に活用すれば、バナナをさらにもっちり美味しく食べることができます！

バナナは食物繊維、多糖類及びカリウム、カルシウム等のミネラルを豊富に含み、消化を助け、さらに栄養補給になります。毎朝、バナナと新鮮な牛乳を摂取すれば、健康的にお腹を満たすことができます。たくさんバナナを食べることをおすすめします。

五、大きなマーケティング成果

今年（2017年）の5月上旬から本署は全聯、大潤発公司等の小売業者と共同で、毎日バナナを食べよう、お弁当・生活用品の購入でバナナのおまけ及び割引セール等の販売促進活動を行ってきました。これらにより、5月18日から7月28日現在で、その売上は5425トンに達し、実質的にバナナ農家の販売支援を行っています。引き続き積極的にスーパー・量販店等の販路を拡大していき、農家の力となって農産物のマーケティング活動を展開していきます。

（参考5-2）台湾バナナに関する行政院農業委員会公表記事

**蕉蕉珍惜、惜愛台湾（大好きバナナ、大好き台湾） 農委会と全聯
会社が台湾バナナ、バナナケーキなどの製品を提供**

発表日：2017-05-18

発表部署：農糧署

昨年9月の風災で台湾全島のバナナに大きな被害が出ました。これにより災害後のバナナは購入が困難になりました。そこで行政院農業委員会は技術サービスチームを立ち上げ、農家の復興に協力し、期待が高まるバナナの販売数量を少しずつ増加させてきました。台湾国民に旬のバナナを手軽に購入してもらうため、当委員会は国内年間バナナ販売数2万トン以上の小売業者の全聯実業股份有限公司と提携して、バナナのマーケティング活動を開始しました。その内容は、「蕉蕉珍惜、惜愛台湾（大好きバナナ、大好き台湾）」記者会見、食農教育の啓発、各全聯販売店と提携したバナナ購入による指定商品の割引サービス、バナナの袋詰め特価及びバナナを使用したさまざまなケーキやスイーツ等の販売促進活動です。全聯の林敏雄董事長は次のように述べます。当社は4月に3種類のバナナを使用したスイーツを販売しました。6月にはさらに2種類の商品を続けて販売します。このほか、5月19日から5月末まで、全聯で袋詰めバナナがたったの59台湾ドルで購入できます。バナナを愛する皆さん、この機会に是非購入してください！

バナナの食べ方、保存方法、健康的に大満足

農委会は次のように述べます。ファミリー層、若年層及び女性層向けの市場拡大を目的に、当委員会は農業団体にバナナの小分け、または1本ずつにカットする方式、及び夏場の高温下のバナナの保存寿命を効果的に延ばし、熟成速度を抑え廃棄の無駄を避けるコールドチェーンの物流システムを使用したマーケティングを支援しています。全聯公司は全行程コールドチェーン配送を採用しており、従来の常温輸送よりも賞味期限を2~3日延長できます。消費者はスーパーでバナナを購入後、すぐに食べない場合、冷蔵庫の野菜室に数日間保管できます。また冷やしたバナナでクールダウンできます。

農委会は次のように指摘します。バナナは追熟果実に属し、青いバナナに追熟加工を施すことで、食用の黄色いバナナに変化します。消費者はお好みの熟度に合わせてバナナを選ぶことができます。当委員会は全聯公司のコールドチェーンの採用及びバナナ祭イベントの開催、特別価格による消費者への利益還元、また、各消費者層に合わせた、食農教育を通しての異なるバナナ熟度の栄養成分変化の提供等に賛同します。また、バナナは食物繊維、多糖類及びカリウム、カルシウム等のミネラルを豊富に含み、消化を助け、さらに栄養補給になります。毎朝、バナナと新鮮な牛乳を摂取すれば、健康的にお腹を満たすことができると説明しています。

地元の食、旬の味わい、製品の多元化

また、農委会は次のように強調します。バナナはトロピカルフルーツに属します。毎年3月から9月が主要な生産シーズンになり、全年の60~70%の生産を占めます。甘く美味しく、実用的な価値を有すため、直接食べる以外に、当委員会は、食品加工工場のバナナチップス、バナナドライフルーツ及びバナナペースト等の多元的な加工製品の製造を支援しています。そのほか、多様なバナナ製品を消費者に提供するため、全聯は食材に国産バナナを使用して、チョコバナナボストンパイ、チョコバナナケーキ、バナナ入りチョコレートロールの開発及びバナナレシピ等を作成しています。これらにより生産地から食卓までの概念を定着させ、消費者に旬のバナナを多く購入するように促進し、また各種加工製品の製造で、多彩な美味しさを提供します。



(参考5-3) 台湾バナナに関する行政院農業委員会公表記事

台湾バナナスイーツが日本市場に参入、台湾バナナの多元的消費を促進

発表日：2017-08-29

発表部署：農委会（国際部）

日本での台湾バナナの普及を目的に、農委会は台湾バナナ研究所が今年8月29日に東京の「武蔵野調理師専門学校」で開催した「台湾バナナのスイーツ展示会」を支援しました。「中日本エクシス株式会社」の開催するスイーツコンクール会場を利用して、日本メディア、小売業者及び飲食業者に向けて台湾バナナを使ったスイーツの特色をアピールしました。イベントでは10年連続でミシュラン1つ星を獲得したL'EMPELLIRのシェフ岸本直人さん及び農林水産大臣賞（乳製品）を受賞した株式会社いでぼくをお招きし、「バナナクグロフケーキ」、「バナナボートケーキ」など、台湾バナナを食材にした各種の創作スイーツを発表しました。これを機に台湾バナナが日本市場で多く消費され、輸出量の増加へと繋がることを期待します。

日本の各消費者層に向けて台湾バナナをPRするため、日本の小学校給食用の供給に続いて、農委会は引き続き積極的に各種の広報活動及びマーケティング活動を行い、台湾バナナに関する日本での話題性を創造していきます。これら各種の活動方法を通して台湾バナナの知名度を浸透させ、日本の消費者にいいイメージを持ってもらい、そして台湾バナナの需要が増々高まっていくことを期待します。今回の「台湾バ

「バナナのスイーツ展示会」では、日本の有名レストランのシェフと企業をゲストにお迎えしました。台湾バナナの特徴をいかしたスイーツレシピをデザインして、日本の関連飲食業者に台湾バナナを使用したスイーツ作りのアイデアを提供しました。また、一般消費者の好みに合わせて、流通販売に適したスイーツを研究開発し、日本の消費者に多様な選択を提供しました。会場は非常に大きな反応があり、台湾バナナの品質及び風味はさらに多くの好評を得ました。

農委会は次のように述べます。今後も継続的に国際マーケティング関連の活動を実施し、国際市場での台湾バナナの優良ブランド化を強化していきます。日本の小学校給食用の供給やスイーツ等の新しい商機及び需要に対応するため、当委員会は、台農発公司及び農家が輸出指向型の契約栽培モデルを実施し、またコールドチェーン物流システムを導入し、台湾バナナの供給数量及び納入品質を確保することを支援します。そして台湾農産品の国際競争力を高め、国際市場開拓を押し広げ、農家の収益を向上させていきます。



(参考5-4) 台湾バナナに関する行政院農業委員会公表記事

台農発会社が株式会社ファーマインドと基本合意書を締結 5年以内に100億円の青果物取引を目指す強化提携

発表日：2017-10-13

発表部署：農委会（国際部）

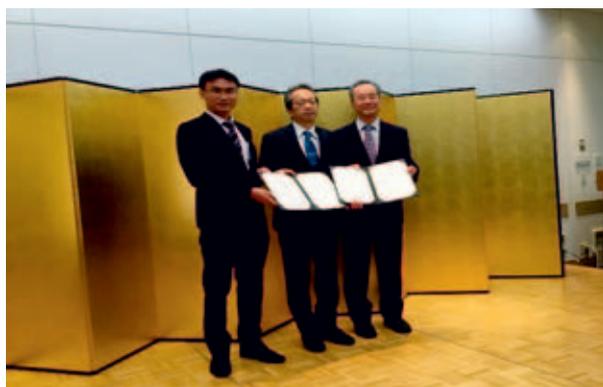
台農発会社の陳郁然董事長と株式会社ファーマインドの堀内達生社長は、本日（13日）東京で基本合意書を締結しました。双方は日台間の青果物貿易に関して密接に協力していくことに同意し、また5年以内に双方で日台間の農産品取引額を100億円規模にする目標を立てました。この締結式の中で、台農発公司により出荷された台湾の優良バナナ（約6トン）を積んだコンテナが近日中に日本に到着することが明らかにされました。これが双方の協力関係のスタートとなります。

農委会の陳吉仲副主任委員は、締結式において次のように述べました。農委会は行政院が計画組織する6大産業国家隊政策に連係して、台農発公司の設立を支援してきました。台農発公司には政府に助力し国内農業の輸出供給チェーンを改善し、輸出量を増加させていくことを期待しています。台農発公司が日本の主要な小売業者である株式会社ファーマインドと基本合意書を締結したことで、早い時期に台湾の多くの優れた農産品が日本で販売されるようになり、また農家の収益が向上していくと信じています。

株式会社ファーマインドは、日本に14の拠点を有し、その事業内容は青果物を中心に、バナナの追熟、青果物加工、青果物及び生花の輸出入、青果物等におけるシステム開発、マッチングサイトの運営、食品関連事業コンサルティング等を行っています。台農発公司は設立以来、積極的に日本及び新南向国家（インドネシア、タイ、シンガポール、オーストラリア、ニュージーランド等の東南アジア及びオセアニア）等のターゲット市場の輸入業者や小売業者とコンタクトを取ってきました。そして今回、株式会社ファーマインドと基本合意書を締結したことで、台湾の優れた青果物を日本へ輸出することに全力をつくし、さらにスーパー、コンビニエンス

ストア、e コマースなどの多元的な販売チャンネルへと拡大させていきます。

農委会は次のように述べます。従来の輸出概念を打破し、日本市場のニーズに適した農産品を安定的に供給するため、当委員会とは農發公司の契約栽培生産、集貨、品質管理等の輸出に関する標準作業フローの強化を支援しています。台農發公司はすでに農委会の屏東農業生物科技園區に入居しており、「国際保鮮物流センター」の設置を計画しています。着実に基礎を固め、段階的に各項の事業を推進していくことで、従来の輸出概念を打破し、台湾農産品の輸出量増加に繋がる輸出指向型の農産品輸出供給連鎖を再構築し、そして台湾農業の新しい輸出形態の一里塚となる成果があげられることを期待します。



(参考6-1) 有機農産品関係法令

(仮訳)

農産品の生産及び認証管理に関する法律(農産品生産及検証管理法)

公布・施行:2007年1月29日

第一章 総則

第一条 農産品とその加工品の品質及び安全を向上し、国民の健康及び消費者の權益を守るため、本法を制定する。

第二条 本法でいう主務機関：中央では行政院農業委員会、直轄市では直轄市市役所、県(市)では県庁(市役所)。

第三条 本法の用語は、次のとおり定義する。

- 一、農産品：自然資源、農業用資材及び科学技術を利用して、農作、森林、水産、牧畜などの生産販売に従事して生産する物をいう。
- 二、有機農産品：国内で生産、加工及び箱詰めなどの過程を行い、中央主務機関が定めた有機規範に適合し、本法の規定により検証または輸入され、審査に合格した農産品をいう。
- 三、農産品経営業者：農産品、農産加工品の生産、加工、箱詰め、輸入、流通または販売を行う業者をいう。
- 四、農産品マーク：農産品及びその加工品が、本法の規定により検証されていることを証明するために使用するマークをいう。
- 五、認証機関：中央主務機関またはその審査に合格した委託機関、法人で、本法で定める認証作業を実行する資格を有する者をいう。
- 六、認証：認証機関が、本法で定める検証作業の資格を有する者について、認可を与えることをいう。
- 七、検証機関：認証を受け、認証書類を受領した機関、学校、法人または団体をいう。
- 八、検証：特定農産品及びその加工品の生産、加工及び箱詰めなどの過程が、本法で規定した手順に適合していることを証明すること。
- 九、生産販売履歴：農産品の生産から、加工、箱詰め、流通、販売までの公開され、かつトレース可能な完全な記録をいう。
- 十、標示：農産品及びその加工品の陳列販売時に、農産品自体、盛り付け容器、内外包装に行う文字、図形または記号をいう。

第二章 生産管理及び生産販売履歴

第四条 中央主務機関は、国内の特定農産品及びその加工品の生産、加工、箱詰め及び流通などの過程について、自発的優良農産品検証制度を実施することができる。
前項の特定農産品及びその加工品の項目、申請条件と手順、検証基準、標示方法、有効期間及び関連する管理要領は、中央主務機関が定める。

第五条 農産品、農産加工品の国内での生産、加工、箱詰め及び流通などの過程が中央主務機関が定めた有機規範に適合しており、検証を受けた場合にのみ、有機名義で販売することができる。

前項の各種有機農産品、農産加工品の申請条件と手順、検証基準、標示方法、有効期間及び関連する管理要領は、中央主務機関が定める。

第六条 農産品、農産加工品の輸入は、中央主務機関が公告した国または国際有機認証機関(組織)が認証した検証機関の検証及び中央主務機関の審査を受けた場合にのみ、有機名義で販売することができる。

前項の有機農産品、農産加工品の輸入の申請条件、審査手順、標示方法及び関連する管理要領は、中央主務機関が関連機関とともに定める。

第七条 中央主務機関は、国内の特定農産品について、自発的生産販売履歴検証制度を実施することができる。必要な場合には、特定農産品の項目、範囲を公告し、生産販売履歴検証制度を強制実施することができる。

前項の特定農産品の項目、範囲、申請条件と手順、生産販売作業基準、操作記録の項目、情報公開と保存、検証基準、標示方法、有効期間及び関連する管理要領は、中央主務機関が定める。

国内で生産販売履歴の強制実施を公告された特定農産品を輸入する場合、その情報公開と保存、標示方法及び関連する管理要領は、中央主務機関が関連機関とともに定める。

第八条 生産販売履歴を標示する農産品の経営業者は、農産品の生産販売履歴の情報を提供し、中央主務機関が公告した一定期限まで、農産品の生産販売履歴資料を保存しなければならない。

輸入農産品を代理輸入する業者も同じである。

第三章 認証及び検証

第九条 農産品及びその加工品の検証は、認証機関が認証した検証機関が行う。

検証機関の申請資格と手順、検証業務と範囲、有効期間、第十一条で定める検証業務実行能力の喪失の認定及び関連する管理要領は、中央主務機関が定める。

検証機関は、検証を行う際に、費用を徴収することができる。その徴収金額は、同検証機関が定め、中央主務機関に報告し、承認を受ける。

第十条 検証機関が不実の資料を提供した場合、またはその他の不正な方法で認証を取得した場合には、中央主務機関はその認証を取り消さなければならない。

前項の認証を取り消された検証機関は、3年以内は認証を再申請することができない。

第十一条 検証機関が検証業務実行能力を喪失した場合には、中央主務機関はその認証を廃止しなければならない。

第十二条 農産品及びその加工品で農産品マークを使用するには、検証に合格しなければならない。

前項の農産品マークの規格、図式、使用規定及び関連する管理要領は、中央主務機関が関連機関とともに定める。

第四章 安全管理及び検査取締

第十三条 有機農産品、農産加工品は、化学農薬、化学肥料、動物用薬品またはその他の化学品を使用してはならない。但し、中央主務機関の公告により許可された場合においては、その限りでない。

第十四条 主務機関は、農産品及びその加工品が本法の規定に適合することを確実にするため、人員を派遣して農産品経営業者の生産、加工、箱詰め、貯蔵及び販売場所に入り、点検または抜取検査を実行することができ、いかなる人も拒絶、回避または妨害を行ってはならない。

主務機関は、前項の点検または抜取検査のために、前項の場所の経営業者に対し、関連証明書及び記録の提供を要求することができる。

点検または検査の結果、本法の規定に合わない農産品及びその加工品について、主務機関は本法の規定により処罰できるだけでなく、第一項で定めた場所に運び出すことを禁止することができ、その期限までに改善、回収、廃棄またはその他の適切な処置を行うことを命ずることができる。

主務機関は、特定農産品及びその加工品の異なる性質に基づき、それぞれ最短の抜取検査時間を定めなければならない。

第十五条 前条の規定により点検または抜取検査を実行する人員は、行為者に対し、実行する職務に関する証明書類を提示するか、または充分識別可能なマークを表示しなければならない。販売場所で抜き取ったサンプルに対しては、代金を支払わなければならない。その点検または検査の要領は、中央主務機関が定める。

前項の点検は、主務機関が所属機関に委任し、またはその他の機関(機構)、法人、団体または個人に委託し行うことができる。

第一項の検査は、中央主務機関が所属検査機関にして行う。必要な場合、その一部または全部をその他の検査機関(機構)、学校、団体または研究機関に委託して行うことができる。

第十六条 農産品及びその加工品の安全の検査方法は、中央主務機関が中央の目的事業主務機関と話し合った後に公告する。公告されていない場合は、国際的に認められた方法で行うことができる。

第十七条 農産品経営業者が検査結果に対し異議を有する場合は、通知を受け取ってから 15 日以内に検査費用を納め、当初の抜取検査機関に再検査を申請することができ、1 回を限りとする。

前項の再検査を受理した機関は、7 日以内に、検査者に対し当初の検体の再検査実行を通知しなければならない。但し、検体がすでに変質した場合には、再検査を行わない。

第十八条 主務機関は、本法の規定への違反を検挙した者に対し、検挙者の身元資料の秘密を守るだけでなく、奨励を与えなければならない。

前項の検挙奨励要領は、中央主務機関が定める。

第十九条 第二十一条第二項または第二十三条第二項の規定により認証を廃止された検証機関は、3 年以内に認証を再申請してはならない。

第五章 罰則

第二十条 本法の規定によらずに認証を取得し、または認証を取消、廃止されたにも関わらず無断で本法で規定する農産品及びその加工品の検証業務を行った者は、新台幣ドル 30 万元以上 150 万元以下の罰金に処す。

第二十一条 次の行為のいずれかに該当する者は、新台幣ドル 20 万元以上 100 万元以下の罰金に処し、何回も処罰することができる。

- 一、 検証機関がその認証範囲以外の検証業務を実行した場合。
- 二、 農産品経営業者が、検証に合格せずに、農産品マークを無断で使用し、または農産品マークの使用を停止、禁止されているにも関わらず使用を続けた場合。
- 三、 農産品経営業者が、主務機関が第十四条第三項の規定により行った運び出し禁止の処分、改善、回収、廃棄またはその他の適切な処置に違反した場合。

前項第一号については、中央主務機関が情状が重大であると認めた場合、その認証を廃止することができる。

主務機関は、第一項第三号で定めた本法の規定に合わない農産品及びその加工品について、必要な場合、没収することができる。

第二十二条 農産品経営業者が次の行為のいずれかに該当する場合、新台幣ドル 10 万元以上 50 万元以下の罰金に処し、何回も処罰することができる。

- 一、 主務機関の第十四条第一項の規定による点検または抜取検査を拒絶、妨害または回避した場合。
- 二、 第十四条第二項の規定により関連する証明及び記録を提供しない場合。

第二十三条 次の行為のいずれかに該当する者は、新台幣ドル 6 万元以上 30 万元以下の罰金に処し、何回も処罰することができる。

- 一、 農産品経営業者の農産品またはその加工品が、検証を受けずに優良農産品検証、生産販売履歴検証などの文字を標示した場合、または他人の誤認を招く誤認その他の表示方法を行った場合。
- 二、 農産品経営業者の有機農産品、農産加工品が、第五条第一項の規定により検証を受けずに、または第六条第一項の規定による審査に合格せずに、有機などの本国または外国の文字を標示した場合、または他人の誤認を招くその他の表示方法を行った場合。
- 三、 検証機関の検証記録または関連資料の書類への記載に不実があった場合。前項第三号に該当し、中央主務機関が情状が重大であると認めた場合、その認証を廃止しなければならない。

第二十四条 農産品経営業者が次の行為のいずれかに該当した場合、新台幣ドル 3 万元以上 15 万元以下の罰金に処し、何回も処罰することができる。

- 一、 第四条第二項、第五条第二項、第六条第二項、第七条第二項または第七条第三項で定めた要領のうち、標示に関する規定に違反した場合。
- 二、 第八条の規定により農産品の生産販売履歴に関する情報を提供しない場

- 合、または一定期限まで農産品生産販売履歴資料を保存しなかった場合。
- 三、第十二条第二項で定めた要領のうち、マークの規格、図式、使用に関する規定に違反した場合。
- 四、第十三条の規定に違反して化学農薬、化学肥料、動物用薬品またはその他の化学品を使用した場合。
- 五、中央主務機関またはその所属機関の名義を無断で使用し標示した場合。前項第三号の規定に違反した場合、主務機関は、そのマークの使用を3箇月以上、1年以下停止することができ、情状が重大な場合、そのマークの使用を禁止することができる。

第二十五条 農産品、農産加工品が、第十三条の規定に違反した場合、または第四条第二項、第五条第二項、第六条第二項、第七条第二項、第七条第三項で定めた要領のうち、標示に関する規定により標示しない場合、または不実の標示を行った場合には、主務機関は同農産品経営業者の名称、住所、農産品、農産加工品の名称及び違反の情状を公布することができる。

第六章 付則

第二十六条 本法の施行細則は、中央主務機関が定める。

第二十七条 農産品経営業者が有機名義で販売する農産品、農産加工品は、本法施行の日から2年以内に、第五条第一項の規定により検証を受けるか、または第六条第一項の規定により検証を受け、中央主務機関に審査を申請しなければならない。期限までに検証または審査を受けない場合、若しくは第十三条の規定に違反して化学農薬、化学肥料、動物用薬品またはその他の化学品を使用した場合には、第二十一条第一項第二号、第二十三条第一項第二号、第二十四条第一項第一号、第四号または第二十五条の規定により処罰する。

第二十八条 本法は、公布日から施行する。

(参考6-2) 有機農産品及び有機農産加工品検証管理方法

有機農産品及び有機農産加工品検証管理方法(2015/12/10 改正)

- 中華民国 96 年 7 月 6 日農糧字第 0961061246 号令にて公布
- 中華民国 96 年 8 月 14 日農糧字第 0961061578 号書簡第 25 条から第 28 条の条文正誤表にて条文を訂正
- 中華民国 96 年 9 月 20 日農糧字第 0961061827 号令にて第 25 条を改正、公布、施行
- 中華民国 98 年 7 月 7 日農糧字第 0981047713 号令にて第 3 の 24 から 30 条及び第 6 条の添付書類 1、第 9 条の添付書類 2 を改正、第 29 条の条文を削除
- 中華民国 98 年 12 月 31 日農糧字第 0981063312 号令にて第 3 条及び第 6 条添付書類 1、第 9 条添付書類 2 を改正
- 中華民国 100 年 6 月 23 日農糧字第 1001053582 号令にて条文を部分改正
- 中華民国 101 年 6 月 7 日農糧字第 1011053592 号令にて第九条添付書類二を改正
- 中華民国 104 年 12 月 10 日農糧字第 1041070983A 号令にて第六条添付書類一、第九条添付書類二を改正

第一条 本方法は、農産品生産及び検証管理法（以下、「本法」と略称）第五条第二項の規定に基づいて制定する。

第二条 本方法における用語の定義は以下のとおり：

一、生産所（場）：国内における有機農産品及び有機農産加工品の生産、加工、包装或いは流通の過程を行う場所を指す。

二、追加評価：検証に合格した農産品経営業者が検証有効期間において、その検証範囲を増加できるかどうかを確認するために、検証機構が実施する評価を指す。

三、再評価：検証に合格した農産品経営業者が検証有効期間満了

後、その検証を再取得できるかどうかを確認するために、検証機構が実施する評価を指す。

四、追跡検査：検証に合格した農産品経営業者が検証有効期間において検証基準に合致し続けることを確認するために、検証機構が実施する検査を指す。

第三条 本方法の適用範囲は、有機農産品及び有機農産加工品の国内における生産、加工、包装或いは流通過程の製品検証とする。

第六条第二項に定められる有機農産品及び有機農産加工品検証基準の第三部分第二点の転換期間中農産品及びその加工品について、本方法の検証に関する規定に準用し、有機転換期間中という文字を標示することができる。

第四条 本方法に言う検証機構とは、本法の規定により認証され、有機農産品検証機構認証書類を取得している機構、学校、法人或いは団体を指す。

第五条 有機農産品及び有機農産加工品の検証を申請する農産品経営業者は、次の条件の一つに該当しなければならない。

- 一、農民。
- 二、法に基づいて設立または登録した農場、畜産場、農民団体或いは農業生産販売班。
- 三、会社または商業登録証明書を有する者。

第六条 農産品経営業者が有機農産品及び有機農産加工品の検証を申請する際に、記入済みの申請書及び次の書類を検証機構に提出しなければならない。

- 一、前条の資格に適合していることを証明する書類。
- 二、土地の位置表示及びその付近を識別する地図を含む生産所（場）の所在地の資料。
- 三、有機農産品及び有機農産加工品の検証基準に基づく生産或いは工程に関する説明。
- 四、作業及び品質管理記録、原料及び資材在庫記録、製品生産販売記録、生産用地、施設及び環境管理記録を含む有機システムの

維持に関する記録及び書類。

五、中央主管機関により指定されたその他の書類。

前項の第三款に定められる有機農産品及び有機農産加工品の検証基準については、添付書類一のとおり。

第七条 検証機構が有機農産品及び有機農産加工品の検証申請を受理し、書類審査、現地検査、製品試験及び検証の決定を実施し、各段階の作業を完成した後、その結果を書面にて申請人に通知しなければならない。ただし、農産品がまだ産出されていない長期作物の場合は、その株からサンプリングして試験を実施することができる。

検証機構は、前項の各段階に対して作業期限を決め、その各段階の作業期限の合計は六ヶ月を超えてはならない。ただし、申請人に通知済みの補正或いは期限付改善の期間は計算しない。

第八条 次の状況の一つに該当する場合、検証機構はその理由を明確に説明し、申請を却下しなければならない。

一、検証申請対象である農産品及び農産加工品の生産或いは工程が有機農産品及び有機農産加工品の検証基準に合致しておらず、かつその違反が重大である場合。

二、検証申請対象である農産加工品の有機原料の含有量が95%以下である場合。

三、申請人の責に帰すべき事由により、書類審査が実施されてから六ヶ月以内に現地調査を実施できなかつた場合。

四、補正或いは期限付改善指示を通知され、正当な理由なく期限内に補正或いは改善をしなかつた場合。

五、製品の試験結果が本法の第十三条の規定に合致しなかつた場合。

六、申請人の責に帰すべき事由により、申請案が受理された日から一年が過ぎても審査が終わらなかつた場合。

第九条 有機農産品及び有機農産加工品の検証申請に合格した者は、検証機構と契約書を締結し、検証に合格した有機農産品及び有機農産加工品の種類別の有機農産品検証証書が授与される。

前項の有機農産品検証証書に次の項目が記載される：

- 一、 農産品経営業者の名称、住所及び担当者の名前。
- 二、 検証場所の住所。
- 三、 製品の類別及び項目。
- 四、 有効期間。
- 五、 検証機構の名称。
- 六、 証書番号。

第一項に定められる有機農産品検証証書の形式については、中央主管機関が決定する。。

第二項第三款に定められる製品の類別及び項目については添付書類二のとおり。

第十条 次の状況の一つに該当する場合は、関連資料を提出し、有機農産品検証証書の変更を申請しなければならない。

- 一、 農産品経営業者の名称、住所、電話、担当者或いは主な管理者が変更された場合。
- 二、 検証区域、検証製品品目を減少する場合。

前項の申請が審査に合格した者は、元の証書と同様の有効期間の新しい証書が発行される。

第十一条 有機農産品及び有機農産加工品の生産、工程或いは有機をを維持するシステムが変更された場合、農産品経営業者は検証機構に審査を申請しなければならない。

検証機構が変更された部分を審査した結果、その変更が元の検証結果に影響しうると判定した場合、検証機構は変更された部分に対して検証を実施しなければならない。

第十二条 次の状況の一つに該当する場合は、検証の追加部分の関連資料を提出し、追加評価を申請しなければならない。

- 一、 検証区域を追加する場合。
- 二、 検証製品品目を追加する場合。

前項の追加評価に合格した者は、元の証書と同様の有効期間の新しい証書が発行される。

第十三条 有機農産品及び有機農産加工品の生産所(場)を移す、或いは検証製品の分類を変更する場合、検証を再申請しなければならない。

有機農産品及び有機農産加工品の包装または流通所(場)を移す際に元の作業或いは管理方法を変更する必要がある場合は、前項の限りではない。ただし、移した後のその所(場)も、衛生安全に関する規定に適合すること。

第十四条 有機農産品の検証証書は、他人に譲渡してはならない。

第十五条 有機農産品の検証証書の有効期間を三年間とすること。農産品経営業者は、有効期間満了の六ヶ月前に、申請書及び関連資料を提出し、期間延長を申請することができるものとする。期限が過ぎてからの申請は、受理されないものとする。

前項の延期申請が再評価に合格した場合は、新しい証書が発行される。

第十六条 検証機構は、検証に合格した製品の農産品経営業者に対して、定期的または不定期的に追跡検査を実施しなければならない。

前項の追跡検査は少なくとも年に一回実施すること。必要な場合には追跡検査の実施回数を増加することができる。

第十七条 第十一条第二項に定められる検証、第十二条第一項に定められる追加評価、第十五条第二項に定められる再評価及び前条に定められる追跡検査は、第七条第一項に準用し、或いは検証機構がケースの状況に基づいて必要な手順にて実施するものとする。

第十八条 検証機構は、事実及び証拠に基づいて検証に合格した有機農産品及び有機農産加工品が検証基準に合致していない可

能性があると判断した場合において、生産所（場）からサンプリングして試験を実施することができるものとする。

前項のサンプルに対して、料金を支払わないものとする。

第十九条 検証機構が本法の第九条第二項に定められる方法により農産品経営業者の検証合格資格を取り消した場合、主管機関に通知しなければならない。

検証機構に検証を取り消された者は、六ヶ月以内に検証申請を再提出してはならない。

第二十条 検証機構が検証、追加評価、再評価、追跡検査或いはサンプリングを実施する際に、被検査場所の担当者或いは関係者の立会いのもと、検査を実施しなければならない。

検証機構は前項の作業を実施した後、記録を作成し、被検査場所の担当者或いは立会人にその記録に署名または捺印させること。

第二十一条 検証機構が本方法により作成した記録及び書類は三年間保存しなければならない。

農産品経営業者の有機農産品及び有機農産加工品の有機システムの維持に関する記録及び書類は、少なくとも一年間保存しなければならない。ただし、検証製品に有効期日が標示されている場合は、少なくとも有効期日満了後一年間保存しなければならない。

第二十二条 検証機構は、検証に合格した農産品経営業者リスト、検証製品分類、項目及び検証証書有効期間などに関する資料を、四半期ごとに中央主管機関に提出するものとする。

第二十三条 有機農産品及び有機農産加工品の標示は、繁体字中国語を使用し、外国文字及び汎用符号にてそれを補足することができるものとする。ただし、専ら輸出用のものは、この限りではない。

第二十四条 容器に入れられ、または包装された有機農産品及び有機農産加工品を販売する際に、次に掲げる事項を標示しなければならない。

- 一、製品名称。
- 二、原料名称。
- 三、農産品経営業者の名称、住所及び電話番号。
- 四、原産地(国)。ただし、製造工場或いは検証を実施した場所の住所など、原産地(国)を十分に表す標示がある場合は、この限りではない。
- 五、検証機構の名称。
- 六、有機農産品の検証証書の番号。
- 七、その他の法律・規定により定められた要標示事項及び中央主管機関により公告された要標示事項。

前項の第一款の製品名称と第二款の原料名称が同じものである場合は、原料名称の標示を省くことができる。

第一項第一款の製品の名称に、「有機」の文字を標示すること。

有機転換期間中の農産品及びその加工品は、前項の規定に準用し、，「有機転換期間中」の文字を標示すること。

第一項第三款の標示事項を変更する場合、第十条第一項第一款の規定に基づいて変更を申請し、かつ有機農産品の検証証書の変更が許可された日から三ヶ月以内に元の標示を変更しなければならない。

第二十五条 前条の第一項第二款に定められる原料名称の標示は、水及び塩を除いた有機、有機転換期間中の原料を、「有機」または「有機転換期間中」の文字或いはその他の符号を用いて修飾或いは説明することができるものとする。

第二十六条 第二十四条第一項第四款に定められる原産地(国)の標示は、次の規定に基づいて実施すること。

一、含有量 95%以上の原料の原産地(国)、或いは含有量最も高い三つの原料の原産地(国)を標示すること。ただし、国内における加工工程により実質の形態が変化したものは、国産品であることを十分に表す文字にて標示するほか、原料の名称の後に、括弧の方法で有機原料の実際の産地(国)を標示しなければならない。

二、包装或いは容器の目立つ箇所に標示すること。

前項の第一款の但し書きに定められる、国内における加工工程により実質の形態が変化したものは、原料の名称の後に括弧の方法で有機原料の実際の産地(国)を標示しなければならないという規定は、中華民國 101 年 6 月 23 日より施行されるものとする。

第二十七条 第二十四条第一項第五款に定められる検証機構の名称は、包装或いは容器の目立つ箇所に標示すること。ただし、検証機構の標章を標示として使用している場合は、標示を省くことができる。

第二十八条 農産品経営業者が固定営業場所においてばら売りの有機農産品及び有機農産加工品を販売する場合、製品の名称及び原産地(国)を標示してある掲示板を陳列し、第二十四条第一項第六款に定められる有機農産品検証証書のコピーを展示しなければならない。

前項の製品の名称及び原産地(国)の標示は、第二十四条第三項及び第二十六条第一款の規定に準用するものとする。

第一項に定められる原産地(国)の標示の字体の長さ及び幅は 3cm 以下にはならない。

第二十九条 (削除)

第三十条 有機農産品及び有機農産加工品は、本法の第十二条第二項に定められる方法に基づく有機農産品の標章を使用すること。

次の状況の一つに該当する場合は、本法の第十二条第二項に定められる方法に基づく有機農産品の標章を使用してはならない。

- 一、有機転換期間中の農産品及びその加工品。
- 二、国内において包装され、検証された輸入有機農産品及び有機農産加工品。
- 三、原料の50%以上が輸入された有機原料であり、かつ国内における加工工程により実質の形態が改変されていない有機農産加工品。

本方法の規定に基づく検証に合格した有機農産品及び有機農産加工品、または本方法の規定に準用し、検証に合格した有機転換期間中の農産品及びその加工品は、検証機構の標章を使用することができる。

第三十一条 施行日が別途決定されている項目を除き、本方法は公布日より施行されるものとする。

(参考6-2②) 有機農産品関係法令

有機農産物及び有機農産物加工食品の検査認証管理規程

第六条付属書一

有機農産物及び有機農産物加工食品の検証基準

第一部 共同基準

一、包装

- (一) 包装方法及び材料は、原則としてシンプルで、過剰包装しないようにする。
- (二) 包装資材は、生分解性のもの、再生又は再利用可能なものから選ぶべきである。ただし、上述の包装資材を取得できないとき、又は適用されないとき、一般的な包装資材も使用できるものとする。
- (三) 殺菌剤、防腐剤、燻蒸剤、殺虫剤、移行性のある蛍光剤、使用禁止物質及び遺伝子組換え生物等を含んだ包装資材及び農産物を汚染する他の包装資材の使用を禁止する。
- (四) 二酸化炭素及び窒素を包装充填剤として使用する、及び真空包装の使用を容認する。
- (五) 人体に無害な印刷インキ及び粘着剤をできる限り使用すること。

二、貯蔵

- (一) 有機農産物は、貯蔵過程にその他の物質汚染を受けてはならず、倉庫は清潔、衛生的で、有害物質の残留がなく、かつ使用禁止物質の処理を経ていないこと。
- (二) 常温貯蔵以外に、空気、温度及び湿度等の調整・制御方法による貯蔵を容認する。
- (三) 有機農産物は、非有機農産物と一緒に同一の倉庫に保管する時、農産物の混同を避けるため、区分すると共に明確に表示しなければならない。

三、輸送及び販売・配送

- (一) 輸送車両は、有機農産物を積載する前にきれいに洗浄すると共に清潔性を保ち、輸送過程に汚染されないようにしなければならない。
- (二) 有機農産物の輸送及び販売・配送過程、その外包装上の表示及び関連説明を毀損してはならない。

- (三) 有機農産物は、非有機農産物と一緒に輸送又は販売・配送する時、農産物の混同を避けるため、農産物を適切に包装し、並びに区分すると共に明確に表示しなければならない。

四、記録

- (一) 農産物の有機性を十分証明する関連の作業記録及び書類・証憑を有すること。
- (二) 施設、設備及び場所の清掃及び管理記録を備えること。

第二部 加工、小分け及び流通

一、適用範囲

- (一) 有機原料に対する加熱、乾燥、燻製、混合、研磨、攪拌、分離、蒸留、抽出、発酵、漬け、脱水、脱殻、搗精、冷凍を行うプロセス又は原農産物の物理・化学的性質を変更する他の製造プロセス。
- (二) 有機原料に対して選別、洗浄、細切及び小分け（包装）等の作業を行う過程において、原農産物の物理・化学的性質を変更してはならない。
- (三) 実質的に有機農産物、農産物加工品の原包装又は原表示を変更した後で取引するもの。

二、環境条件

- (一) 生産工場（場所）の周辺に有害ガス、放射線物質、拡散性汚染発生源、ゴミ収集場及び有害生物が大量増殖する潜在的場所があってはならない。
- (二) 施設、設備及び場所の清潔性を保つため、衛生及び廃棄物管理計画を立てなければならない。

三、有害生物防除

- (一) 次の予防措置を優先して講じる：
 1. 有害生物の生息場所、食物源及び繁殖エリアを清掃する。
 2. 有害生物の加工施設及び設備への侵入を防止する。
 3. 例：有害生物繁殖を阻害する温度、湿度、照明及び空気循環等の環境条件を制御する。
- (二) 生物的、物理的又は機械的な制御措置を講じる（例：性フェロモン、誘蛾灯、光による誘殺、音による誘殺、黄色粘着板或いは太陽熱による消毒等）。

(三) 前述の有害生物を予防又は制御する措置に効果がない場合、別表一に記載されている有害生物防除資材を使用できるが、それら資材は有機原料及び最終商品と直接接触させてはならない。

(四) 使用禁止：

1. 別表一を除いた合成化学物質、人体に有害な植物性エキス又は鉱物性材料。
2. 放射線又は燻蒸剤による処理及び遺伝子組換え生物を含む製剤或いは資材。

四、生産過程

(一) 操作者は、必要な措置を講じて有機農産物と非有機農産物の混同を防止すると共に有機農産物と使用禁止物質との接触を避けなければならない。

(二) 独立した場所で有機農産物を生産しなければならない。生産場所は、一般農産物と共用する場合、その施設、設備及び場所を徹底的に洗浄し、また時間で明確な区別を行い、順番通り有機農産物及び一般農産物を生産しなければならない。

(三) 生物、物理又は機械方式による生産が望ましく、選定方法は、有機農産物の天然成分及びその栄養価値を維持できるものを原則とする。

(四) 生産過程中、放射線処理、燻蒸剤及び有害物質を含む又は発生するろ過設備を使用してはならない。

(五) 生産過程で発生する廃棄物は、生態系環境に対しマイナスの影響を及ぼしてはならない。

(六) 原料、食品添加物及びその他の物質の使用は、次の規定に適合しなければならない。

1. 同種の原料は、同時に有機農産物、転換期間中有機農産物及び非有機農産物を混合して使用してはならない。
2. 別表二に記載されている食品添加物及びその他の物質の使用を容認するが、その使用量は生産に必要な最小量に限られ、また関連法規の規定に適合しなければならない。
3. 生産過程で使用する水及び食塩は、飲料水の水質基準及び関連の衛生基準に適合しなければならない。
4. ミネラル（微量元素を含む）、ビタミン、アミノ酸及び自動分離、植物によって分離する純物質の使用を禁止するが、法律で使用すべきを定

め或いは農産物栄養成分中に著しく欠けている場合、登録認定機関の承諾を得てから使用できる。

5. 遺伝子組換え生物を含む原料、食品添加物及びその他の物質の使用を禁止する。

五、有機原料含有量の計算方法は、次の通りとする：

- (一) 固形状の農産物：農産物総重量（水及び食塩を含まない）を農産物中の有機原料総重量（水及び食塩を含まない）で除したものの。
- (二) 液状の農産物：農産物総体積（水及び食塩を含まない）を農産物中の有機原料総体積（水及び食塩を含まない）で除したものの。農産物は、濃縮液から還元される場合、濃縮液の原液の濃度を算入しなければならない。
- (三) 固液混合の農産物：農産物総重量（水及び食塩を含まない）を農産物内の有機原料総重量（水及び食塩を含まない）で除したものの。
- (四) 四捨五入して整数で表示する。

第三部 作物

一、生産環境条件

- (一) 農地は、農業発展条例で定める耕作の目的に供される土地に適合すること。
- (二) 農地は、有機栽培作物が汚染を受けないように、外部からの汚染を適切に防止するフェンス或いは緩衝帯等の措置を講じなければならない。
- (三) 灌漑水質及び農地の土壌の重金属含有量は、別表三の基準に適合しなければならない。
- (四) 農地は、良好な土壌管理及び水土保持措置を講じて水土資源の継続可能な利用を確保する。

二、短期畑作物の圃場は、有機認証を取得する前、2年の転換期間を有すること。永年性作物（多年生の果樹、茶樹等の場合）は、3年の転換期間を有すること。転換期間は、この基準に基づいて有機栽培を実施しなければならない。

三、作物、品種及び種子、種苗

- (一) 環境適応性に優れ、抗病性を持つ作物種類又は品種を選択し、またできる限り生物及び遺伝的多様性を持つことを原則とし、生産環境の生態系における多様性を改良する。

- (二) 種子は、合成化学物質、人体に有害な植物性エキス又は鉱物性材料で処理してはならない。ただし、この基準により合成化学物質で処理できる場合、この限りでない。
- (三) 種苗の育苗過程中、合成化学物質を使用してはならない。
- (四) 遺伝子組換えの種子及び種苗を使用してはならない。
- (五) 合格した種子、種苗を取得できない時、一般的な業務用種子・種苗を用いることができる。
- (六) 育苗場の施設は、合成化学物質で消毒してはならない。ただし、この基準により合成化学物質で処理できる場合、この限りでない。

四、 雑草抑制

- (一) 手取り除草又は機械除草では、合成化学物質を使用してはならない。
- (二) 敷草、被覆、掘り返し、輪作及びその他の物理或いは生物防除方式により、適切に雑草の発生を抑制する。
- (三) 遺伝子組換え生物の製剤及び資材を使用してはならない。

五、 土壌における肥培管理

- (一) 適時土壌試料を採取して分析し、土壌の物理性・化学性及び保肥力状況を理解して土壌における肥培管理の根拠とする。
- (二) 適切な輪作、間作緑肥又は適時休耕を取ることで、地力を維持すると共に増進する。
- (三) 農家が自ら生産する有機質肥料、十分に発酵腐熟した堆肥又はその他の有機質肥料を施すことで、土壌環境を改善し、また作物に必要な養分を供給する。有機質肥料の重金属含有量は、中央主務官庁が公告した「肥料の種類・品目及び仕様」規定に適合しなければならない。
- (四) 化学肥料（微量元素を含む）及び化学肥料又は農薬を含む微生物資材及び有機複合肥料を施してはならない。ただし、土壌或いは植物体の分析資料で微量元素の不足を証明する場合、使用計画を登録認定機関の審査のために送って認可を受けた後、当該微量元素を使用できる。
- (五) 鉱物性肥料は、その天然成分の形態で使用し、その可溶性又は有効性を高めるため、化学処理を経てはならない。
- (六) 遺伝子組換え生物の製剤及び資材を使用してはならない。

六、 病害虫管理

- (一) 輪作及びその他の耕作防除、物理防除、生物防除、植付忌避又は共栄植物及び天然資材防除等の総合防除法を用いて病害虫の発生を防止する。
- (二) 合成化学物質及び人体に有害な植物性エキス又は鉱物性材料を使用してはならない。ただし、この基準により使用できる合成化学物質は、この限りでない。
- (三) 遺伝子組換え生物の製剤及び資材を使用してはならない。

七、収穫、調製、貯蔵及び包装

- (一) 有機農産物収穫後の処理は、合成化学物質を添加又は使用してはならず、また放射線或いは燻蒸剤で処理してはならない。
- (二) 有機農産物が非有機農産物の混入又は汚染を受けないように確保するため、収穫過程及びその収穫後の調製、貯蔵及び包装は、均しく一般農産物から隔離して処理しなければならない。
- (三) 農産物の経営者が自ら生産する有機農産物を原料として一次加工を行う場合、同時に加工プロセスの検査認証を行うことができる。その有害生物防除、生産過程及び有機原料含有量の計算方法は、第二部の規定を準用する。

八、技術及び資材

- (一) 雑草抑制に関する技術及び資材：

1. 使用可能：

- (1) 田畑の輪作、異なる作物の輪作、間作等。
- (2) 手取り除草及び機械除草。
- (3) 雑草或いは作物残渣の被覆。
- (4) 農地内で家禽及び家畜等を飼育する。
- (5) 植物の相生・相克原理を利用する。
- (6) 雑草の種子を含む材料で作った堆肥は、充分発酵して腐熟化させることで、その中に含む雑草の種子を殺してから使用できる。
- (7) ポリエチレン、ポリプロピレン及びその他のポリカーボネート製品を被覆し、使用后土壌から除去し、農地上で焼却してはならない。

2. 使用禁止：

- (1) 合成化学物質。

- (2) 農薬、放射性物質、過量重金属が残留した作物残渣及び生物資材。
- (3) 遺伝子組換え生物の製剤又は資材。

(二) 土壌保肥力改良に関する技術及び資材：

1. 使用可能：

- (1) 各種緑肥作物。
- (2) 作物残渣、雑草又は落葉及びそれらで作った堆肥。
- (3) 豆粕類或いは糠等の植物性残渣。
- (4) 木炭、竹炭、燻炭、草木灰及びケイ酸質転炉スラグ。ただし、毎年1ヘクタール当たりのケイ酸質転炉スラグ施用量は、4トンを超えてはならない。
- (5) キノコ類栽培した後の堆肥。
- (6) 製糖工場の残渣（サトウキビ残渣、糖蜜等）。
- (7) 化学及び放射線処理を経ていない腐熟化の木質材料（樹皮、ノギリ屑、木屑）。
- (8) 海藻。
- (9) 植物性液肥。
- (10) 泥炭、ピートモス。
- (11) 家禽・家畜ふん堆肥。
- (12) 骨粉、魚粉、蟹殻粉末、エビ殻粉末、貝殻粉末、卵殻及び海鳥糞。
- (13) 燐鉱石粉、苦土石灰及び石灰を含む鉱物を粉砕してから成る資材。
- (14) 麦飯石粉末、蛭石粉末及び真珠石粉末。
- (15) 当農業委員会「肥料の種類・品目及び仕様」に定める肥料の品目仕様に適合し、燐鉱石粉肥料（品目番号 2-09）、粗製塩化カリウム肥料（品目番号 3-04）、貝殻粉末肥料（品目番号 4-13）、白雲石粉末肥料（品目番号 4-19）、植物性残渣肥料（品目番号 5-01）、魚かす肥料（品目番号 5-03）、動物かす肥料（品目番号 5-04）、家禽・家畜ふん堆肥（品目番号 5-09 で、重金属亜鉛含有量が 250mg/kg を下回るものに限定）、一般堆肥（品目番号 5-10）、混合有機質肥料（品目番号 5-12）及びこの検査認証基準の使用可能な資材に適合するその他の肥料品目。上述の肥料製品は、この検査認証基準の規定に適合しなければならない。

(16) 化学及び放射線処理を経ていない腐熟したヤシ繊維。

2. 使用禁止：

- (1) 上述を除いた化学肥料。
- (2) 過量の農薬、重金属、放射性物質等を残留した作物残渣及び生物資材。
- (3) 分類を経ていない都市ゴミ又は廃棄物。
- (4) 下水道汚泥。
- (5) 紙くず、パルプ。
- (6) 浄化処理及び十分腐熟を経ていない家畜排せつ物。
- (7) 人糞尿。
- (8) 遺伝子組換え生物の製剤及び資材。
- (9) チリ硝石。

(三) 病虫害防除に関する技術及び資材：

1. 使用可能：

- (1) 共栄作物の輪作、間作或いは混作。
- (2) 忌避植物。
- (3) 天敵昆虫の繁殖及び利用。
- (4) 捕食動物(家禽、カエル及び鳥)の利用。
- (5) 非遺伝子組換え生物の病虫害抵抗性品種の選択。
- (6) 捕殺、高温処理で、ただし圃場全体残渣を焼却してはならない。
- (7) 合成化学物質を含まない紙袋、網袋、ビニールシート及び不織布袋等で防護する。
- (8) 水路、各種物理的な罠を設ける。
- (9) 果樹主幹部は麻袋、稲わらで巻き付けてカミキリムシを防除する。
- (10) 種子は、水選（塩水、温水等）、高温及び低温処理、酢浸漬、次亜塩素酸カルシウム、次亜塩素酸ナトリウム或いは二酸化塩素で殺菌する。

- (11) 太陽熱による消毒。
- (12) 性フェロモン、誘蛾灯、光による誘殺、黄色粘着板を利用する。
- (13) ニンニク、唐辛子、ネギ、ニラ、センダン、オガルカヤ、ハッカ、カラシナ、センジュギク、ムクロジ等の浸出液或いは天然抽出液。
- (14) 海藻。
- (15) コーヒー粕、茶粕或いは香料を添加していないタバコ葉かす。ただし、茶粕を水稻等の田んぼ各作期に使用する 1 ヘクタール当たりの施用量は、50 kgを超えてはならない。
- (16) 草木灰。
- (17) 醸造酢、酒類、砂糖、小麦粉、粉ミルク及び植物油。
- (18) 石灰、石灰硫黄合剤。
- (19) 殺菌剤を含まない石鹼。
- (20) 珪藻土。
- (21) 卵殻。
- (22) 非遺伝子組換えのパチルスチューリンゲンシス、放線菌、枯草菌、その他の微生物及びウイルス製剤。
- (23) 植物性生薬浸出液。
- (24) ボルドー、作物休眠期使用の蒸留範囲が狭い鉱物油及び亜リン酸。ただし、亜リン酸は、使用时先に使用計画を登録認定機関の審査のために提出して認可を受けなければならない。

2. 使用禁止：

- (1) ロテノン。
- (2) 上述を除いた合成化学物質及び遺伝子組換え生物の製剤或いは資材。
- (3) 外毒素。

(四) 生長調節に関する技術及び資材：

1. 使用可能：

- (1) 整枝、剪定、接ぎ木、環状剥皮及び断根等の方法。

- (2) 醋、砂糖及びアミノ酸。
- (3) 果実追熟を促進するためのエチレンガス又はアセチレンガス。

2. 使用禁止：上述を除いた全ての生長調節剤。

(五) 調製・貯蔵に関する技術及び資材：

1. 使用可能：

- (1) 二酸化炭素、酸素、窒素及びエチレンのような制御ガス。
- (2) 温度調節。

2. 使用禁止：抗生物質及びその他の合成化学物質。

(六) 微生物に関する資材：

1. 使用可能：

- (1) 非遺伝子組換えの根粒菌、菌根菌、バチルスリケニフォルミス及びその他の有益な微生物。
- (2) 外国微生物製剤は、国内学術試験研究機関の試験を経て有効かつ無害を実証してから使用できる。

2. 使用禁止：合成化学物質を含む資材。

第四部 畜産

一、一般原則

- (一) 有機家畜・家禽の生産時、有機農産物及び有機農産物加工食品の検査認証基準（以下、「この基準」という）関連の規定に適合しなければならない。
- (二) 有機家畜・家禽の生産は、自然生態系の平衡に影響を及ぼさない方式で行い、また有機農業システムに対して次の重要な作用を発揮しなければならない。
 1. 土壌保肥力を改善及び維持する。
 2. 植物群落及び生態系を維持するため、適度に放牧する。
 3. 牧場内環境の生物多様性を維持すると共に相互間の相補的な関係を促進する。
 4. 農業生産システムの多様性を増やす。

- (三) 有機家畜・家禽の生産は、家畜・家禽の自然行動によって土地、太陽光及び新鮮空気等に接触する必要な生産条件を提供する。
- (四) 家畜・家禽に十分量の有機作物及び飼料を給与すること。
- (五) 家畜・家禽の飼養数量は、飼料生産能力、家畜・家禽の我が国農業環境に対する適応性と環境影響、栄養バランス及び家畜・家禽健康等の要因を考慮しなければならない。
- (六) 有機家畜・家禽の基本管理方法は、次の通りとする。
 - 1. 自然交配。
 - 2. 動物の健康及び福祉を維持する。
 - 3. ストレスを減らす。
 - 4. 生物安全を重視する。
 - 5. 獣医から処方することなく、逆症療法の化学合成医薬品及び抗生物質を使用してはならない。

二、用語の定義

- (一) 飼料作物の作付け地：家畜・家禽の飼料作物を作付ける土地。
- (二) 放牧地：家畜・家禽飼養用牧草の耕作地又は家畜・家禽を放し飼いにして飼養する野草地。
- (三) 野外飼育場：畜舎・家禽舎以外の家畜・家禽運動或いは活動に供される空間。
- (四) 更新：売却、自然淘汰、天災或いは重大な伝染病等の要因により、場外から家畜・家禽を導入しなければならないことをいう。
- (五) 有機飼料：作物、加工品、副産物、配合飼料、動物由来飼料等を含む。前述の飼料は、均しくこの基準の関連規定或いは輸入有機農産物及び有機農産物加工食品管理規程の規定に適合しなければならない。
- (六) 漢方療法：植物エキス又はエッセンシャルオイル等を用いて動物の健康を調整する方法をいう。ただし抗生物質は除外する。
- (七) ホメオパシー療法：体の抵抗力を引き出すことにより自己治癒力を高めて動物の健康を調整する方法をいう。使用する薬物は化学合成医薬品或いは抗生物質であってはならない。
- (八) 逆症療法：使用する物質は、薬剤耐性、化学派生物質或いは薬物残留問題を引き起こす直接疾患症状を解消す治療方法をいう。

三、 転換期間

- (一) 飼料作物の作付け地及び放牧地の転換期間は、少なくとも 2 年間とすること。
- (二) 非草食動物の放牧地及び野外飼育場は、少なくとも 1 年間とすること。
- (三) 有機畜産物の飼養転換期間は、次の規定に適合すること。
 - 1. 乳用家畜の有機飼養転換期間は、6 ヶ月以上とする。
 - 2. 肉用家畜・家禽の有機飼養転換期間
 - (1) 肉用子牛、肉羊及び肉羊豚は、6 ヶ月以上。
 - (2) 肉用牛は、12 ヶ月以上。
 - (3) 家禽は、10 週間以上。
 - 3. 採卵家禽の有機飼養転換期間は、6 週間以上。
 - 4. その他の家畜・家禽の有機飼養転換期間は、その飼養期間の 4 分の 3 以上とすること。
- (四) 放牧地の転換前に飼養している動物は、土地と同時に転換を完成させることができる。

四、 並行生産

- (一) 牧場内において同時に有機家畜・家禽及び非有機家畜・家禽を生産する時、有機作物、家畜・家禽、資材及び産物等は、完全に非有機と区分すると共に適切な識別及び表示システムを確立しなければならない。
- (二) 有機家畜・家禽及び非有機家畜・家禽を生産する時、その生産記録は分けて保存しなければならない。
- (三) 有機の使用禁止資材に場内の有機生産の土地又は家畜・家禽との接触が起きた時、生産者は、その検査認証者或いは機関に直ちに通報し、かつ土地若しくは家畜・家禽を改めて転換期間に入って直さなければならない。

五、 由来

- (一) 家畜・家禽は、生まれてからこの基準に基づいて生産管理を行い、かつ有機飼養の家畜が有機生産管理による種雌家畜由来にしなければならない。
- (二) 非有機牧場から購入する種雌家畜・家禽数量は、毎年牧場内の同じ品種の種雌家畜・家禽数量の 10% を超えてはならない。

- (三) 次の各号の一に該当し、かつ登録認定機関の認可を受けた場合、前款の10%の制限を受けなくともよいものとするが、40%を限度とする。
1. 著しい天災又は不慮の事象により家畜・家禽の損失が25%以上に達したとき。
 2. 大規模の拡張について、拡張が30%を超えるとき。
 3. 家畜・家禽の飼養種類を変更するとき。
- (四) 種雄家畜・家禽は、非有機牧場から購入でき、また購入後、有機方式により生産しなければならない。
- (五) 牧場転換期間に有機家畜・家禽を取得できない時、非有機牧場から次の家畜・家禽を購入できる。
1. 2日齢未満の肉用幼雛。
 2. 12週齢未満の採卵鶏或いは採卵鴨。
 3. 2週齢未満の他の家禽類。
 4. 防疫規定に適合する離乳子畜。
- (六) 登録認定機関の認可を受けた後、繁殖用以外の家畜・家禽は更新又は飼養増加を行うことができる。非有機牧場から導入する者、前款及び三、の第三款の有機飼養転換期間の規定に適合することで、有機畜産物の名義で売却できる。更新及び飼養増加後の総飼養頭数は、当該牧場の飼養容認頭数を超えてはならない。

六、生産過程

(一) 飼料及び栄養

1. 栄養需要に適合する有機飼料及び飼料添加物を提供しすること。
2. 有機飼料及び飼料添加物の使用は、登録認定機関の認可を受けなければならない。かつその加工過程が非有機飼料と明確に区分されなければならない。
3. 動物由来飼料は、登録認定機関の認可を受けなければならない。かつ別表四に記載されている動物由来飼料のみを使用できる。
4. 粗飼料の品質改善に使用できる物は、登録認定機関の認可を受けなければならない。かつその項目を次の通りとする。
 - (1) プロバイオティック及び酵素。
 - (2) 食品工業の副産物。

- (3) 植物が発酵等を経た派生産物。
- (4) 非遺伝子組換え生物で生じる粗飼料の改善物。
- 5. 反芻動物の1日粗飼料供給量は、乾物重量の50%以上を占めなければならない。
- 6. 反芻動物及び非反芻動物の有機飼料の採食乾物重量パーセントは、各々85%及び80%以上としなければならない。有機転換期間の飼料は、採食乾物重量の30%を占めることができ、自家産の場合60%までアップできる。放牧地転換前に飼養している動物及び土地が同時に転換する時、転換期間の自家産飼料割合の制限を受けないものとする。ただし飼料内の有機飼料乾物重量の割合は、総給与量の75%を下回ってはならず、かつ遺伝子組換え技術で生産した産物を原料としてはならない。
- 7. 有機飼料の採食割合が前目の規定に適合しなかった場合、有機畜産物の名義で販売してはならない。
- 8. 有機家畜・家禽飼料或いは飲水中の使用禁止資材は、別表五を参照のこと。

(二) 管理

- 1. 最短の離乳期限は、動物種類の自然行動によって定めるものとし、各々牛が90日、羊が60日、豚が42日とする。
- 2. 哺乳動物の幼畜は、同種の有機液状乳で給与しなければならない。特殊な状況で、かつ登録認定機関の認可を受けた後、抗生物質又は化学薬物を含まない非有機液状乳、或いは乳製品を基礎とした代用乳を使用できる。
- 3. 有機畜産物の生産過程において、次の生物技術を使用してはならない。
 - (1) 胚移植技術。
 - (2) 性腺刺激ホルモン投与による発情誘起、発情同期化及び分娩で、ただし個別家畜・家禽生殖かく乱の治療に用いられる獣医の処方除外する。
 - (3) 組換えDNA技術を用いて生産した種類或いは品種の使用。
- 4. 次の状況において、家畜・家禽の一時的な係留場を提供しなければならない。
 - (1) 悪天候。

- (2) 家畜・家禽の生産段階：牛、羊：出生から離乳後 7 日以内。母牛、母羊：妊娠後期の 5 分の 1 から分娩期間。豚：出生から離乳期間。母豚：妊娠 3 ヶ月から分娩後の子豚の離乳期間。
 - (3) 肥育後期：売却屠殺前の 3 ヶ月又は家畜・家禽総飼養期間の 5 分の 1 のうちの短い方の期間。
 - (4) 家畜・家禽の健康、安全及び福祉が、危害を受ける可能性のある状態。
 - (5) 土壌或いは水質が汚染された時。
5. 採卵鶏に照明計画を実施する時、1 日の照明は、16 時間を超えてはならない。

(三) 成長環境

1. 全ての家畜・家禽は、舎内で飼養してはならず、適切な野外飼育場を提供し、かつ家畜・家禽群の飼養頭数が動物行動に対し不良な影響を及ぼしてはならない。
2. 草食動物は、良好な放牧地或いは運動場を提供しなければならない。
3. 群飼の家畜・家禽は、個別に監禁的飼育を行ってはならない。ただし生病及び分娩等の状況、又は種雄家畜・家禽、幼畜・幼禽に属し、かつ登録認定機関の認可を受けた場合、この限りでない。
4. 家畜・家禽の成長又は生産環境には特定の病原菌による汚染がなく、気候に適した樹蔭、テント、運動場、新鮮な空気、天然照明等を提供すること。
5. 家畜・家禽の成長又は生産環境には適切な防護措置を講じ、外部の動物により家畜・家禽の安全に危害が及ぼされるのを防止しなければならない。
6. 野外飼育場の設置は、次の原則に適合しなければならない。
 - (1) 必要な措置を講じて外周からの使用禁止資材の飛来又は混入を防止する。
 - (2) 畜舎・禽舎は、家畜・家禽の自由な出入りを提供できない時、悪天候による動物の傷害を防止するため、適切な遮蔽施設を有しなければならない。
 - (3) 水禽の野外飼育場は、適切な水源が無ければならない。
 - (4) 適正な輪牧又は低飼養密度とし、過度な放牧による植生及び土壌の破壊を避けなければならない。各種家畜・家禽に必要な野外飼

育場の面積は、別表六に定める最小面積基準を下回ってはならない。

7. 畜舎・禽舎は、十分に横たわれ、休むのに清潔・快適なスペースを有し、また次の条件にも適合しなければならない：
 - (1) 家畜・家禽が自由に飼料の摂食及び飲水を行うことができること。
 - (2) 畜舎・禽舎の構造は、適切な温度で、通風と採光ができなければならない。
 - (3) 畜舎・禽舎は、種別の特性及び群れの大きさに合わせて相応しい休息場所及び広い出入口を設けなければならない。家禽の場合、止まり木を設けること。
 - (4) 畜舎・禽舎及び設備は、適切な掃除及び消毒を実施し、別表四の規定以外の資材で掃除或いは消毒してはならず、かつ排泄物及び飼料の食べ残しも定期的に片付けることで、環境衛生を確保しなければならない。
 - (5) 畜舎・禽舎は、人畜の健康に有害な建材及び設備を使用してはならない。
 - (6) 家畜・家禽の敷床材及び土床は、乾燥を保ち、家畜・家禽に敷き料を採食する可能性がある場合、当該敷き料材質は有機生産規範の要求に適合しなければならない。
 - (7) 家畜・家禽の飼養密度は、家畜・家禽の種類、系統及び年齢に応じて、家畜・家禽の快適及び福祉を考慮して定め、各種家畜・家禽に必要な畜舎・禽舎の面積は別表六に定められている最小面積の基準を下回ってはならない。
8. 放牧生産の環境は、この基準の第三部の関連規定に適合しなければならない。

(四) 保健

1. 有機家畜・家禽は、ローカル条件に適合すると共に流行性疾病及び寄生虫の抵抗性を有する品種を選択しなければならない。
2. 畜舎・禽舎及び放牧地は、生物の安全条件に適合し、疾病の発生及び拡大を防止し、また十分な動きスペースを持たなければならない。
3. 適法かつ必要とされるワクチンの接種の使用を容認する。
4. 有機畜産物の生産者は、家畜・家禽の保健管理上、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 疾病が発生していない場合において、ワクチン以外の動物用医薬品を使用してはならない。
 - (2) 肉用家畜・家禽には、化学合成駆虫剤を使用してはならず、定常作業の時も他の家畜・家禽に化学合成駆虫剤を使用してはならない。
 - (3) 家畜・家禽に怪我又は疾病が発生した時、直ちに治療を施し、家畜・家禽を苦しめるのを避け、必要がある時、隔離すると共に相応しい場所を提供しなければならない。
5. 有機農場は、家畜・家禽を治療する時に使用する医薬品は、次の原則を遵守しなければならない。
- (1) 調整効果を持つ漢方療法、ホメオパシー療法、ビタミン及び微量元素を優先して使用する。
 - (2) 上述の調整方法が動物保健に対し効果が上がらず、かつ家畜・家禽の苦痛を下げることができず緊急の時、獣医が逆症療法の化学合成医薬品或いは抗生物質を施すことができる。
 - (3) 逆症療法の化学合成医薬品或いは抗生物質での予防的治療を禁止する。
6. 有機家畜・家禽は、前目の逆症療法の医薬品使用時、次の規定に適合しなければならない。
- (1) 休薬時間は、法定休薬期間の2倍以上とし、かつ48時間を下回ってはならない。
 - (2) 飼養期間が1年以上の家畜・家禽の年間治療プログラムは、2つ以下としなければならない。
 - (3) 飼養期間が1年以内の家畜・家禽の年間治療プログラムは1つ以下としなければならない。
 - (4) 肉用家畜・家禽の飼養期間において、治療プログラムがあってはならない。

前述の逆症療法の医薬品使用規定によらない畜産物は、均しく有機名義で販売してはならない。ただし登録認定機関の承諾を得ると共に転換期間を経ている場合、この限りでない。

七、虫害及び厩肥の管理

- (一) 虫害管理は、予防措置を講じなければならず、例えば生物防除法を利用又は適切な家畜・家禽の放牧及び輪牧計画等を立案しなければならない。予防措置の効果が不足した時、非化学的な方法を優先的に使用しなければ

ならない。前述の方法でも効果的に抑制できなかった時、この基準に適合した技術及び資材を使用できる。

- (二) 有機牧場は、厩肥の収集、処理及び利用を含む厩肥処理計画を有しなければならない。
- (三) 厩肥の収集、処理及び利用は、次の条件に適合しなければならない。
 1. 作物、土壌、水源及び環境を汚染してはならない。
 2. 作物の生長に対しマイナス影響があってはならない。
 3. 雑草、病害虫或いは環境衛生等のリスクを引き起こす恐れがない。
 4. 焼却又はこの基準に違反する方法を使用してはならない。
 5. 堆肥を作る時、堆肥処理の関連規範に適合し、かつ使用する資材もこの基準や規定に適合しなければならない。

八、 輸送、屠殺、畜産物の収集及び包装

- (一) 家畜・家禽の輸送、屠殺及び畜産物の収集時、動物の福祉を考慮しなければならない。
- (二) 輸送の前又は輸送中、化学合成した鎮静剤或いは電気ショックを使用してはならない。
- (三) 有機畜産物が非有機畜産物の混入又は汚染を受けないように確保するため、収集過程及び収集後の調製、貯蔵及び包装は、いずれも一般畜産物と分けて処理しなければならない。
- (四) 畜産物の包装、貯蔵、輸送及び販売・配送は、この基準の関連規定に適合しなければならない。

九、 有機畜産物の生産過程で使用を許可する技術及び資材は、別表四の規定に適合しなければならない。

十、 生産記録及び関連の文書

有機畜産の経営者は、実際の作業状況に基づき、事実通り詳細な記録を作成し、また関連の取引証憑を適切に保管し、記録も鮮明、正確及び追跡可能でなければならない。記録の内容には、次の項目が含まれていなければならない。

- (一) 農場・牧場の名称、サイト、経営者の氏名、住所、電話番号、検査認証面積及び地番、検査認証畜産物種類及び登録認定機関等を含む基本情報。
- (二) 畜産物、飼料作物の生産及び貯蔵等の場所位置図で、次の内容を有すると共に定期的に更新されなければならない。

1. 生産ブロック、方位、サイト及び地番。
2. 道路、倉庫、建物、周囲植生及び当該農場・牧場を十分識別できる主要ランドマーク等の地形・地物。
3. 家畜・家禽の種類又は飼料作物の種類。
4. 全ての河川、井戸、水路及び他の水源。
5. 汚染根絶施設或いは緩衝帯。
6. 隣接区域の状況及び作物種類。

(三) 有機家畜・家禽の生産計画

1. 品種、由来、頭数及び入る期日等を含む有機生産に入る全ての家畜・家禽の詳細記録。
2. 医薬品を使用した家畜・家禽の識別方式、頭数、診断内容、使用した医薬品種類や投薬量及び期日、管理方法及び畜産物の販売期日等を含む家畜・家禽における医薬品使用状況。

(四) 原材料の由来、性質、数量、使用状況及び購買証明書等で、次を含むものとする。

1. 家畜・家禽の管理用材料。
2. 飼料作物（種子及び種苗の繁殖等を含む）の管理用材料。
3. 飼料。
4. 動物用医薬品。
5. 病害虫を抑制する材料。
6. その他の処理材料。

(五) 全ての畜産物の売却情報で、次を含むものとする。

1. 畜産物の種類、頭数、屠殺時の重量又は年齢、目的地及びマーク等。
2. 荷受人及び販売書類等。

(六) 屠殺・切り分け過程、包装、マーク、貯蔵及び輸送等の記録を含むその他の処理記録。

(七) 屠殺、切り分け、包装場（工場）の加工、貯蔵及び輸送設備の清掃記録及び有害生物の防除記録。

(八) 顧客又は消費者の農産物に対する苦情の関連記録。

(九) その他の追跡できる有機性記録。

第五部 水産植物

一、生産環境条件

- (一) 養殖又は採集の場所は、有機栽培の水産植物が汚染されないように、外部汚染を防止する適切なフェンス或いは緩衝帯等といった措置を講じなければならない。
- (二) 養殖水質は、行政院環境保護署が定める地表水域分類及び水質基準の水産用水基準水産1級に適合しなければならない。
- (三) 養殖底土の重金属の含有量は、別表三内の土壌の重金属許容量に関する基準に適合しなければならない。
- (四) 養殖又は採集の活動は、環境資源を破壊せず、資源の継続可能な利用を確保しなければならない。

二、屋外の水産植物を生産するエリアが有機認証を取得する前、2年間の転換期間を有しなければならない。転換期間は、この基準に基づき有機栽培を行わなければならない。

三、原種

- (一) 遺伝子組換えの原種を使用してはならない。
- (二) 原種の栽培・育成過程において、合成化学物質を使用してはならない。
- (三) 合格した原種を取得できない時、一般的な業務用原種を用いることができる。
- (四) 原種源の施設は、合成化学物質で消毒してはならない。ただし、この基準により、合成化学物質で処理できる場合、この限りでない。

四、雑草抑制

- (一) 物理又は生物防除方式により雑草の発生を適切に抑制し、合成化学物質を使用してはならない。
- (二) 遺伝子組換え生物の製剤及び資材を使用してはならない。

五、肥培管理

- (一) 適時水試料を採取して分析し、保肥力の状況を理解し、肥培管理の根拠とする。
- (二) 化学肥料（微量元素を含む）及び化学肥料又は農薬を含む微生物資材及び有機複合肥料を施してはならない。
- (三) 鉱物性肥料は、その天然成分の形態で使用し、その可溶性又は有効性を高めるため、化学処理を経てはならない。
- (四) 遺伝子組換え生物の製剤及び資材を使用してはならない。

六、病害管理

- (一) 合成化学物質及び人体に有害な植物性エキス又は鉱物性材料を使用してはならない。ただし、この基準により使用できる合成化学物質は、この限りでない。
- (二) 遺伝子組換え生物の製剤及び資材を使用してはならない。

七、収穫、調製、貯蔵及び包装

- (一) 採集後の処理は、合成化学物質を添加又は使用してはならず、また放射線で処理してはならない。
- (二) 有機水産植物は、非有機水産植物の混入又は汚染を受けないように確保するため、採集過程及びその収穫後の調製、貯蔵及び包装は、均しく一般水産植物から隔離して処理しなければならない。
- (三) 水産物の経営業者が自ら生産する有機水産物を原料として一次加工を行う場合、同時に加工プロセスの検査認証を行うことができる。その有害生物防除、生産過程及び有機原料含有量の計算方法は、第二部の規定を準用する。

八、技術及び資材

第三部の規定を準用する。

第六部 水産動物

一、一般原則

有機水産動物の養殖は、自然生態系の平衡に影響を及ぼさない方式で行わなければならない。また水産動物の福祉を考慮し、健康、良好な環境管理を基本的な生産原則とする。

二、用語の定義

- (一) ライフサイクル：出生から市場出荷仕様に達するまでの必要な成長期間をいう。
- (二) 有機飼料：作物、加工品、副産物、配合飼料、動物由来飼料を含む。
- (三) 漢方療法：植物エキス又はエッセンシャルオイル等を用いて動物の健康を調整する方法をいう。
- (四) ホメオパシー療法：体の抵抗力を引き出すことにより自己治癒力を高めて動物の健康を調整する方法をいう。
- (五) 逆症療法：化学合成医薬品或いは抗生物質で直接疾病を治療する。

三、有機転換期間

- (一) 非有機養殖から有機養殖に転換し、その有機転換期間は、生産者が登録認定機関に検査認証を提出した申請日から起算され、少なくとも養殖生物の1つのライフサイクル又は12ヶ月以上経たなければならないものとするが、生産者が検査認証を申請する前、その養殖場がすでに有機養殖で生産し、かつ関連の証明書がある場合、登録認定機関に転換期間の短縮を申請できる。
- (二) 有機転換期間内において、各生産過程は、非有機養殖に転換してはならない。
- (三) 生産者が、有機転換期間に有機養殖検査認証を中止しようとした場合、先に登録認定機関に検査認証事項の中止を通告しなければならない。

四、並行生産

- (一) 有機養殖区域と非有機養殖区域との間は明確に区分されなければならない。
- (二) 有機養殖区域と非有機養殖区域の文書及び記録は、分けて管理しなければならない。

五、種苗由来

- (一) 有機水産動物は、出生してから、この基準に基づき生産管理され、かつ種苗も有機生産管理されている種雌魚又は野生群れからのものでなければならない。
- (二) 以下の種苗由来の使用を禁止する。
 1. 遺伝子組換え。
 2. 倍数体。

3. 交雑。
 4. 全雌養殖。
- (三) 2018年1月1日までは非有機種苗を使用できたが、ライフサイクルの3分の2以上は、この基準の生産管理に適合するものに限定される。
- (四) 種魚の繁殖
1. 種魚の繁殖は、少なくとも一つの完全な有機生産循環を経なければならず、孵化の12ヶ月前までに、この基準の生産管理に適合するよう確保しなければならない。
 2. 種魚の繁殖は、養殖管理計画を立て、その内容は次の事項を含まなければならない。
 - (1) 単位(バッチ)管理計画。
 - (2) 転換期間のスケジュール及び管理規範。
 3. 有機魚苗(卵)要求：交叉汚染又はその他の物質の混入を防止するため、明確に区分される。

六、生産過程

(一) 飼料

1. 有機飼料及び飼料添加物は、この基準の関連規定に適合しなければならない。輸入有機飼料は、輸入有機農産物及び有機農産物加工食品管理規程に適合しなければならない。
2. 生産者が商品化された有機飼料及びその飼料添加物を取得できない時、登録認定機関が、実現可能な自家製有機飼料による生産の代替案を検査認証でき、代替案に必要な飼料及び飼料添加物の原料は、生産者から由来証明書を提出し、その加工過程も非有機飼料と明確に区分されなければならない。
3. 飼料は、次の規定に適合しなければならない。
 - (1) 由来は、継続して供給可能な海洋生物、有機養殖の副産物に限られるものとする。
 - (2) 動物由来飼料内に魚粉を添加する時、魚粉の割合は、20%を超えてはならない。
4. 有機養殖の生産に用いる飼料には、次の製品を添加してはならない。
 - (1) 合成成長促進剤、ホルモン又は誘引剤。

- (2) 合成酸化防止剤或いは防腐剤。
- (3) 合成アミノ酸。
- (4) 人工色素、合成色素或いは類似の天然色素。
- (5) 非タンパク窒素（尿素等）。
- (6) 家畜・家禽の排泄物。
- (7) 遺伝子組換え生物及び産物及び原料。
- (8) 畜産及びその端材。

(二) 疾病防除

1. 現地の環境に適合し又は疾病及び寄生虫抵抗性を有する品種を選択すること。
2. 次の資材を使用して水域及び養殖池の底を消毒し、水産動物の疾病の発生を予防しなければならない。
 - (1) 生石灰。
 - (2) ゼオライト粉末。
 - (3) 過酸化水素。
 - (4) 次亜塩素酸ナトリウム。
 - (5) 酢酸。
 - (6) クエン酸。
 - (7) エタノール。
 - (8) プロバイオティック。
 - (9) 茶粕。
 - (10) タバコ。
3. 適法なワクチンを用いて接種しなければならない。
4. 有機水産物の生産者は、次の事項を遵守しなければならない。
 - (1) 疾病が発生していない時、ワクチン以外の動物用医薬品を使用してはならない。

(2) 疾病にかかる疑いがある有機水産動物を隔離すると共に適切に治療しなければならない。

5. 有機水産動物の治療医薬品は、次の原則を遵守しなければならない。

(1) 調整効果を持つ漢方療法、ホメオパシー療法を優先的に使用すること。

(2) 使用する医薬品は、化学合成医薬品或いは抗生物質であってはならない。

(3) 上述の治療方法に効果が見られない時、獣医が逆症療法の化学合成医薬品或いは抗生物質を施すことができ、また次の規範も遵守しなければならない。

(A) 休薬期間は、法定休薬期限の2倍以上とすること。

(B) 薬物治療を行う時、疾病がかかった有機水産動物を隔離しなければならない。

(三) 成長環境

1. 養殖場所は、養殖場の周囲環境生態系の平衡を考慮すると共に生物多様性を維持しなければならない。

2. 有機養殖生物養殖区域と非有機養殖生物養殖区域は、明確に区分されなければならない。陸上養殖は、2m以上の緩衝帯を保留しなければならない。海水網生簀養殖は、100m以上の緩衝帯を保留しなければならない。ただし登録認定機関は、区分の目的を達成するため、各養殖場の周辺状況を見て、緩衝帯の距離を調整できる。

3. 養殖場排水は、生態環境に対し影響を及ぼしてはならず、且つ水質も排水の関連規定に適合しなければならない。

4. 建設及び管理時に使用する材料又は材質は、生物或いは環境に危害を及ぼす物質があってはならない。

(四) 養殖管理

1. 養殖時、有機水産動物の脱走による現地の生態系環境へのインパクト及びその他の養殖系動物の有機養殖場への立ち入り或いは有機水産動物の捕食を避け、また養殖水産動物が自然水域内に流入するのを防止しなければならない。

2. 混養を通じて生物多様性を維持できる。

(五) 生産記録及び関連の文書：

有機水産動物の経営者は、実際の作業状況に基づき、事実通り詳細な記録を作成し、また関連の取引証憑を適切に保管し、記録も鮮明、正確及び追跡可能でなければならない。記録の内容には、次の項目が含まれていなければならない。

1. 養殖場のサイト、経営者の氏名、住所、電話番号、検査認証面積及び地番、検査認証有機水産動物種類及び登録認定機関等を含む基本情報
2. 有機水産動物の生産管理記録
 - (1) 品種、由来、数量及び入る期日等を含む検査認証を経て有機生産に入る全ての有機水産動物の詳細記録。
 - (2) 医薬品を使用した有機水産動物の識別方式、数量、診断内容、使用した医薬品種類や投薬量及び期日を含む有機水産動物における医薬品使用状況。
 - (3) 管理方法及び水産動物の販売期日。
3. 有機水産物、飼料作物の生産及び貯蔵等の場所位置図で、次の内容を有すると共に定期的に更新されなければならない。
 - (1) 養殖場の情報及び地番(漁業権の情報)。
 - (2) 道路、倉庫、建物、周囲植生及び当該養殖場を十分識別できる主要ランドマーク等の地形地物或いは海上及び陸上ランドマーク。
 - (3) 有機水産動物種類或いは飼料種類。
 - (4) 全ての河川、井戸、水路及び他の水源。
 - (5) 汚染根絶施設或いは緩衝帯。
 - (6) 隣接区域の状況及び作物種類。
4. 飼料、動物用医薬品、病害虫抑制又はその他の処理材料の由来、性質、数量、使用状況及び購買証明を記録して保存しなければならない。

七、収穫、生体輸送及び屠殺

- (一) 収穫時、優しい捕獲措置をできる限り使用し、有機水産動物へのストレス及び不利な影響を減らすものとする。
- (二) 輸送前又は輸送中の、化学合成鎮静剤の使用を禁止する。
- (三) 輸送中、有機水産動物の健康状況を担当する専任者を配置しなければならない。

- (四) 生体輸送用水及び積載密度は、有機水産動物の要求に適合しなければならない。
- (五) 輸送距離及び頻度をできる限り減らさなければならない。
- (六) 屠殺時、打撃、電気ショック等の物理方式で麻酔を施し、直ちに水産動物を失神状態に陥らせなければならない。
- (七) 生体の有機水産動物と、死亡した或いは屠殺中の有機水産動物との直接的又は間接的な接触を防止しなければならない。
- (八) 有機水産動物が非有機水産動物の混入又は汚染を受けないように確保するため、収穫過程及び収穫後の調製、貯蔵及び包装は、いずれも非有機水産動物と分けて処理しなければならない。

(参考6-2③) 有機農産品関係法令

第九条添付書類二

有機農産品及び有機農産加工品分類及び項目一覧表

改正規定

分類	項目	製品範囲（または説明）
有機農産品	米	水稲、陸稲及びその精製品
	雑穀	大麦、小麦、燕麦、モロコシ、サツマイモ、大豆、落花生、緑豆、小豆、そば、トウモロコシ、赤キヌア、黒豆、レンズ豆、キビ、ゴマ、松の実、ひまわりの種、かぼちやの種、亜麻仁、ひよこ豆、エジプト豆、白豆、ピント豆、黒小麦など。
	結球葉菜	キャベツ、白菜、結球レタス、非結球レタス、からしなど。
	短期葉菜	白菜、セイヨウアブラナ、青江菜、カイラン、キンサイ（芹菜）、ヨウサイ、ほうれん草、レタス、シュンギク、テンサイ、ニンニク、ネギ、ニラ、花ニラ、ヤセイカンランの芽、サツマイモの葉、アマランサス、大根葉、チコリー、ツルムラサキ（蔓紫）、タカサゴサンシチソウ、スイゼンジナ、スベリヒユ、コリアンダー（中国パセリ）、髪菜、ルッコラ、ホワイトセロリ（山芹菜）、グリーンセロリ（西洋芹菜）、クワレシダ、バジリコの葉（メボウキ）、紫蘇、エンドウ豆のもやしなど。
	根菜	大根、人参、生姜、タマネギ、ジャガイモ、筍、アスパラガス、白竹、里芋、牛蒡、水栗、レンコン、山芋、コールラビ（結球菜）、太芯からしな（塊茎からしな）、リーフレタス、ハツカダイコン、甜菜根、ニンニク（粒）など。
	花菜	カリフラワー、ブロッコリー、ワスレグサなど。

菌蕈	キノコ、マッシュルーム、フクロタケ、エノキタケ、キクラゲ、エリンギなど。
果菜	トマト、ナス、赤ピーマン（ピーマンを含む）、唐辛子、トウモロコシ、オクラなど。
瓜菜	キュウリ、花キュウリ、ゴーヤ、ヘチマ、トウガン、カボチャ、マコモ茸、隼人瓜、ヒョウタンなど。
豆菜	エンドウ、枝豆、フジマメ（千石豆）、ササゲ、サヤエンドウ、ライマ豆（ライマビーン）、インゲンマメなど。
芽菜	植物の種を暗室で発芽させた食用野菜、例えば緑豆もやし、大豆もやしなど。
瓜果	スイカ、マスクメロン、ハネデューメロン、ハミウリなど。
大漿果	バナナ、パパイヤ、パイナップル、キウイフルーツ、バンレイシ、アボカド（ワニナシ）、レッドドラゴンフルーツ、パッションフルーツ、アビウ、イチジクなど。
小漿果	ブドウ、イチゴ、ゴレンシ、レンブ、グアバなど。
核果	マンゴー、竜眼、ライチ、ビワ、ヤマモモ、ナツメヤシ、紅棗など。
梨果	リンゴ、ナシ、モモ、すもも、梅、サクランボ、棗、柿など。
柑橘類	オレンジ、レモン、ブンタン、グレープフルーツ、オレンジ、ライムなど。
茶	未加工茶葉、乾燥茶葉、茶葉など。
咖啡	コーヒーの実（摘取後）、生コーヒー豆（脱皮、乾燥処理済）、コーヒー豆（焙煎処理済）、コーヒー粉（研磨処理済）など。
サトウキビ	サトウキビなど。
堅果	ココナッツ、アーモンド、クルミ、栗、ウォールナッツ、カシューナッツ、ヘーゼルナッツなど。

	自家産農産加工品	農民自ら生産した有機農産物を原料として、太陽光、風などによる簡単な乾燥処理（調理）作業を経て、且つ加工過程において食品添加物を使用していない農産加工品をいう。例えば、干し野菜、干しキノコ、干しワスレグサ、干しキクラゲなど。
	その他	金線蓮、牧草、石蓮花、ヨモギ、エゾウコギ、台湾榕、ブレッドフルーツ、榎梧、ドクダミ、ホウライムラサキ、明日葉、クコ、グアバコア、アルファルファ、トランスバーラ、チカラシバ、ヤエヤマアオ、ローゼル、昭和草、種（有機作物繁殖用の種）、食用花、棗葉茶（その他の前述の項目に属さないもの）など。
有機農産加工品	穀物加工品	各種の米、麦、雑穀などを主な原料とした加工製品： 1. 稲、麦、豆、芋などから製造された小麦粉、澱粉、粗い粉、細切り、チップなど、及びインスタント穀物製品、または穀物の細かい粉で製造された各種の生、熟の麺、春雨の食品。例えば、小麦粉、大豆粉、大麦粉、燕麥粉、トウモロコシの澱粉、トウモロコシ粉、サツマイモ粉、コーンスターチ、全麦揚げ粉、ジャガイモ粉、麦苗粉、ビーフン、春雨、麺、米エキス、米糊、米麦の粥、燕麥エキスなど。 2. 脱穀、ファイングラインド、焙煎、調製処理による穀類製品。脱穀エンドウ豆、エンドウ豆、黒麦、トウモロコシチップ、トウモロコシチップ大麦チップ、燕麥チップ、パン、ケーキ、ポテトチップなど。
	乾燥野菜、果物調製加工品	野菜、果物を原料として加工設備により乾燥（例えば冷凍乾燥、真空乾燥など）処理をした加工品。
	缶詰食品	農産物を原料として加工・製造された食品を、金属、ガラス、殺菌袋、プラスチック及び積層複合材などの密閉容器、または上述の条件に符合するその他の密閉容器内に詰めた、パッケージ

		<p>ングする前と後の商業級殺菌処理により室温環境において長期保存可能な製品。例えば、トウモロコシ粒の缶詰、果物や野菜のすりおろし、乳幼児食用の果物のすりおろし、野菜のだしキューブ、果物や野菜のシチューなど。</p>
冷蔵や冷凍食品		<p>1. 冷蔵食品：農産物を原料として加工・製造された食品を急速冷却し、7℃～0℃で保存可能な食品。例えば、外皮を切り落としたアロエ、外皮を切り落としたサトウキビ、トウガンのチップ、山芋の角切り、トマトの角切り、豆腐、たけのこのサラダなど。</p> <p>2. 冷凍食品：農産物を原料として加工・製造された食品を急速冷却し、-18℃で保存可能な食品。例えば、冷凍エンドウ豆、野菜餃子、ジャガイモコロッケなど。</p>
漬物食品		<p>果物や野菜を原料として、製品により塩、有機酸或いは（及び）糖などで漬け、或いは直接調味、発酵、熟成加工を施した食品。例えば、レーズン、干しイチゴ、ドライプルーン、ドライアプリコット、ジャム、干しトマト、ドライラズベリー、キムチ、豆腐の漬物、野菜の漬物、野菜の酢漬けなど。</p>
植物粉状加工品		<p>穀物以外の農作物を研磨し、粉碎することにより製造した製品。例えば、ココアパウダー、（緑）茶粉、ピーナッツパウダー、サボテンパウダー、ココナッツパウダー、ノニパウダーなど。</p>
天然植物の茶袋（ティーバッグ）		<p>食用花のティーバッグ、果物のティーバッグ、草のティーバッグ、フェンネルのティーバッグ、シナモンのティーバッグ、その他のティーバッグなど。</p>
糖類及びその製品		<p>1. サトウキビ、甜菜、澱粉、その他の原料或いは糖の原料で製造した砂糖及びその他の糖類製品。砂糖、蔗糖、白砂糖、赤砂糖、黒砂糖、糖蜜、甜菜の根の蜜、メープルシロップなど。</p> <p>2. 蔗糖、果糖、麦芽糖、穀類、ドライフルーツ、香料、食品着色料を原料として製造された</p>

		各種の中、洋菓子、チョコレートなど。
	香辛植物調味料及びその製品	<p>1. 香辛植物の器官を原料として乾燥、研磨処理で製造したもの。例えば、ローズマリー、パセリ、タイムの葉、バジリコの葉、オレガノ、ローリエ、バニラ、香料、カレー粉、胡椒粒、白・黒胡椒の粉、コリアンダーシードパウダー、ガーリックパウダー、シナモン粉など。</p> <p>2. または香辛植物を原料とし、特定の調製方法で製造された製品。例えば、調味塩、調味ソース、サラダ（ソース）、食用酢など。</p>
	炮製処理を施した乾燥植物品	薬用植物を炮製（水製、火製、水火共製或いはその他の製法など）で加工処理された製品。例えば、人参片、八角、クローブ、川芎、白芍、白朮、茯苓、シナモン、冬蟲夏草、何首烏、クコ、杜仲、決明子、紅棗、干し紅棗、延胡索、オオバコ、地黄、沢瀉、ツルニンジン、ウコン、レンゲ、アンジェリカ、蓮の種子など。
	飲料	豆乳（ミルク）、果物や野菜のジュース、乳幼児食用混合汁、アルコール類、お茶類、ノンアルコール飲料類、果物酢類などの飲み物。
	油	オリーブオイル、ピーナッツオイル、サラダオイル、ヒマワリ油、ブドウ種子油、カカオ脂などの植物性油。
	発酵食品	微生物の発酵作用で製造された製品。例えば、味噌、醤油、酵素など。
	その他	上述の項目に分類できない製品。例えば、天然植物のエキス、ココナッツ製品或いは熱処理を施した種など。
有 機 畜 産 物	肉	豚肉、牛肉、ラム肉、鶏肉、アヒル肉、その他の肉
	卵	鶏の卵、アヒルの卵、ウズラの卵、その他の卵
有 機 畜 産 加 工 品	乳製品	牛乳、粉ミルク、ヨーグルト、チーズ、ドライチーズ、その他の乳製品
	肉製品	ソーセージ、加工肉、ベーコン、ハム、肉田麩、ミートフロス、干し肉、その他の肉製品
	卵製品	殻付き卵加工品、卵液、卵粉、その他の卵製品

	その他	その他の分類できない畜産加工品（例：バター）
有機水産物	藻類	藍藻、緑藻、スピルリナ、その他の藻類
	水産動物	テラピア、コビア、ハタ、スズキ、サバヒー、ハマグリ、しじみ、白海老、あゆ
有機水産加工品	藻類製品	藻の粉、藻の錠剤、その他藻類製品
	水産動物類加工品	テラピア、コビア、ハタ、スズキ、サバヒー、ハマグリ、しじみ、白海老、あゆを原料とした水産一次加工品

(参考6-3) 有機農産品関係法令

輸入有機農産品及び有機農産加工品管理方法(2011/6/23 改正)

- 2007年7月27日農糧字第0961061379号、衛署食字第0960404180号令により制定、公布、実施
- 2007年8月14日農糧字第0961061578号書簡第13条から第15条までの条文を正誤表にて訂正
- 2009年7月24日農糧字第0981047719号、衛署食字第0980402341号令により全条文を改正
- 2011年6月23日農糧字第1001053260号、署授食字第1001301669号令により第四条、第十一条を改正
- 2017年6月26日農糧字第1060207890B号令、衛生福利部衛授食字第1061301348号令により連署で第4、5、17条の条文を改正公布

第一章 総則

第一条 本方法は、農産品生産及び検証管理法（以下、「本法」と略称）第六条第二項の規定に基づいて制定する。

第二条 中央主管機関は、本法の第六条第一項に基づき、我が国と他国或いは中央主管機関により委託された機関、法人及び国際有機認証機構（組織）と有機農産品検証機構の認証の相互承認協定或いは協議を締結した国或いは国際有機認証機構（組織）を公告することができる。

第三条 中央主管機関により本法の第六条第一項に基づいて公告された国家或いは国際有機認証機構（組織）が次の状況の一つに該当する場合は、中央主管機関はその資格を取消し、公告する。

一、我が国或いは中央主管機関により委託された機関、法人と締結した有機農産品検証機構の認証の相互承認協定或いは協議の効力が消失した場合。

二、収集した情報により、その有機農産品の生産規範は我が国における有機農産品及び有機農産加工品の検証基準との差異が大

きい、或いは関連管理制度を確実に実施することが困難であると、中央主管機関が判断した場合。

第二章 輸入審査及び管理

第四条 輸入業者が有機の名義で販売する輸入農産品及び農産加工品を販売する前に、申請書及び下記の書類を中央主管機関に提出し、審査を申請しなければならない：

- 一、会社或いは商業登録証明書類のコピー。
- 二、輸入農産品及び農産加工品の有機検証合格証明書類。
- 三、輸出入許可書の番号欄において有機表示同意文書番号を予め採番した輸入申告書のコピー。ただし、2017年12月31日以前に輸入したものは、輸入申告書の輸入証明控えのコピーで代替できる。
- 四、輸出入時の動物検疫機関、植物検疫機関から交付された検疫証明書、検疫合格書。ただし、法律に基づいて検疫申請を免じるものは、添付が不要である。
- 五、中央主管機関により指定されたその他の書類。

第五条 前条の第二款に定められる検証証明書類は、中央主管機関が本法の第六条第一項に基づいて公告した国家或いは国際有機認証機構（組織）によって認証された検証機構により発行されるものとする。

前項の証明書類の内容は以下の項目を含むものとする：

- 一、外国の農産品経営業者の名称及び住所。
- 二、製品の名称、ロット番号及び農産加工品有機原料含有量の比率。
- 三、製品の重量或いは容量。
- 四、輸入業者或いは買い手の名称。
- 五、検証機構の名称及び住所。
- 六、発行期日。
- 七、中央主管機関により指定されたその他の項目。

第六条 第四条に基づく審査を実施するために、中央主管機関は必要に応じて申請人に検査或いは試験を実施するためのサンプルの提供を要求することができる。

第七条 次の状況の一つに該当する場合、中央主管機関はその理由を明確に説明し、申請を却下しなければならない：

- 一、審査申請対象である輸入農産加工品の有機原料の含有量が95%以下である場合。
- 二、輸入農産品及び農産加工品の検疫結果が、有機農産品及び有機農産加工品の検証基準に適合しない場合。
- 三、補正或いはサンプルの提出を通知され、正当な理由なく期限内に補正或いはサンプルの提出をしなかった場合。
- 四、製品の試験結果が本法の第十三条の規定に合致しなかった場合。

前項の第一款に定められる有機原料の含有量の計算は、有機農産品及び有機農産加工品の検証基準の規定を準用するものとする。

第八条 中央主管機関は、審査に合格した輸入有機農産品及び有機農産加工品に対して、有機標示許可書を発行するものとする。

前項の有機標示許可書は、以下の項目を含むものとする：

- 一、輸入業者の名称及び住所。
- 二、外国の農産品経営業者の名称。
- 三、製品の名称及びロット番号。
- 四、製品の重量或いは容量。
- 五、検証機構の名称。
- 六、有機標示許可書の番号。

第九条 輸入業者は、有機農産品及び有機農産加工品の輸入及び販売に関する記録及び書類を、少なくとも一年間保存しなければならない。ただし、有効期日が標示されている場合は、少なくとも有効期日満了後一年間保存しなければならない。

第三章 標示及び標章

第十条 輸入有機農産品及び有機農産加工品の標示は、繁体字中国語を使用し、外国文字及び汎用符号にてそれを補足することができるものとする。

第十一条 容器に入れられ、または包装された輸入有機農産品及び有機農産加工品を販売する際に、次に掲げる事項を標示しなければならない：

- 一、製品名称。
- 二、原料名称。
- 三、輸入業者の名称、住所及び電話番号。
- 四、原産地(国)。ただし、製造工場或いは検証を実施した場所の住所など、原産地(国)を十分に表す標示がある場合は、この限りではない。
- 五、検証機構の名称。
- 六、有機標示許可書の番号。
- 七、その他の法律・規定により定められた要標示事項及び中央主管機関により公告された要標示事項。

前項の第一款の製品名称と第二款の原料名称が同じものである場合は、原料名称の標示を省くことができる。

第一項第一款の製品の名称に、「有機」の文字を標示すること。

第十二条 前条の第一項第二款に定められる原料名称の標示は、水及び塩を除いた有機原料を、「有機」の文字或いはその他の符号を用いて修飾或いは説明することができるものとする。

第十三条 第十一条の第一項第四款に定められる原産地(国)の標示は、次の規定に基づいて実施するものとする。

- 一、輸入貨物の原産地における認定基準により認定された原産地(国)を標示すること。
- 二、於包装或いは容器の目立つ箇所に標示すること。

第十四条 第十一条第一項第五款に定められる検証機構の名称は、包装或いは容器の目立つ箇所に標示すること。ただし、外国の検証機構の標章を標示として使用している場合は、標示を省くことができる。

第十五条 農産品経営業者が固定営業場所においてばら売りの輸入有機農産品及び有機農産加工品を販売する場合、製品の名称及び原産地(国)を標示してある掲示板を陳列し、第十一条第一項第六款に定められる有機標示許可書のコピーを展示しなければならない。

前項の製品の名称及び原産地(国)の標示は、第十一条第三項及び第十三条第一款の規定を準用するものとする。

第一項に定められる原産地(国)の標示の字体の長さ及び幅は **3cm** 以下になってはならない。

第四章 附則

第十六条 中央主管機関は、第四条に定められる審査、第六条に定められる検査及び試験、第七条に定められる申請の却下或いは第八条第一項の有機標示許可書の発行を、所屬機関に委任、或いはその他の機関（構）、法人または団体に委託することができるものとする。

第十七条 本方法の規定に基づいて添付する書類は、中国で作成したものではない場合、輸入業者の会社印及びその代表者印の捺印がなされると共に原本と相違ない旨の認証文を付記した中国語翻訳版を添えなければならない。

第十八条 申請人が本方法に基づいて提出した書類及びその内容の真偽を確認するため、中央主管機関は我が国の海外大使館、関連国家の機関或いは組織に協力を要請することができるものとする。

第十九条 本方法は、公布日より実施されるものとする。

海外果樹農業情報 刊行物一覧

No.	調査報告書名	発行年月日
78	ポーランド共和国におけるリンゴ及びリンゴ果汁の生産・流通事情調査報告書	04. 3
79	西欧のくだもの消費事情調査報告書	04. 6
80	中国山東省におけるアウトウの生産・流通事情調査報告書	04. 7
81	米国における果実消費動向及び生食用果実流通実態調査報告書	04. 8
82	欧米のくだもの消費事情調査報告書	04. 9
83	オーストラリアにおけるリンゴ及びアウトウの生産・流通事情調査報告書	05. 3
84	中国におけるリンゴの生産・流通事情調査報告書	05. 6
85	タイにおける果実の流通・販売の実態に関する調査報告書	05. 6
86	日米におけるフードガイドの新たな動きについて（くだもの編）	05. 7
87	インドネシアにおける熱帯果実の生産・流通事情調査報告書	06. 1
88	海外の果実生産・貿易状況 2006年版	06. 4
89	台湾における果実の生産・流通・消費事情等に関する調査報告書	06. 6
90	スペインにおけるカンキツ類の生産・流通事情調査報告書	06. 10
91	ベトナム・韓国・インドネシア・台湾における果実の生産・流通事情調査報告書（補遺版）	06. 10
92	チリにおける落葉果実等の生産・流通事情調査報告書	07. 2
93	台湾における果実の輸入関連制度に係る調査報告書（付 果実の生産・流通状況）	07. 5
94	アラブ首長国連邦・インド・タイにおける果実の生産・流通・消費事情調査報告書	07. 7
95	ニュージーランドにおける果実の生産・流通・消費事情等調査報告書	08. 3
96	台湾における日本産果実の流通・消費実態調査報告書	08. 6
97	韓国における主要果実の生産及び輸出入等に関する実態調査報告書	08. 7
98	ドイツ・オランダにおける果実・果実加工品の生産・流通状況調査報告書	09. 2
99	台湾における日本産果実の生産・流通・消費実態調査報告書	09. 6
100	世界の主要果実の生産・貿易概況 2009年版	09. 11
101	中国におけるポンカンの生産・流通実態調査報告書－福建省及び浙江省を中心として－	09. 11
102	米国におけるリンゴの加工品等実態調査報告書	10. 2
103	ロシアにおける日本産果実の販売可能性及び同国の果樹農業・政策基礎調査報告書	10. 7
104	米国連邦行政組織による果実消費拡大に向けた取組みに係る調査報告書	10. 8
105	台湾における日本産果実の流通・消費実態調査報告書	10. 8
106	グローバリゼーション下の米国の果汁産業及び新たな生産流通システム実態調査報告書	10. 8
107	インドにおける日本産果実の販売可能性及びインド産ブドウの対日輸出可能性調査報告書	10. 10
108	カナダの果樹農業・政策実態調査報告書	11. 3
109	米国カリフォルニア州におけるアウトウの生産・流通事情調査報告書	11. 6
110	台湾における果実の生産・流通・消費等実態調査報告書	11. 6
111	中東における日本産果実の販売可能性調査	11. 8
112	ブラジルにおけるオレンジ及びオレンジ果汁を中心とした生産・流通事情調査報告書	11. 9
113	中国の主要都市における日本産果実の販売可能性及び中国のアウトウ産地調査報告書	11. 10
114	世界の主要果実の生産・貿易概況 2012年版	12. 3
115	台湾における日本産果実の流通状況等実態調査報告書	12. 6
116	中国におけるブドウの生産・流通・消費調査報告書	12. 10
117	韓国の対米国 FTA 締結による韓国果樹産業への影響等調査報告書	12. 11
118	台湾における東日本大震災後の日本産果実等流通状況実態調査報告書	13. 3
119	中国におけるモモの生産・流通・消費調査報告書	13. 3
120	世界の主要果実の生産概況 2013年版	13. 10
121	台湾における日本産果実の流通状況及び輸入に関連する規制等に係る調査報告書	14. 3
122	世界の主要果実の貿易概況 2013年版	14. 3
123	世界の主要果実の生産概況 2014年版	14. 10
124	世界の主要果実の生産概況 2015年版	15. 3
125	台湾における日本産果実の流通及び輸入促進に向けた諸課題に係る調査	15. 3
126	ニュージーランドの果樹農業及び香港の日本食品・果実事情調査報告書	15. 8
127	海外の果樹産業ニュース 2015年度版	16. 3
128	台湾における日本産食品の輸入規制強化にともなう日本産果実の流通への影響に係る調査報告書	16. 3
129	海外の果樹産業ニュース 2016年度上期版	16. 10
130	世界の主要果実の生産概況 2016年版	17. 2
131	海外の果樹産業ニュース 2016年度下期版	17. 3
132	台湾における日本産果実の流通状況及び輸入促進に向けた諸課題に係る調査	17. 3
133	海外の果樹産業ニュース 2017年度上期版	17. 9
134	世界の主要果実の生産概況 2017年版	18. 2
135	海外の果樹産業ニュース 2017年度下期版	18. 3

